

平成19年6月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成19年6月20日～22日

場 所 第5委員会室

平成19年 6 月20日（水曜日）

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 平成19年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第8号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 県道の路線認定について
- 報告事項
 - ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・ 県が出資している法人の経営状況について
 - 宮崎県住宅供給公社（別紙2）
 - 宮崎県道路公社（別紙3）
 - 宮崎県土地開発公社（別紙4）
 - 財団法人宮崎県機械技術振興協会（別紙11）
 - 財団法人宮崎県産業支援財団（別紙12）
 - 財団法人宮崎県建設技術推進機構（別紙16）
 - ・ 平成18年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
 - ・ 平成18年度宮崎県事故繰越し繰越計算書（別紙19）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 企業立地促進補助金の見直しについて
 - ・ 県物産振興センター会員企業の鶏肉加工品の

取扱状況について

- ・ みやざきフラワーフェスタ2007開催結果について

出席委員（9人）

委員 長	横 田 照 夫
副 委 員 長	田 口 雄 二
委 員	坂 元 裕 一
委 員	蓬 原 正 三
委 員	水 間 篤 典
委 員	濱 砂 守
委 員	萩 原 耕 三
委 員	外 山 良 治
委 員	武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高 山 幹 男
商工観光労働部次長 （商工担当）	河 野 富二喜
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	後 藤 厚 一
部参事兼商工政策課長	内 栞 保 博 秋
新産業支援課長	矢 野 好 孝
企業立地対策監	森 幸 男
地域産業振興課長	工 藤 良 長
経営金融課長	古 賀 孝 士
観光・リゾート課長	橋 口 貴 至
労働政策課長	西 盾 夫
地域雇用対策監	金 丸 裕 一
工業技術センター所長	河 野 雄 三
食品開発センター所長	青 山 好 文
県立産業技術専門校長	坂 口 正 紀

事務局職員出席者

総務課主任主事 児玉直樹

議事課主任主事 古谷信人

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日からの委員会の日程であります。

お手元に「委員会日程（案）」及び「委員会審査の進め方（案）」を配付しておりますので、ごらんください。今回は、補正予算関連議案の審議を尽くす観点から、「委員会審査の進め方（案）」のとおり、「補正予算関連議案」と「その他の議案等」に分けて審査を行いたいと考えております。委員会の日程につきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

商工労働部の皆さん方、おはようございます。御苦労さまでございます。

本委員会に付託されました議案等のうち、「補正予算関連議案」以外の議案等について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

説明に入ります前に、一言おわびを申し上げたいと存じます。先日発表されました「不適正な事務処理に関する自主申告」に関しまして、

商工観光労働部におきましては、いわゆる「預け」はありませんでしたが、県立産業技術専門校高鍋校におきまして、ジュースの自動販売機設置業者から、売り上げの1割を利用者への「還元金」として受け取りまして、清掃時におきまず訓練生へのジュース代等に充てていたという事実がございました。学校がこのような還元金を後援会名義の口座で管理しますことは、公金を取り扱っているかのような誤解を招きやすい事務処理であり、適当ではなかったと考えております。現在は改善されておりますけれども、このような事実が確認されましたことは、議会の皆様、県民の皆様申しわけなく存じ、おわび申し上げたいと存じます。商工観光労働部といたしましては、現在行われております全庁的な調査におきまして、徹底的な実態把握に努めますとともに、適切な事務処理がなされるよう取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、座って、御説明に移らせていただきます。

先ほど委員長からお話ございましたように、まず、補正予算案以外の議案につきまして御説明を申し上げたいと存じます。

お手元にお配りしております「商工建設常任委員会資料」の表紙の下の目次をごらんいただきたいと存じます。まず、2つ目の丸ですけれども、議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、3つ目の丸の「平成19年6月定例県議会提出報告書」として、財団法人機械技術振興協会など県が出資しております2つの法人の経営状況等の御報告、さらに4つ目の丸の「商工観光労働部をめぐる最近の動き」といたしまして、「企業立地促進補助金の見直し」ほか2項目につきまして、御説明をしたいと存

じます。

詳細につきましては、担当課長等から御説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○古賀経営金融課長 それでは、議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

議案書では「平成19年6月定例県議会提出議案書」、27ページになりますけれども、委員会資料を使って説明をさせていただきたいと思いません。

常任委員会資料14ページをお開きいただきたいと思います。まず、1の改正の理由でございます。「貸金業の規制等に関する法律」が平成18年12月に一部改正され、法律名が変更になりますことから、本条例の改正を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、本条例第3条第1項第281号中の「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改めるものであります。

3の施行期日でございますが、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○矢野新産業支援課長 「平成19年6月定例県議会提出報告書」の中の県が出資している法人の経営状況についてでございますけれども、きょうの委員会資料の中に写しが入っておりますので、委員会資料の15ページのほうをお開きください。こちらのほうからお話しさせていただきます。

まず、県が出資しております法人の経営状況についてでございますが、「財団法人宮崎県機械技術振興協会の概要」について最初に説明させていただきます。

まず、1の役割等でございます。財団法人宮崎県機械技術振興協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことによりまして、本県の機械金属工業の振興に寄与することを目的としまして、昭和54年2月17日に設立された法人でございます。基本財産は300万円で、うち県の出資額が150万円、出資割合が50%となっております。

次に、2の事業内容でございます。当協会は、宮崎県機械技術センターの管理運営業務を受託しておりまして、主として県北地域を中心とする機械金属関連中小企業を対象に、試験研究、技術指導、依頼試験等の業務を実施しているところでございます。

次に、3の組織等でございます。理事長が延岡市長、副理事長が延岡鐵工団地協同組合理事長となっております。県OBの常務理事が1名、理事が11名、監事が2名、計16名の役員で構成されております。また、職員は、常務理事兼務の宮崎県機械技術センターの所長以下6名でございます。この中に県派遣職員が1名おります。

それでは、県が出資しております法人の経営状況について説明いたします。16ページをお開きください。「財団法人宮崎県機械技術振興協会」についてでございます。

まず、1の事業概要でございますが、先ほど説明しましたとおり、県が設置しました宮崎県機械技術センターの管理運営業務を受託しておりまして、技術指導、調査研究等を実施しているところでございます。

次に、2の事業実績でございます。平成18年度におきましては、表の各事業を実施いたしました。このうち、②の技術指導についてですが、従来の技術研修や技術相談に加えまして、企業

の経営者や技術者を対象に、物づくり意識の高揚と技術力の向上を図ることを目的としました、オの「県北モノづくりセミナー」、それから技能者が有しますすぐれた高度技術の継承等、若手技術者の育成を行うための、カに示しております「テクニカルフェローシップ制度」を新たに実施しているところでございます。

次に、17ページをお開きください。昨年度までは収支決算書によりまして報告しておりましたが、国の公益法人会計基準の改正に伴いまして、平成18年度事業から新会計基準に基づく財務諸表を適用しているところでございます。まず、3の貸借対照表でございませけれども、平成18年度末のすべての資産、負債及び正味財産の状態を表示しているところでございます。最初のⅠの資産の部ですが、1の流動資産が普通預金など420万円余、2の固定資産が(1)の基本財産、(2)の特定資産などで2,134万6,000円余でございまして、表の中ほどの資産合計2,554万7,000円余となっております。次に、Ⅱの負債の部ですが、1の流動負債が未払金など290万1,000円余、2の固定負債が退職給与引当金1,683万円、負債合計は1,973万6,000円余であります。なお、未払金につきましては、平成19年4月末ですべて支払いが完了しております。Ⅲの正味財産につきましては、2の一般正味財産が581万円余でありまして、表の一番下の負債及び正味財産合計は、資産合計と同額の2,554万7,000円余となっております。

次に、18ページの正味財産増減計算書について説明いたします。この計算書は正味財産の変動状況を示すものでございませけれども、18年度は新会計基準を適用した初年度でありますため、当年度のみ表示されております。まず、上から3段目の(1)の経常収益の主なものでご

ざいませけれども、県からの受託事業収益の5,400万5,000円と地元の企業や団体からの寄附金140万円であります。(2)の経常費用でございませけれども、受託事業費の機械技術センター管理運営受託事業費が5,400万5,000円と表の中ほどの管理費の法人管理費の161万4,000円余となっております。経常費用計の下の方、当期経常増減額は、マイナス9万8,897円となっておりますけれども、正味財産の期末残高は581万円余であります。

次に、19ページの財産目録であります。貸借対照表の内容と重複します。割愛させていただきます。

以上が18年度の事業報告でございませ。

次に、20ページをお開きください。19年度の事業計画について説明いたします。

まず、2の事業計画でございませけれども、①の試験研究につきましては、今年度は三次元測定機と測定対象物の温度環境に関する研究を行うこととしております。次に、②の技術指導のうち、エの技術講習会につきましては、放電加工技術講習会など、企業のニーズが高いものを反映させて企画しているところでございませ。そのほか、技術指導では、平成18年度に引き続きましてオの県北モノづくりセミナーやカのテクニカルフェローシップ制度などを実施することとしております。また、⑥の企業の巡回訪問でございませけれども、昨年度に県北地域の機械金属関連企業を対象に実施いたしましたアンケート調査の結果を踏まえまして、現場が抱える技術的問題や企業ニーズを把握することを目的に、企業訪問を実施することとしております。このほか、③の依頼試験、④の設備利用、⑤の調査についても、18年度に引き続き取り組むこととしております。

次に、21ページの収支予算書でございますが、まず、Ⅰの事業活動収支の部でございます。1の事業活動収入は、機械技術センター管理運営受託事業収入5,434万1,000円や寄附金収入145万円を計上しております。2の事業活動支出につきましては、ほとんどが昨年度と同様の項目で計上しておりますが、協会職員1名が平成19年度末、来年の3月末で退職予定でありますため、ページ中ほどに法人管理費の中で退職給付1,531万5,000円を計上しております。そのために、次の22ページの上から10行目でございますけれども、事業活動収支差額がマイナス1,561万8,000円となっております。退職給付の支出による収支差額につきましては、Ⅱの投資活動収支の部におきまして、退職給付引当資産取崩収入を計上して充当しておるところでございます。Ⅲの財務活動収支の部については、借入金等の増減取引によって生じた収入・支出の状況を明らかにする区分でございますけれども、当該取引の該当はございません。また、Ⅳの予備費支出として49万5,000円余を計上しておりますが、すべての区分の収支差額を示す、下から3行目の当期収支差額はマイナス129万8,606円となっておりますが、前期繰越収支差額が129万8,606円でございますので、一番下の次期繰越収支差額はゼロ円となっております。

以上が平成19年度の事業計画でございます。

これで、「財団法人宮崎県機械技術振興協会」の報告は終わります。

次に、「財団法人宮崎県産業支援財団」について説明いたします。

当財団の事業でございますが、これは新産業支援課だけではなくて、地域産業振興課、経営金融課所管事業もございまして、一括して私のほうから説明させていただきます。なお、所管

事業に対する質問については、関係課から回答いたします。

資料の23ページをお開きください。産業支援財団の概要についてであります。1の(1)の目的をごらんください。当財団は、新事業・新産業の創出によります本県産業の活性化を図るために、産学官連携による研究開発の推進を初め、創業、新商品、新技術の開発等を行おうとする事業者への支援を総合的に行います中核的支援機関として、県内のほかの支援機関などと連携しまして、計画段階から事業化段階までの資金、販路開拓などの支援及び設備導入や取引のあっせん、地域商業の活性化や建設業者の新分野進出の支援を行っているところでございます。(3)の出資状況でございますけれども、基金等を含めました②の出資総額が13億3,452万9,000円、このうち、国庫を含めた数字でございますけれども、県が85.6%を出資しているところでございます。

2の組織等でございますけれども、平成12年に2つの団体が統合されて誕生しましたことから、創業支援、産学官連携推進、情報部門が佐土原の県工業技術センターの中に、また、設備資金と取引振興部門は県中小企業会館内に事務所があります。また、宮崎市内のアゲインビル内にありました商業支援センターにつきましては、昨年度末をもって終了いたしております。

次の24ページをお開きください。こちらは平成19年6月定例県議会提出報告書の当財団の報告部分の写しでございますけれども、2の事業実績でございますが、当財団の事業内容は主に3つに分類されます。まず、(1)の新事業・新産業の創出であります。これは、産学官連携によります研究開発を推進することによりまして、新たな技術シーズを生み出して新事業・新

産業の創出を図るものであります。(2)の挑戦する中小企業の支援であります。県内中小企業の経営革新や製品開発などの事業活動に対する支援を行うものでございます。(3)地域商業・サービス業の活性化であります。中心市街地における中小商業活性化等に関する事業を行うことにより、県内中小企業の活性化を図るものでございます。この3つであります。

次に、平成18年度に実施しました主な事業について説明させていただきます。下の表をごらんください。なお、事業費の欄には事業ごとの事業費を手書きで記載しております。まず、(1)の新事業・新産業の創出であります。①の地域結集型共同研究事業であります。現在、産業支援財団が中核機関としまして、宮崎大学、鹿児島大学など産学官が結集いたしまして、「食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出」に関する共同研究を実施しているところでございます。平成18年度は13件の特許を出願したところでございます。次の25ページの④から⑥までの事業でございますが、これらは、それぞれ県内におきまして新技術・新産業につながる研究開発を支援するものでございまして、④の戦略的地域科学技術振興事業は、大学や企業等の基礎研究に対しまして支援を行います。また、⑤の産学官連携新技術実用化共同研究推進事業ですが、これは、県内の有望な研究グループに対しまして共同研究を委託したものでございます。⑥のみやざき産業クラスター創出促進事業ですが、これは、本県が推進しておりますIT分野とバイオ分野の産業集積を図るために、ITとバイオの研究開発を推進したものでございます。⑦都市エリア産学官連携促進事業であります。これは、文部科学省から地域指定を受けました研究開発事業でございまして、都城盆地地区で

「バイオマスの高度徹底活用による環境調和型産業の創出」というテーマで、豚ふんと間伐材等を利用した木炭の混合燃料の研究、また、木材乾燥から回収される精油の製品化についての研究を行ったところでございます。また、延岡市を中心とする魚のあらなどの海洋性バイオマスを活用しまして、認知症、不眠などの高齢者の疾病の改善予防につながる機能性物質の抽出についての研究を行ったところでございます。⑨環境リサイクル技術開発支援事業につきましては、産業廃棄物の減少につながる共同研究について支援を行ったところでございます。

次の26ページのほうに移っていただきたいと思います。②の挑戦する中小企業への支援についてでございます。①の総合相談窓口開設事業ですが、これは、佐土原の創業支援等部門に企業の研究開発、営業販売等の経験のある専門家、コーディネーター等を6名配置しまして、県内中小企業からの相談に対応したところでございます。③の経営相談・助言指導事業ですが、これは、県土整備部からの委託を受けまして、新分野へ進出する建設業者のためのセミナーの開催、計画策定の支援を行ったところでございます。⑤の中小企業経営基盤強化対策事業でございますけれども、これは、産業支援財団に設置しております中小企業経営基盤強化基金というのがありますが、これを取り崩しまして、中小企業の製品開発や販路開拓を支援したところでございます。なお、この基金は18年度末で取り崩しを終了しましたため、6月の補正予算で2,000万円の積み増しをお願いしているところでございます。次の27ページにお移りください。⑩の設備資金貸付及び設備貸与事業であります。中小企業の経営基盤強化に必要な設備資金の貸付や設備の貸与を行ったところでございます。

⑪の取引振興事業でございますが、発注企業と県内の受注企業の取引のあっせん、県外の見本市等への出展企業に対する支援を行ったところでございます。

次に、ページ下のほうの（３）の地域商業・サービス業の活性化についてでございますが、①の中心市街地商業活性化基金事業ですが、街づくり機関が行います中心市街地における活性化事業に対する助成を行ったところでございます。次に、28ページにお移りいただきたいと思っております。③の商業フロンティア支援事業であります。意欲ある創業予定者を対象としたセミナーの開催や情報の提供を行ったところでございます。

次の29ページのほうにお移りください。当財団の財務状況につきましては、まず、貸借対照表を説明申し上げます。これにつきましては、31ページの財産目録と内容的に補完関係にありますので、一緒に説明させていただきます。

まず、29ページ、Ⅰの資産の部の流動資産でありますけれども、流動資産が29億9,076万円余でありまして、内訳は31ページの財産目録に記載しておりますように、現金預金、割賦設備、未収金等となっております。29ページ、貸借対照表にお戻りください。次に、固定資産であります。①の基本財産、基金や引当金などの使途が制限されております②の特定資産、③のその他の固定資産を合わせまして48億2,522万円余であります。流動資産と固定資産の資産合計は、78億1,599万円余となっております。

次に、Ⅱの負債の部でございますが、流動負債が27億7,912万円余、固定負債が40億4,537万円余でありまして、負債合計が68億2,450万円余となります。これらの内訳につきましては、31

ページの財産目録に記載しておりますように、流動負債は短期借入金と未払金等、また固定負債は主に設備貸与事業に係る県からの長期借入金、各種引当金等となっております。

再び29ページにお戻りください。Ⅲの正味財産の部についてであります。下から2行目の正味財産合計の欄をごらんください。資産合計から負債合計を差し引いた平成18年度末の正味財産は、9億9,148万円余であります。上のほうの欄をごらんいただきたいと思っております。この正味財産のうち、使途が指定もしくは制限されている部分は指定正味財産に分類されておまして、8億1,952万円余であります。また、それ以外は一般正味財産に分類されておまして、1億7,195万円余となっております。なお、括弧内の金額ですが、指定正味財産及び一般正味財産それぞれにつきまして、基本財産と特定資産に充当した金額の内訳を記載しておるところであります。

30ページをお開きいただきたいと思っております。正味財産増減計算書であります。これは、平成18年度の事業期間におきまして、どのような収入や支出によって正味財産の増減が生じたかについて記載しているところであります。

まず、Ⅰの一般正味財産増減の部についてであります。一般正味財産につきましては、通常の事業活動であります経常活動とそれ以外の経常外活動別に区分しております。Ⅰの経常増減の部であります。①の経常収益についてであります。主なものについて御説明いたしますと、4番目の受取補助金、これは国や県からの補助金でありまして、5億4,000万円余、3つ下の事業収益でございます。設備貸与事業に係る割賦販売収益などの収入で、7億7,593万円余、また、その下の受託事業収益は、研究開発事業

の国や県からの受託事業収入等の3億3,732万円余であります。それで、経常収益の合計は、20億2,614万円余となっております。次に、(2)の経常費用についてであります。事業費は、佐土原事務所の創業支援等部門と宮崎事務所の設備資金・取引振興部門別に区分しております。合わせて12億9,400万円余であります。また、引当金繰入額は、各種引き当てを行ったもので、経常費用の合計は19億6,562万円余であります。すぐ下の当期経常増減額の欄ですが、これは、経常収益計から経常費用計を差し引いたもので、6,051万円余となっております。

次に、2の経常外増減の部の経常外収益でございますけれども、受取補助金6,950万円余につきましては、産業支援財団に設置しております基金を取り崩し、原資にしている補助金でありまして、会計年度の制約がないために経常外に分類しているものであります。また、経常外費用につきましては、雑損失は、設備貸与事業で発生しました貸し倒れ損失7,931万円余などで、経常外費用の合計が8,735万円余となります。すぐ下の当期経常外増減額は、経常外収益計から経常外費用計を差し引いたもので、マイナス1,785万円余であります。その結果、当期経常増減額と当期経常外増減額の合計となる当期一般正味財産増減額は、4,266万円余となりまして、その下の一般正味財産期首残高に当期の増加額を加えたものがその下の一般正味財産期末残高となっております。

次に、Ⅱの指定正味財産増減の部についてあります。一番上の受取出資金は、県からの大学等の基礎研究を支援します戦略的地域科学振興技術基金へ5,000万円の増資をしたものであります。それから、3つ下の一般正味財産への振替額の主なものですが、中小企業の製品開発等

を支援する基金などを取り崩して事業費として支出するために、使途の制限のあります指定正味財産から一般正味財産へ振りかえたものであります。受取出資金、基本財産運用益、特定資産運用益の計5,201万円余が指定正味財産の増加分でございます。一般正味財産への振替額が指定正味財産の減少分でございますので、その結果、当期指定正味財産増減額が4,706万円余のマイナスとなっております。その下の指定正味財産期首残高からその当期の減少額を除いたものがその下の指定正味財産期末残高となっております。そして、この指定正味財産期末残高8億1,952万円余とⅡの指定正味財産増減の部のすぐ上の一般正味財産期末残高1億7,195万円余を足したものが、一番下のⅢの正味財産期末残高9億9,148万円余となります。

次に、32ページをお開きください。平成19年度の事業計画書について説明いたします。

2の事業計画をごらんください。19年度におきましても、平成18年度に終了しました一部の事業を除きまして、引き続き各事業に取り組むこととしておりますが、事業の内容は18年度事業報告で御説明申し上げましたので、ここでは新規事業のみを説明させていただきます。今回、6月補正でお願いしている事業については含まれておりません。

(1)の新事業・新産業の創出の④でございますが、「知的財産活用支援機能強化事業」でございます。これは、特許流通にかかわる専門人材の育成をし、中小企業等有する知的財産の活用、流通を促進するものであります。

次に、35ページをお開きください。3の収支予算書であります。平成18年度の最終予算との比較で各項目ごとに増減を記載しているところであります。収支予算書でございますが、Ⅰの

事業活動収支の部、Ⅱの投資活動収支の部、Ⅲの財務活動収支の部に区分されております。

まず、Ⅰの事業活動収支の部ですが、財団の事業取引によって生じた収入・支出の状況を明らかにしております。Ⅰの事業活動収入の3番目の補助金収入ですが、約2億700万円が減少しております。これは、都市エリア産学官連携促進事業の都城盆地エリアの事業が18年度で終了したことなどによるものであります。次に、3つ下の事業収入が2億2,000万円余減少しておりますが、これは、設備貸与事業の規模の減少によりまして、割賦償還金収入が減少するためであります。次に、2つ下の受託事業収入が8,700万円余減少しておりますが、これは、前年度予算額が財団が年度途中で開始しました国等の委託事業等が含まれた最終予算であるために生じた差でございます。

次に、事業活動支出の部の事業費支出が8億3,700万円余減少しておりますが、これは、平成18年度に創造的な事業活動を行います県内中小企業を支援する事業について、基金の償還期限を迎えましたため、原資8億円を県に償還したことによるものであります。

次に、基金や引当金という特定資産等の取引によって生じた収入・支出の状況を明らかにします投資活動収入の部であります。投資活動収入の2つ目、特定資産取崩収入等が2億2,400万円余減少しておりますが、これは、平成18年度に代位弁済引当金等の引当額の見直しに伴いまして、全額引当金を一たん取り崩しまして収入に計上したことによるものであります。次に、その下の基金取崩収入が8億6,200万円余減少しておりますけれども、これは、先ほど説明いたしましたように、平成18年度は基金8億円を県に返還するため、基金を取り崩して一たん収入に計

上したことによるものであります。

次に、Ⅱの投資活動支出の部の特定資産取得支出が1億9,700万円余減少しておりますが、これは、先ほどの特定資産取崩収入等の関連でありまして、平成18年度に代位弁済引当金等の引当額の見直しによりまして、見直し後の額を改めて計上したことによるものであります。

次に、金融機関等の借入金の取引等によって生じた収入・支出を明らかにする財務活動収支の部についてであります。財務活動支出の借入金返済支出が7億7,600万円余減少しておりますが、これは、平成18年度に事業終了に伴いまして、商店街競争力強化基金事業ですが、この基金の5億円を県に返還したことに伴うものであります。

Ⅳの予備費支出は、予備費を計上しております。その下の当期収支差額であります。これは、以上の事業、投資、財務の各収支の部の収支差額の合計から予備費支出を除いたものであります。これに、すぐ下の前期繰越収支差額を加えたものが次期繰越収支差額となります。

以上が平成19年度の事業計画であります。

これで「財団法人宮崎県産業支援財団」の報告を終わります。

○森企業立地対策監 それでは、常任委員会資料の36ページをお開きいただきたいと思います。企業立地促進補助金の見直しの主な内容でございます。今回の補助金の見直しに当たりましては、大型投資案件の誘致の促進、あるいは宮崎フリーウェイ工業団地の分譲促進、こういったような課題に対応し、地域経済の振興と雇用の拡大を図るため、極めて厳しい財政状況の中ではありましたが、選択と集中の観点で見直しを行うものでございます。

主な内容でございますが、まず、Ⅰの誘致企

業等認定制度の新設でございます。これまでは補助金の交付要件でございます新規県内常用雇用者数を満たす企業だけを県の誘致企業ということにしておりました。つまり、誘致企業イコール補助金の交付企業という制度でございましたけれども、今回、企業あるいは市町村からの要望もございまして、補助金の交付要件を満たさない企業であっても、一定の要件を満たす小規模の投資を行うような企業、例えば、一般製造業の場合、5人以上の雇用が見込め、かつ市町村の誘致企業などとして指定された企業、こういったものについても県の誘致企業として認定し、金融相談あるいは情報提供など各種の支援を行いまして、誘致企業の育成支援を図っていくこととしております。なお、認定を受けた企業で、さらに2以下に掲げてございますけれども、新規雇用などの要件を満たすものにつきましては、2の企業立地促進補助金を交付するということにいたしております。

次に、2の①の一般案件でございます。補助内容でございますけれども、県外誘致企業の区分につきましては、県外から新規に誘致した場合の補助内容でございます。現行の補助金交付要綱の新設の補助内容とはほぼ同じものがございます。その下の県内立地企業の区分につきましては、厳しい財政状況であることを踏まえまして、地場企業の新設・増設につきましては、雇用割補助のみとするほか、既に誘致した企業の増設を含めて補助金の交付額を現行制度より低くするなどによりまして、歳出抑制も図ることといたしております。

次に、2の②の大型案件の補助内容でございます。これまで補助金最高限度額は5億円で、九州で一番低い金額でございましたけれども、これを情報サービス業の場合は8億円、製造業

の場合は、九州最高額となる最大50億円に増額をいたしまして、大量の新規雇用や大きな経済波及効果が見込める大型投資案件の誘致促進に対応していくこととしております。

次に、2の③の宮崎フリーウェイ工業団地に限定した補助制度の新設でございます。これは、宮崎フリーウェイ工業団地に立地する企業に対しましては、投資割補助を2%高く設定いたしております。これによりまして、他地区への立地へ比べて優遇した補助を行うことにより、当該工業団地への立地を促進するものでございます。

補助金の制度の内容は以上でございます。

○工藤地域産業振興課長 次の37ページ、「県物産振興センター会員企業の鶏肉加工品の状況について」でございます。これは、県物産振興センターが、鶏の炭火焼きを製造販売している会員企業に対しまして、商品の加工状況等について文書で調査を行い、その結果が県に報告されたものであります。

2の調査結果でございますが、調査対象事業者は16社、回答者が16社で回答率100%でございます。商品数は32品目で、このうち自社で製造しているところが9社の19品目、ほかの企業に製造を任せているというところが7社の13品目ということになっております。次に、(3)の製品名に記載されている鶏肉の表示別商品数ですが、これは記載内容の横の欄を見ていただきますとわかりますように、「地鶏」とか「赤鶏」と書いていますけど、商品名に「地鶏の炭火焼き」とか「みやざき地頭鶏の炭火焼き」「赤鶏の炭火焼き」「若鶏の炭火焼き」と、そういうふうな分類で横に並べております。その品目数ですが、「地鶏」または「みやざき地頭鶏」と書いてある商品数が8品目です。それから、「赤鶏の炭火

焼き」というような表記になっているものが9、「若鶏」が1、ただ単に「鶏の炭火焼き」と書いてあるものが13、その他が1でございました。このうち「地鶏」または「みやざき地頭鶏」と表記がなっているものにつきましては、その原料肉について、この一番下の表にあります特定JAS、みやざき地頭鶏の基準に合致しているものということで定義をいたしまして調査いたしました。そして産地がどこだということも求めました。結果は、すべて県内産の地鶏、みやざき地頭鶏ということでございました。以上でございます。

○橋口観光・リゾート課長 委員会資料の38ページ、一番最後のページでございますが、ごらんいただきたいと思えます。「みやざきフラワーフェスタ2007の開催結果について」でございます。

第40回目となりました今回であります、3月17日から5月13日までの58日間の日程で開催されたところでございます。

3の会場でございますが、今回は40回ということもありまして、メイン会場の「こどものくに」を初めとしますフラワーフェスタの9会場、また、昨年より22会場をふやしました64会場となっております協賛イベント会場、このほかに、新たに、個人の庭園など31のガーデン装飾会場、さらには、春の美しい花々が見渡せる7カ所のビューポイントなども新たに加わりまして、昨年の51会場を大きく上回ります122の会場で実施されました。

4の開催概要等でございますけれども、(2)にありますように、40回記念行事といたしまして、著名な華道家でもございます假屋崎省吾氏によります講演会、それから宮崎市の中心市街地におきます前夜祭、こういったものを開催い

たしまして、フラワーフェスタの盛り上げが図られたところでございます。また、(3)にございますけれども、会場数が大幅に増加いたしまして、フラワーラリーによります周遊の促進が図られたところでございます。こうした取り組みの結果、フラワーフェスタ9会場の入場者数は、5の下のほうに挙げておりますけれども、82万7,645人ということで、昨年よりも6.6%、5万1,000人の増となったところでございます。

ことしで40回を迎えましたフラワーフェスタでありますけれども、キャンプ終了後の春のイベントとして定着しておるところでございますが、こうしたフラワーフェスタの開催によりまして、本県への誘客、県内の交流人口の拡大が図られたものと考えております。また、これまでの取り組みに加えまして、個人の庭園を会場とするなど、県民参加型のイベントといたしましたことで、来訪者との交流を通じた「おもてなしの心」がはぐくまれるとともに、「花とみどりにあふれる観光みやざき」の推進が図られたものというふうに考えておるところでございます。

観光・リゾート課からは以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了しました。委員の皆さん方、質疑がありましたらどうぞ。

○坂元委員 機械技術振興協会、いろいろ技術指導をするということですが、6名、どういうことをするんですか。

○矢野新産業支援課長 指導につきましては、技術相談とか技術講習会等をやっているところでもあります。

○坂元委員 どういう指導をするの。

○矢野新産業支援課長 基礎技術の研修ということで、例えば、昨年度は14コース、38人やっておりますが、ワイヤーカットの放電加工研修、

形彫り放電加工研修とか、真空熱の処理研修、三次元測定機の使い方の研修とかをやっております。それから、専門技術研修としまして、NCプログラムの作成技術、加工技術、研削加工技術、熱処理の技術、顕微鏡検査技術、材料の強度測定技術、精密寸法形状測定技術、それとエックス線による欠陥検査技術等をやっております。件数としては569件で人数が650人、これは延べの数字でございますけれども、こういう実績があります。

○坂元委員 例えば、コンクリートの強度試験なんかやっていますよね。これは普通の生コンの試験室がありますが、これと同じことですか。

○矢野新産業支援課長 依頼試験のほうはコンクリート強度試験、鋼材の強度試験の2種類でございます。コンクリートのほうはまさに民間でもやっておられますので、できるだけ民間のほうの御利用を優先的にやっておりますが、どうしても時間的にやってほしいとかいう要望があった場合を含めまして、ここでやっているところでございます。

○坂元委員 厳密に言えばなきやならない組織だということですかね。民間でできない、どうしても協会がなきやならないという組織ですか。

○矢野新産業支援課長 協会につきましては、以前、あり方検討会、いろいろ特別委員会等も経緯がありまして、議論したところでございます。県北の機械技術振興のためにはぜひ必要だということで、結論的には残すことにしております。18年度から指定管理者ということで、今、県から委託した形で運営しておりますが、私どもでお願いしております県北地域、要するに延岡、門川、日向、こういうところで合併がありまして、産業振興という形でビジョンづくりをお願いしまして、延岡市が今の新しいビジョン

をここの春につくったところでございます。そういう中で機械技術センターの位置づけということで、今後、延岡市が工業の振興をしていく上で非常に重要な存在だということでこちらでも位置づけしております。将来、東九州自動車道とかができた暁には、ここの存在というのももっと高くなるんじゃないかということで、地元の声も高いもんですから、そういうことで私どもももっと応援したいと思っています。

○坂元委員 支援財団ですが、貸借対照表とか数字の説明がなされましたよね。問題は、今まで出願した特許の数、その特許が生んだ特許料の部分、いろいろ書いていますね。どういう効果があったのか、その部分を教えてもらえませんか。あれだけの莫大な金を突っ込んでいるわけだから。

○矢野新産業支援課長 特許につきましては、県有特許、工業技術センターとか食開センター、また産業支援財団の中にもあるものでございます。産業支援財団は、12年度に今の組織になった後に産学官連携の中核的機関としまして、今、いろいろ共同研究等を行っているところでございます。この中で地域結集型事業とか都市エリア事業、こういう中で特許が生まれてきておりますが、今の段階で基礎研究が大体進んでおるところであります。今後、商品化に向けた形で県内の農産物等を生かしたようなバイオとか、そういう面の産業を振興していく上で重要と考えておりますが、実際商品化されたものは、エマルジョン技術とか、農業分野でシロニガウリ、こういうのを商品化されたもの、それから実用化されたものが数件ということでありまして、まだ今から伸ばしていきたいという分野でございます。

○坂元委員 平成12年に合体しましたよね。そ

れまでの部分もあるでしょう。がん予防の食の何とかを開発しているとか、その成果が出るかどうかわかりませんが、つまり、今までいろいろ金を入れてきた、問題は県内産業にどれだけ経済効果を及ぼしたかというのをつかんでませんか。例えばこの分野でこれだけ売り上げを上げているんですよ、だから税金なんてほんの微々たるものですよというぐらいの例えば特許料が年間に何ぼ入ってくるのか。

○矢野新産業支援課長 経済効果というのはまだそんなに出ていないんですが、商品化した先ほどの2件も含めまして、今のところ12件、財団から発したものはあります。さっきのは結集型の2件ですけれども。これで売上高が3億8,500万、それから国等の研究成果、開発試験で6件、6億3,300万であります。あと、ベンチャー企業が今のところ3社設立されているところです。今、緒についた段階でありまして、これから伸びていくものと期待しているところでもあります。

○坂元委員 平成12年に合体する前からずっとあるわけですね。技術情報センターとかずっとあるわけだから、かなりの技術蓄積というのがあって、それで県内で相当数の企業が起きているというような成果があるかどうかを今聞いているわけですよ。県内にまだ埋もれている製品もいっぱいあるわけですね、アイデア商品でも何でも。しかし、官がこれだけかんでも企業として生まれ変わることができない、はっきり言えば明確な効果がないということですよ。例えば、建設業者の新分野進出支援を行ったということが書いてありますが、何社ぐらい、どの分野に行ったか。

○矢野新産業支援課長 建設業につきましては、出張相談窓口の開設、セミナー開催、建設業の

経営革新プランの策定、それから経営基盤強化対策基金ということで事業をやっております。

○坂元委員 何社、どの分野に進出したか。

○矢野新産業支援課長 実績ですが、今のところ数字的には14社挙がっております。多数の建設業者がおりますけれども、新分野進出で財団が把握している事例は14社挙げております。

○坂元委員 どこに。

○矢野新産業支援課長 田野町の建設業者さんが農業分野に進出、宮崎の建設業者さんがデイサービス業、都城の高城町の建設業者さんが農業、五ヶ瀬町の建設業者さんが農業、都城の建設業者さんがレストラン経営、これが17年度、18年度で15社ですが、16年度以前は9社ございまして、宮崎市の建設業者さんがデイサービス業、日向市の建設業者さんが農業、都城市の建設業者さんが有料老人ホームを開設されたところです。都城がもう一つ、福祉用品のレンタル業、北浦町の建設業者さんが農業、日向市の建設業者さん、御存じかもしれませんが、焼酎製造を開始されたところがございます。それから、同じく日向市の建設業者さんが土地改良材の販売、宮崎市があと2つ、環境リサイクルの舗装材、ミネラルウォーターの分野に進出した事例があります。

○坂元委員 建設業を廃業しようと、そしてほかの業種に転業しようと、支援財団に行けば何をしてくれるの。

○矢野新産業支援課長 相談事業の中でいろんな提案を持ってきます。去年は124社、建設業の免許を持った方が相談事業に来られていますが、そこにコーディネーターの方がそれを担当されて、いろんな経営のノウハウとか、それから調査も行ったり、現地に行きまして、そこでノウハウをいろいろ指導するとかいうことをやって

います。新産業支援課にもいろいろ相談事業が来ますけれども、財団と一緒にやっているとございます。事例を1つ挙げますと、高千穂あたりからも1つ、今週ありましたけれども、そこには地元の商工会と産業支援財団の担当が行きまして、その事業者さんの構想をいろいろお伺いしながら、そこで新分野進出をするときの組み立て方を指導したところございます。その後、またコーディネーターが行きまして、専門的なノウハウの指導をやったところございます。また、私も地元に行きまして、そういうお話を聞いたりして、協力機関との連携の仕方とか、そういうところをやったりしているところございます。こういうぐあいに、窓口で聞いて、こうなさいと言うよりも、むしろ今、現地まで出かけて行って指導するとか、そういうことでやっているところございます。

○坂元委員 恐らく1,800から2,000社ぐらいはつぶれるだろうと。支援財団はその建設業者の駆け込み寺となり得るのか。

○矢野新産業支援課長 財団としましては、建設業者関連につきましては、3つの段階が考えられると思います。まず、倒産をされた方についてどうするか、それと、倒産をしかかっている人をどう助けるか、これは金融の問題であります。それから、経営危機に陥る前に新しい分野に取り組む方、むしろ、その経営危機に入る前に新しい分野に入る方法等、こういうのを中心に考えているところあります。その3つの段階につきましては、財団一つではなくて、県庁全体でそういう取り組みはしていかななくてはならないと考えております。また、今後、夏以降にそういう建設業者さんの厳しい局面が出てくるんじゃないかということは私もいろいろ想定しておりまして、この議会終了後になりま

すけれども、ほかの県の構造不況とか、そういう事例等も含めて調査して、いろんな施策を考えたいと思っております。以上です。

○坂元委員 それから、地鶏ですが、DNA鑑定はやっているんですか。

○工藤地域産業振興課長 やっているかどうかは調べておりません。

○坂元委員 あなたたちは聞き取り調査は業者の言い分を聞いているだけだから、ただ農政水産部の畜産課に行って、DNA鑑定をちゃんとやって、県内のものか県外のものかとかきちつとやるという考えはないんですか。

○工藤地域産業振興課長 みやざき地頭鶏の場合は完璧に協議会通しで来ていますので、調べる必要はないんじゃないかなと思っております。

○坂元委員 商工観光労働部所管の中に工業技術センターがあるけれども、例えば、炭火焼きの炭、これは炭なのか、すすなのか、わかりますか。

○工藤地域産業振興課長 よくわからないんですけど、私も炭火焼きをイベントなんかでやったことはあるんですが、多分、あれは焦げて黒くなると思います。

○坂元委員 ならば、すすなんですか。

○工藤地域産業振興課長 そこまでは専門家じゃないんで、わかりません。

○坂元委員 油が落ちて煙が出る、だから、すすがつくわけでしょう。つまり、地鶏というのは油が余りないわけですよ。だから、万遍なくああやってすすがつくということはないわけよ。そこ辺、ちょっと調べたらどうですか。すすなのか、炭なのかということ。

○工藤地域産業振興課長 炭火で焼いていますので、炭の色がつくということは考えられないんで、要するにすすだと思います。それで、色

が余り黒くないのもありますし、黒いのもあるので、それはテクニックで焦がしていると思います。

○坂元委員 炭火焼きをつくっている工場を見たことがありますか。

○工藤地域産業振興課長 まだ工場は見ておりませんが、工場の施設は、どういうことで作っているかというのは聞きました。

○坂元委員 地鶏の現場は見たことがありますか。

○工藤地域産業振興課長 地鶏をつくっているメーカーの工場に行ったことはまだありません。

○坂元委員 飼養している現場は見たことがありますか。

○工藤地域産業振興課長 それは見学させていただきました。自分ちでも昔、庭で飼っていましたので。

○坂元委員 一ツ葉のところに宮崎中央市場があるんですね。あそこに電話すると廃鶏の細切れをいっぱい売ってくれます。何十キロでも売ってくれる。それをイベントで炭火焼きするのよ。そのかわり廃鶏で油はほとんどないから、すすは出ないよ。だけど、味の素をまぜるわけよ。そうしたら本当に地鶏の味になるわけよ。例えば、ニシタチの「丸万」、あれは地鶏だと思いますか。

○工藤地域産業振興課長 それはわかりませんが、私も自分ちで廃鶏に味をつけて食べていますので、そのつくり方はわかります。

○横田委員長 ほかにありませんか。

○濱砂委員 ちょっと考え方だけ教えてください。貸借対照表と財産目録の見方なんですけど、宮崎県産業支援財団のほうが金額が大きいからこっちで教えてください。というのが、流動資産合計が29億9,000万、流動負債合計が27億7,900

万、この中で正味財産増減計算書と財産目録、財産目録の中の現金預金が18億2,300万ありますよね。固定資産のうち特定資産（基金等）が15億5,664万2,615円。左の正味財産増減計算書の中の基金運用益が260万円、これは、特定資産の運用益が260万円上がったということなんですかね。

○矢野新産業支援課長 お見込みのとおりです。

○濱砂委員 現金預金が18億2,303万8,245円ありますが、流動負債の中に短期借入金で21億1,500万円発生をしております。これは、事業年度が3月31日の決算内容でしょうから、この因果関係というのは、21億1,500万円と18億2,300万円の差額がここに残っていいということではないんですか。

それから、もう一つなんですが、長期借入金の借入金利息、これはどこに出ているんですかね。

○矢野新産業支援課長 財産目録の短期借入金が21億ありますけれども、このうちの20億は年度末に県に返すために、一回銀行から借りて、それから年度初めに銀行にまた返すもので、非常に短期であります。そういう超短期間でやっております、その分を含んでおります。21億1,500万につきましては、今、申し上げた中小企業等の支援ファンドの20億円と新事業の支援ファンドが1億、それと国の清算払いの事業対応のための運転資金の借入を短期でやっております、すぐまた1日で返してしまうようなものであります。ですから、ここに上げているのはそういう金額であります。

○濱砂委員 だから言っているんですが、一回ゼロにしてしまっただけで、翌月にまたもとに戻すというものであれば、3月31日現在で現金預金が18億も残さなくていいんじゃないかということな

んですよ。預金利息が幾らの収入になっているかわからないんですが、短期借入金利息、それぞれ幾らになっていますか。わからなけりゃいいですが、短期はそう差額は出ないだろうと思うんですよ。借入金利息も短期利息なら、何日かの問題であれば大して多くはないだろうと、繰り入れでしょうから。

ところが、長期借入金の30億円と基金等の15億円、その他の固定資産というのはそれぞれでしょうから、ここ辺になると年間で260万円しか基金運用益は出ていないのに、長期借入金30億円発生しているというのは、長期借入金利息と基金運用益との差額がどのくらい出ているのかと思ったものですから、わかっていれば教えてください。

○古賀経営金融課長 31ページの財産目録、現金預金18億2,300万でございますけれども、この大半が設備の貸与関係の現金預金でございます、県に償還する分、もしくは、契約をしたけれども、業者のほうに設備代金をまだ支払っていない分というのがございますので、大半はそういう用途が決まっている金でございます。

○濱砂委員 考え方なんです、そういう決算をされているんですね。一回ゼロに戻して、また翌日もとに戻すという分じゃないんですね。そのまま継続でいくと。企業会計はこうじゃないものですかね。

それはわかりましたが、長期借入金と基金の関係。

○古賀経営金融課長 長期借入金のも大半も貸与関係、県から貸し付けている金が24億6,153万3,000円ございます。そのほかに、中小公庫から設備代金の一部といたしまして3億1,947万3,000円ございます。これにつきましては、設備を一たん、財団のほうで買まして、そして

企業さんのほうから割賦もしくはリース損料という格好で返していただくという格好になります。

○濱砂委員 考え方はわかるんですが、長期借入金の期間というのは、一般的には1年以上ですよね。長期借入金の負担分、負担していなければいいんです。ここに出ていないものから負担していないのかなと思ったんですよ。借入金利息がゼロであればこれでいいと思うんですが、基金の運用益が年間に260万円出ていますので、しかし、長期借入金利息は幾らになっているんですかという話なんです。長期借入金利息のほうで260万を上回っておるとすれば、この因果関係をちゃんと証明をすべきかなという考えなんです、どうでしょうか。

○古賀経営金融課長 まず、基金の20億円、これはファンドでございますけれども、これについては、県から無利子で貸し付けて、そしてファンドから投資組合のほうに出しているというものでございます。ですから、これはファンド事業だけで独立した会計をつくっております。そして、貸与事業につきましても、同様に、独立した会計をつくっております、借り入れた金につきましては、設備を買まして、そして設備代金に無利子の貸付金もございますけれども、利息をいただきながら事業収入という形でそれぞれ中小企業の方から返していただきます。そして、返してきた中から金利と元金をそれぞれ返していくという制度です。ですから、別々に貸与事業は貸与事業というので独立した格好でやっております。

○濱砂委員 長くなるからあれなんです、そういう話じゃないんです。長期借入金の利息が発生しているのかしていないのかなんですよ。

○古賀経営金融課長 発生しているものと発生

していないものとございます。発生しているものは、貸与事業の場合は、国の貸与事業と県の貸与事業と2つございます。国の貸与事業については無利息です。県単の貸与事業というのがございますけれども、これは0.01%取っています。ほとんど無利子に近いです。それと、中小公庫から借り入れている金がございます。これについては中小公庫に利息を払っています。

○濱砂委員 だから、260万円と長期借入金の利息の差額はどうなっているんですかということなんです。長くなるから後から資料があったら教えてください。

○矢野新産業支援課長 基金は特別会計、いろいろ分かれておりますので、午後にちょっと整理させていただきます。

○濱砂委員 確認なんです、これは転貸なんですか。国から県が借りて、県がここに出資している、あるいは県の基金からここに転貸しているということなんですか。

○古賀経営金融課長 20億円については県の一般会計です。

○濱砂委員 それなら、県の借入金が9,000億も発生をしていますよね。結局はそこと因果関係が出てくるわけです。だから、私もこういうのを今までずっと見ておったんですけど、こういう発言をしたことはなかったんですが、非常に枯渇している状態の中で、支援財団等に県からも転貸を回しているというのが本当の基金運用の中でずっとほかのものにも回っているんだろうと思うんですよ。こういうものが実際に県の財政を圧迫させてなければいいんですが、20億もという金額は相当な金額ですから、ここはどうなっているのかなというのがちょっとわからなかったもんですから。また詳しく教えてください。

○工藤地域産業振興課長 基金運用益の260万につきましては……。

○濱砂委員 運用益はわかっているんですよ。借入金の負担額が出てきていないからわからないというんです。運用益は出ていますから、わかっています。

○工藤地域産業振興課長 これは5億円の中心市街地活性化基金でございます。

○古賀経営金融課長 ファンドの20億円、これは確かに、一般会計のほうから出ているわけでございますけれども、投資組合、ベンチャーキャピタルを通じて、県内の企業に社債もしくは株式という格好で今、投資をさせていただいております。期間が平成26年までということになっておりまして、そのときに利息が返ってくる、もしくは株式上場すればキャピタルゲインが得られるというような格好にもございますので、今の時点ではちょっと判断はできないのかと。一応、投資としてそういった格好で使わせていただいているということです。

○濱砂委員 後から教えてください。

○横田委員長 それでは、午後からでもお願いします。

○萩原委員 矢野課長、26ページ、専門家派遣事業というのがありますよね。「中小企業者等が抱える課題解決のため、専門家の派遣」、これは具体的にはどんなことをやっているんですか。

○矢野新産業支援課長 これは、中小企業等のいろんな課題がありますけれども、経営課題や技術とか、そういう専門家とか企業OBが148名登録しておりまして、企業のほうにお伺いして、技術の相談とか、そういうものを行うものがございます。派遣件数が18年度は53件、その前の年が156件、16年度が209件であります。これは、主にISO取得のコンサルティングとか、異物

混入の鑑定、再発防止支援、それから、財団にコーディネーターが別におりますけれども、このコーディネーターで対応できない専門的な技術とかを企業にお伺いして指導するものであります。

○萩原委員 企業の皆さんからたまには感謝の言葉はあるんですか。「おかげさまで助かりましたが」とか。

○矢野新産業支援課長 感謝については、直接は私どもは聞いておりませんが、ISO取得等については、数字は持っていませんけれども、指導をよくしているということで聞いております。

○萩原委員 先ほど、坂元委員からもありましたが、建設業の新分野への移動というか、スタンスの変え方ですね、都城の件も何件かおっしゃいましたけど、建設業はほとんど特AとかAクラスが一番力のある建設業なんですよ。余裕があるから農業分野だとか福祉とかの分野に行けるんですよ。ところが、その下のランクの人たち、いわゆるやむなく倒産だとか、廃業とか——廃業できればいいほうなんですよ、今、建設業は。あなたに言ったってしょうがないけれども、廃業しようにも負債を多く抱えているからできないわけですよ。新産業の機構で駆け込み寺とは言わんけれども、そういうものの体制をつくってみようかという話はないんですか。

○矢野新産業支援課長 これは財団だけというわけにはいかないと考えております。新分野に進出するとか、そういう事業についての支援はできるとは思いますが、今の問題は県庁全体で取り組むべきものと認識しております。私どもも中小零細、それ以外の中堅クラスも厳しい状況に陥るんじゃないかというようなことも実際、企業の方から聞いておりますので、やはりこう

いう構造的な問題については、県全体で取り組んでいかなきゃいけないと思っています。以上です。

○萩原委員 建設業から言えば新しいところは新分野なんですよ。既存の業界からいうと新しい参入者になるわけですよ。意味はわかりますか。だから、その分野の人たちが非常に不満を言っていることも実際なんですよ。その辺も十分理解しながら対応してもらわなきゃいかんというふうに思います。それはもう返事は要りません。

それから、27ページの「受発注情報等収集提供事業」、取引のあっせん等を実施していると、具体的にはどんなことをするわけですか。

○工藤地域産業振興課長 これは、受注を希望する企業と発注をする企業がありまして、その間の仲立ちをしているということです。

○萩原委員 商取引ですからね。仲立ちは最近少なくなったんですわね。全くノーマージンですか。

○工藤地域産業振興課長 これは事業としてやっていますので、無料で地場企業の振興のためにやっております。

○萩原委員 それで非常に大きな成果を得られた例がたくさんありますか。

○工藤地域産業振興課長 この1年間であっせん件数が441件なんですけど、このうち成立が50件ありまして、県外に発注したものが33件、県内が17件ということになっております。

○萩原委員 同じく、27ページの「中心市街地商業活性化基金事業」、街づくり機関が行う活性化事業の助成ですが、こういうことを財団法人宮崎県産業支援財団がやらなきゃいけない仕事なんですか、どうなんですか。

○工藤地域産業振興課長 これは基金事業であ

りまして、基金を運用してもらわなきゃいけないということで、ずっと財団になる前からお願いしております。

○萩原委員 本来、商店街の活性化のためにやる主管課はどこですか。

○工藤地域産業振興課長 地域産業振興課でございます。

○萩原委員 それでは、具体的に事例を挙げていただくとありがたいんですけど、どんなことに対して助成していったんですか。

○工藤地域産業振興課長 去年は、宮崎商工会議所と川南町商工会のほうに助成しまして、宮崎商工会議所は、橋通りを含む中心商店街の駐車場のシステム、要するに有料駐車場がたくさんありますから、それを利用したときに、買い物をした商店が駐車料金をどういうふうにして負担していくかというのを1つ、川南町商工会は、「軽トラ市」というのをやっているんですけど、そのイベントの費用として助成しております。

○萩原委員 そしたら課長、各市町村もこういう事業をやっていると思うんですよね。県のこういう事業に乗っけてもらおうと思ったら、市役所の商工振興課を経由してやらなきゃいけないのか、あるいは商工会議所が窓口なのか、あるいはそれぞれの商店街の皆さん方、振興組合やら、通り会やらたくさんありますよね、個人ではだめ、法人でなければ、例えば、商店街振興組合の組織がなきゃいけないのか、そういうのは各市町村には関係なく直接あなたの課のところに行けば話には乗ってくれるのか、その辺はどうなんですか。

○工藤地域産業振興課長 商店街の活性化事業はいろんな窓口があって、皆さん、混乱していると思います。県が直接やるというのもありま

すし、国がまた直接やる、商工会議所を通してやる、同じように、ここにあります支援財団を通してやるということなんで、まず一義的には私らはこういう文書は地元の市役所とか市町村役場の商工担当のほうに回しております。

○横田委員長 そのほか、ありませんか。

○水間委員 中心市街地の今の問題ですが、今、商工会議所は県内に幾つあるんですか。

○古賀経営金融課長 9つだと思います。

○水間委員 思うですか。

○古賀経営金融課長 高鍋が商工会議所でございます。

○水間委員 28ページ、商工会議所への委託によりフロンティアサポート事業を実施（1商工会議所273万）、ほとんどこの9商工会議所にこのような状況で出ているんですかね。

また、フロンティアサポート事業とはどんな事業なのか御説明いただきたいんですが。

○工藤地域産業振興課長 この事業は去年で終わった事業で、ここの1事業所というのは宮崎商工会議所のことで、アゲインビルの2階で参加候補地に対して実験店舗を一般の人からやってもらったというような事業でございます。

○水間委員 19年度の事業になかったから、ああとと思ったら、このことがアゲインビルの問題だったんですか。

○工藤地域産業振興課長 別の事業があるんですけど、これはまだ補正予算前ということで載せておりません。

○水間委員 先ほどもちょっと質問に出たんですが、中小企業の支援ファンド、20億の6件、このことについては今、どうなんでしょう。もうちょっと詳しく説明いただけませんか。

○古賀経営金融課長 この支援ファンドは平成15年に組成をしたものでございまして、県か

ら20億円、そして県内の銀行、宮崎銀行が3億円、宮崎太陽銀行が2億円、そしてそれぞれの銀行がつくっておりますベンチャーキャピタルというのがそれぞれ100万円出しまして、25億200万の資金を組成いたしまして、これからそれぞれの銀行が設立しております投資ファンドを通じて県内の企業に投資を行っております。具体的に申し上げますと、青島リゾート、多田産業、これは現在西都にございますけれども、剣道具の製造をやっております。それと日米商会、スカイネットアジア航空、イチマル産業、これは門川でございます。そして宮崎交通に、合計22億2,000万の投資を行っております。

投資をする期間と申しますのが10年間の期間で、新たに投資をするのは、投資してある一定の期間が必要ということで、18年9月までが投資をする期間ということにしておりますので、この22億2,000万円での投資でずっと今後いくと。この投資期間といたしましては、宮崎県中小企業等支援ファンド投資事業有限責任組合というのをつくっております、存続期間といたしましては、私、先ほど平成26年と申し上げましたけれども、平成25年9月3日までということでございます。以上です。

○水間委員 そのファンド投資をしたところで業績が悪いとかいうようなことはありませんか。

○古賀経営金融課長 もともと投資をしました6社と申しますのが、御存じのとおり、状況が悪いというところで投資をさせていただいたわけですが、昨年度の決算、例えば宮交とかSNAについては報道等にあるとおりで、随分よくなってきております。また、報道されなかったところにつきましても、以前の決算に比べれば好転をしているという状況です。さらに、4月以降の業況を見ましても、確実に回復

傾向をたどっているというふうに判断しております。

○水間委員 それと、32ページ、「地域結集型共同研究事業」、食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出ということですが、これは18年度も出ていますよね。食の機能とは「食」だけですか。「産学官が結集して食の機能を中心としたがん予防機能基盤技術創出」ということですがけれども、ちょっと説明してください。

○矢野新産業支援課長 この事業は、平成15年1月から20年12月までの5年間の事業で、研究テーマは食の機能を中心とした予防基盤技術創出ということですが、宮崎県の農産物、宮崎県にあってよそに余りないものとか、そういう宮崎県の特産物の中からウイルス発がんの予防・治療法の創出とか、それから食の機能性活用のための基盤技術の創出ということでありまして。お聞きと申しますけど、ブルーベリーとか、いろいろ種類はありますけれども、宮崎県でとれるブルーベリーから新しい機能性を見つけようというものでございます。中心は白血病とか肝臓がん関連、これらについて今、特に研究をしているところであります。

○水間委員 今のがんの予防対策、県立宮崎病院にがんセンターができましたよね。そういう皆さん方とも連携してやっておられるんですか。そんなことはないんですか。

○矢野新産業支援課長 今のところはまだ直接的な人間に対する効果とか、まだ行き着いておりません。宮崎大学の医学部、京都府立大学とか京都大学の医学部、岡山大学、鹿児島大学、県内の企業とか一緒になって今、研究段階で、試験管の段階、それから、マウスでそういう研究をしている基礎段階であります。この事業で商品化されたというのは、農業部門で抗酸化活

性の機能を持っているシロニガウリの開発とか、エマルジョン技術の開発とか、農業、工業、あるいは食品産業、医学も含めた形で新しい産業を興していこうということで今、継続して研究を進めているところであります。

○水間委員 すみません。今、特許出願している13件について、また資料でいただけませんか。

○矢野新産業支援課長 午後お持ちいたします。

○横田委員長 ほかにありませんか。

○蓬原委員 今、あそこに水間委員と濱砂委員が並んでいらっしゃるんですけど、前、私、1回質問したことがあるんですけど、胃がんが全国一少ないのが小林市、西都もたしか少ないというようなのがあって、その原因について何かあるのかというようなことを福祉保健部に質問したことがあったんですよ。「AERA」に載ってまして、全国の統計がずっと病気別に載っていて、なぜか小林市は胃がんが少ないと、あそこは水がいいからかなとひとりで思ったことがあるんですが。そういう基礎的研究をするのであればそういうことも参考にと考えたんで参考までに言いました。

さっきのファンドですが、スカイネット、あ のときもたしか古賀課長が何かで、部長が中馬部長で、これをつくるときに私も一般質問をして、もしかするとスカイネットへの投入を目的にやるんじゃないかと言って、当時、山口議員もおりまして、彼のほうが先に登壇してこの質問をしたことがありました。そうじゃないよということで、かなりの事前答弁をいただきましたが、これ、スカイネットに幾ら投入されたんですか。

○古賀経営金融課長 スカイネットには投資額が2億円でございます。

○蓬原委員 ということは、最初の8億円を入

れると、結果としては、県費が入ったのがトータルで10億円というふうに理解していいということですね。わかりました。

○武井委員 産業技術振興協会の件でちょっとお伺いしたいんですが、これ、見てみますと、実質的には協会というのは機械技術センターというのの運営というのがほとんどの業務のようなんですが、1つはまず確認なんですが、これが財団を組まねばならない理由というか、実質的には技術センターがあれば事足るんじゃないかと思うんですが、これが財団である一番の理由というのはどういうところにあるんですか。

○矢野新産業支援課長 54年の設立当時における協議したんですが、県の機関で機械技術センターということになっておりますが、それを直接運営するか、委託するかという協議が当時なされまして、結果的には協会をつくっていただいて、それで運営していくという方針で決められた経緯があります。

○武井委員 県のOB職員1名、常務理事兼所長さんというのがいらっしゃるわけなんですけれども、この方というのは県を定年退職をしてこちらのほうにいらっしゃるということでしょうか。

○矢野新産業支援課長 県OB職員は、3月まで食品開発センターの所長をされていた方です。その前任者は、やはり工業技術センターの所長、それから財団の常務理事を経てこちらのセンターの所長になられた方です。それと、派遣職員は現役の職員を今、1名、派遣しているところであります。

○武井委員 今、蓬原委員からもこれを入れていただいたところだったんですが、この方というのは特別な何か資格を持っているとか、志望があるとか今、ちょっとお話を伺ったんですが、

そういう方なのか、それとも県の技術系の職員でいらっしやったのか。

○矢野新産業支援課長 このセンターの所長には技術系の方を多く派遣しておりますが、途中、事務系の方もOBとして所長になられた経緯もあります。この辺は、できれば私どももこういう技術系の方が定着するようにしていただきたいとは思っているのですが、組織上の問題もいろいろありますので、何とも言えないんですけれども、この方は、食品開発、焼酎の酵母の研究とか、いろんな技術系の方であります。

○武井委員 規模的に見ますと、職員の方、理事さんとかは別として、実質的にこのセンターはこの5人程度で運営されているということなんですけど、こういうところであれば、例えば、これを県が直轄して、財団という形をとらずに、県のほうの本課の課長さんあたりが兼務してこのセンターを運営するというようなことというのはできないものなんでしょうか。

○矢野新産業支援課長 これは、18年度から指定管理者制度で3年間の約束で今やっています。今のところ、それなりの効果とかコスト的には成功していると思っておりますが、将来、ここをどうするかということについては、今、部内でも議論はしております。ただ、その中で、延岡地域はいろんなすばらしい技術を持った企業さんが集積しておりますので、この存在意義というのは高いんじゃないかと思っております。この辺につきましては、県庁だけでなく、地元の市町を含めてよく協議しながら、次のことは考えていきたいと思っております。

○武井委員 存在意義については非常に高く評価できると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

続いて、一番最後にありました「フラワーフェ

スタ」の件について御質問申し上げたいと思います。概要等についてはここに書いてあるとおり、私も以前から担当者でこういう仕事をしていましたので、概要等についてはよくわかっておりますが、実際にこれによって特に県外客、例えばツアーでありますとか、またはこれによって宿泊に結びついたであるとか、実際にこれを行うことで県外客の数であるとか経済効果というのはどれぐらいあったのかということについてお伺いをしたいと思います。

○橋口観光・リゾート課長 ここに挙げておりますけど、82万7,000人というのは、県外者、県内者というのを1人ずつ聞くわけにもいきませんので、そういったものは数字のデータとしては持っておりません。ただ、一方で県内の宿泊者数でございますけれども、ことしのフェスタの始まりました3月、4月の状況を見てみますと、これはあくまでも限定でございますが、宮崎市内のホテル旅館、20社を調べてみたところが、3月が11万6,000人ということで、前年より1.4%の増、4月が9万4,000人というふうなことで、これが16.3%の増と、5月はまだデータがそろっておりませんが、そういったことで、県外からのツアーの誘客といいますか、そういったものに結びついているんじゃないかというふうに考えております。これについては、ちょうどこの時期に別途「ぼかぼか！宮崎」キャンペーンという春のキャンペーン、いろんな旅行会社等とも提携して実施しておりますので、そういったことで誘客は図られているんじゃないかと、一定の効果をもたらしているんじゃないかというふうに考えております。

○武井委員 ありがとうございます。その中で、これは県庁のツアーなんかでもわかると思いますので、数字があると思うんですが、いわ

ゆる団体のツアーでフラワーフェスタを組み込んで「こどものくに」に来た団体の数みたいなものというのは、ある程度把握されていらっしゃるのでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 ツアーも県庁見学ツアー、これまで19社、大体3,000人ぐらいを案内しているわけですが、これで具体的にどのルートを行っているかというのは、詳細には今の時点では把握しておりません。

○武井委員 例えば、旅行のツアーの九州2日間とか3日間とかある中で、フラワーフェスタ見学みたいなものが入っているものというのは必ずありますから、その辺はクーポン券とかで把握はできると思いますので、ぜひ、教えていただければと思います。

フラワーフェスタ関係でもう1点だけお伺いしたいのは、「花の女王」についてなんですけれども、ここには出ていませんけれども、フラワーフェスタをメインにして「花の女王」を3名ですか、例年募集をしてやっているんですけれども、以前は非常に華々しくデビューもしてやっていたんですけれども、最近、存在感といいますか、価値というものが非常に低下をしているのではないかと思うんですが、実際に今、年間でフラワーフェスタを含め、どれぐらいの方々が稼動しているといいますか、状況等があれば大体で結構なんですけれども、教えていただければと思います。

○橋口観光・リゾート課長 今、3名の方に「花の女王」になっていただいております、その方に土曜日とか日曜日とかにフラワーフェスタの9会場と言っておりますけれども、そういうところでいろいろとイベントに参加していただいて、まさにイベントに花を添えていただくというふうなことで、そういう意味では大きな効

果といたしますか、皆さん方からその地域に行っていていただいて、親しく、身近にいろいろと接していただいて交流を深めていただいているというふうな受けとめているところがございます。ただ、数字についてはちょっと……。

○武井委員 基本的にはフラワーフェスタの時期以外の時期に、数字とかは結構ですけど、主に例えばこういうところに行っているとか、例えばこういう地域でこういうものに参加しているとか、そういう事例があれば教えていただきたいんですが。

○橋口観光・リゾート課長 いろんな活動が一番盛んになりますのはフラワーフェスタの時期でございますけれども、そのほかに、県内、県外問わず、県外でも観光なり物産のイベントをやったりするときに花の女王に出ていただくというふうなことでございます。フラワーフェスタのほうでは毎日やっておりますが、フラワーフェスタ外では、イベントで、例えば、秋もいろいろと花の時期がございますので、そういったところで「フラワーラリー」ということで、そこにまた出ていただくとか、あるいは県外、大都市での物産展なんかをやることが多いわけでございますが、そこにまた出席していただく、そういったことでいろいろと活動をしていただいているところがございます。

○武井委員 最後にしますが、後でも結構ですので、一応、1年間こういう活動をしていただくと、1年契約のはずですので、教えていただきたいと思います。非常に花を添えるものですから、ぜひ、また県のさまざまなイベント、商工観光労働部以外のところでも積極的に、県の一つの知事と並ぶ宣伝マンとして、ある以上はぜひ活用をしていただくようお願いをしたいと思います。以上でございます。

○蓬原委員 機械技術振興協会ですが、3年前に監査に行ったときにいろいろ話を聞いたんですけども、将来を見据えて、旭化成依存からの脱却を図っているんだという話がありました。これは今も話がありましたけど、協会の存在意義にもかかわる問題だと思うんですが、それだけいろんな加工技術だとか上げることで県外からの受注をふやすということですよ。そういうことになると思うんですが、今、そのあたりの旭化成に対する依存率、あるいは外に対する依存率の変化の度合いというか、今、幾らあって、これがどのように推移してきているかということをお知らせいただくとありがたいと思います。その傾向が出ているんじゃないかというふうに思っています。午後からでも結構でございます。

○矢野新産業支援課長 県北の機械金属工業ですけれども、中核企業の旭化成のメンテナンス業ということで発展してきて、繊維工業中心でございました。その後、産業構造が変わったりして、エレクトロニクスとか医薬品などに比重が転換してきたところでございますけれども、ここで下請をしていた機械金属工業でございますけれども、こういう対応が迫られてきているところであります。

延岡の一般機械業とか製造品出荷額等の推移ですが、10年前の平成9年が146億円、5年前の平成14年が185.4億円、平成17年が261.3億円ということで変わってきております。機械技術センター、去年、「モノづくりセミナー」とかいろいろやっていますが、私も参加させていただいて、いろんな地元の企業さんとよく意見交換をしております。先ほどの延岡市が日向市やと組んでつくった産業振興ビジョンもその一環でございますけれども、あと、取引振興で自動

車産業への進出とかの面についても議論して、今、地域産業振興課のほうで工業会を中心として、自動車産業の振興会とか取り組んでいただいているところでございます。

○蓬原委員 大体、内と外のパーセントの推移はわかりません。どの程度、外にシフトしたか。昼からで結構です。

○横田委員長 そしたら午後をお願いします。

それでは、12時が参りましたので、午後1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時2分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課でございます。午前中、水間委員、蓬原委員、濱砂委員からの宿題がありましたけれども、濱砂委員の件につきましては最後のほうでお願いしたいと思っております。ちょっと資料収集に時間がかかりますので。

それで、順不同で申しわけございません。蓬原委員のほうから先にさせていただきたいと思っております。旭化成の依存度についてでございますけれども、これについては、県では特に依存度の調査はしておりませんが、延岡の鐵工団地のほうで調査をしたものがありまして、旭化成の下請を主に担ってきた団地内の22社を調査をしておりましたので、参考までに紹介させていただきますけれども、それによりますと、会員22社全体、18年度の売り上げに対する旭化成関連の売上高の割合は、約36%で過去最低になっているということであります。昭和49年に旭化成関連の売上高が約80%を占めていたということで、その後の産業構造の変化によりまし

て、次第に縮小していったということであり
ます。以上でよろしいでしょうか。

水間委員の地域結集型共同研究事業ですが、18
年度の特許出願が13あります。事業を開始して
以来、合計28件ございますけれども、18年度は13
件特許出願をしております。出願した後に審査
請求とかの経緯を経まして特許権を得ること
になりますけれども、今のところこの13件になっ
ております。この内容についてでございますけ
れども、ちょっとわかりにくいんですが、ただ、
秘密保持契約とか結んでいるところでありまし
て、なかなか内容を御紹介できない部分があり
ます。

紹介できる分だけ説明させていただきますと、
2番目のたんぱく質発現解析用示差ゲル電気泳
動法というのがありますが、これは肝臓がんの
新たな診断方法ということであります。

それから、3番目ですが、高スループット機
能性評価プログラム及び装置とありますが、
これは、食品の機能性、例えば、たんぱく質等
について一つずつ調べておったんですが、これ
を複数一挙に機能性を測定できるというもので
あります。

それから、4番目ですが、天然の高イソフラ
ボンアグリコン含有大豆種子というのがありま
すが、これは、簡単に申し上げますと、大豆に
つきます虫でありますけれども、虫食いの大豆
のほうは虫が寄りつきやすいとか、そっち
のほうはイソフラボンという機能性が多いとい
う発見をしたということで、特許出願をしてい
るところでございます。

それから、その文字どおりでございますけ
ど、10番目のスノキ属の植物の育苗方法とい
うのは、これは、新聞等で御存じのように、ブルー
ベリーの育苗方法であります。コストを安く収

穫するために、密植方法とか、刈り取り方法と
か、そういうものについての研究であります。

それと、12番でございますけれども、これは、
物質を細胞内へ導入するために用いるエマル
ション及びそれを用いた物質導入方法というこ
とで、新たな遺伝子治療法ということでありま
すが、新聞等でもう御存じかもしれませんけれ
ども、細胞のほうにエマルションを、油になっ
たものを、医薬品を抗がん剤等を油にくるんで、
それを細胞の中に入れる方法なんですけれども、
これまで細胞の壁に当たったりしていろいろ副
作用が出てきておりました。しかし、今度の技
術は、傷めないで入れる方法ということであり
まして、新たな遺伝子治療法として画期的な特
許と考えております。

それで、結集型全体の話でございますけれど
も、全体の研究費は、人件費、事業費等も含め
て、国からの補助金13億を5年間でいただい
ているところであります。新産業支援課は、現在、
企業誘致と地元の企業の事業拡大、それから次
世代の産業を育てるといような新事業創出と
いう3つの柱でありますけれども、結集型事業
とか都市エリア事業、これは新しい宮崎県の特
性を生かした事業を育てるための研究でありま
す。それを評価されて国のほうから13億の補助
金をもらうことになっておりますけれども、先
ほどちょっと申し上げたように、この研究は基
礎研究から、今から実用化とか商品化に向ける
の研究を進めていかなきゃなりません。ただ、
特許も28、出願はしておりますけれども、今後
まだ基礎段階から商品化に向けて、いろんな国
の事業等を取り入れながら、研究をしていかな
きゃならない段階ということで、これは10年先
とか20年先の次世代型の産業を生むための研究
ということをお願いいたします。以上です。

○橋口観光・リゾート課長 午前の部で武井委員のほうから2点ほど御質問があったかと思えます。1つは、フラワーフェスタ会場への県外団体ツアー等で見えた方の数というふうなことだったかと思えますけれども、県外からの団体ツアーにつきましては、詳細には数字的に把握できておりませんので、その数というのも把握できないわけですが、フラワーフェスタ期間中に実施されました県庁ツアー、こういったのを見てみますと、フラワー会場9会場ですけれども、そこで集計したものが82万数千ということなんですけれども、その9会場の中でのこどものくにとか、あるいはフローランテみやざき、平和台公園、青島亜熱帯植物園、生駒高原、こういった県内各地のところをコースに組み込まれておまして、そういったことと言いますと多くの方がやはりそのフェスタ会場にも見えているのではないかというふうに考えているところでございます。

ちなみに、県庁ツアーといいますが、4月23日から始まっておりますので、フェスタの期間中で言いますと5月13日までだから20日ほどしか重なっていないわけですが、例えば、県庁ツアーの中での「こどものくに」というのははっきりとツアーのコースに入れているものを調べてみますと、4社で5回、これだけが合計128名というふうなことになっております。

なお、先ほどからも申し上げておりますように、県外客というのは推計でしか出しようがないわけですが、別途、「フラワーラリー」という、皆さん方からラリーをしていただいて、そのラリーによって抽せんでいろいろと賞品なんかも当たるようにしているわけですが、その応募者数がトータルで4,940名でございます。その中に県外から見えた方でフラワーラリー

で応募された方、これが461ということで、全体の9.4%というふうなことでございます。それで類推するとすれば、82万7,000人のうち大体10%前後の方が見えているのかなというふうにもとれるというふうなことでございます。これはあくまでも推計でございますけれども、そういった状況でございます。

県外団体ツアーの関係は以上でございますが、もう一点、「花の女王」の活用をとということでございましたけれども、昨年の「花の女王」の状況を見てみますと、当然、フラワーフェスタの期間中は連日、いろんな形で、会場に行ったり、あるいはフラワーフェスタ会場以外のいろんな協賛会場なんかにも手分けして行っているというのはもちろんですが、そのほかにも、それ以前からいろんなフラワーフェスタPR用の特別番組でマスコミに出ていただいたり、そういった形でやっていただくとか、あるいは県外、鹿児島にとか、あるいは大阪で「都市緑化フェア」を昨年やっておりますけれども、そういったところに行きましてPR活動をするとか、そういったこともやりますし、それは春の場合です。

また、秋になりますと、秋のラリーというのを昨年実施いたしましたけれども、10月7日から11月5日まで、これについてもさまざまな形で酒泉の杜であるとか、のじりこびあであるとか、コスモス牧場とか、そういったところをずっと行っていただくというふうなこととあわせて、県外でのいろんなマスコミにも登場していただいて、いろいろ働きかけをやっていただくとか、あるいは「九州デスティネーションキャンペーン」とかいうのを中国地方、広島でもやっておりますけれども、そういったところでもやっていただいたり、いろんな形でやっていただい

ております。

さらには、昨年度の場合は、物産の観光をあわせてPRやっておりますけれども、彦根のイオン、あるいは東京・大阪の高島屋、それから札幌東急、さらには、ことし2月に品川プリンス、これで宮崎のPR、そういったことでいろいろとやっているところがございます、今後とも活用してまいりたいというふうに思っております。ちょっと長くなりましたけど、以上でございます。よろしく申し上げます。

○横田委員長 それでは、午前中に説明があった分に対しての質疑はほかにありませんか。

○外山良治委員 特許出願をして、取得されるまでの年数は大体10年ぐらいかかるんですか。物によると思いますが。

○矢野新産業支援課長 特許出願につきましては、まず出願しまして、3年以内に特許を取得します。その後、特許については20年まで有効でありますけれども、後、延長する場合、5年まで可能となっております。

○外山良治委員 取得した特許というのは幾つあるんですか。

○矢野新産業支援課長 取得した特許は、件数的には特許権を取得したものについて16個、工業技術センターが15、食品開発センターが1であります。これは商工関係の部だけでございます。別の農政部とかは把握しておりません。

○外山良治委員 パテント益の帰属はどこになるんですか。

○矢野新産業支援課長 これは発明者が何人おるかということで変わってきます。大学と企業と県の発明者がそれぞれで共同研究した場合には、その活躍というか、一生懸命やった部分だけの割合をつくりまして、それで分けます。権利は県の発明者がやった分については県に入り

ます。

○外山良治委員 益は幾らあるんですか、16プラス1で。

○矢野新産業支援課長 18年度は169万5,000円でございます。

○外山良治委員 投資額は幾らになるんですか。

○矢野新産業支援課長 18年度は728万円の投資をしております。

○外山良治委員 収支、非常に合わないと思いますが。

○矢野新産業支援課長 これは、事業者のほうで事業化していくということで、特許を利用したいとかいろいろありますけど、この中で特許の手数料につきましては、国内が大体40万ぐらい、海外やら取っていくと350万から1,000万を超えるものもあります。そういうぐあいに費用は高いんですが、出願して特許を取っているものからの歳入は少ないんですけれども、今、いろんな有望な発明発見があつて特許を取っておりますので、将来に期待したいと思っております。

○外山良治委員 例えば、現在、出願をしていると、ところが、誤解をしてもらったら困りますよ、今の共同研究では、有望な、これを短期間に研究すればすごい発明となるといったような場合、これは国の研究機関でやったほうが早いと、人的な問題、投資的な問題、そういった振り分けというのはだれが、どういうふうにするんですか。

○矢野新産業支援課長 審査する場合にいろいろ委員会等を設けて、専門家とか県庁内の担当等が協議してやりますけれども、国に任せるかどうかというのはちょっと。

○外山良治委員 私が申し上げたのは、人的な問題、投資の問題からすると、例えば、10年か

かる、20年かかる、それよりも集中して共同研究をして世に出したほうがすばらしい益が期待できると、誤解してもらったら困りますよ、3人でちょこちょこやっているよりも、国の研究機関でやったほうがすばらしい研究成果があって、企業というものができるといったことがあると思うんですよ。そういった場合の、先ほど、特許料が200万入ります、700万投資しました、500万赤字ですと。では、この200万、700万で企業が何社起きましたか。

○矢野新産業支援課長 今のところの実施許諾数ですが、特許件数5件使って、4件来ております。それから著作権等がありまして、8件になっていますが、特許権については今、4件でございます。それと、特許につきましては、千住マイクロみたいに、ハンダみたいな共同研究で出てくるような、今後期待されるようなものもありますので、私どもはそちらのほうに期待しているところであります。

○外山良治委員 例えば、共同研究をしようと、例えば鉛筆をつくるためにどうしたらいいか、どうすれば鉛筆が長くもつか、その共同研究をする場合の「このことをお願いします」、「こういう研究をしてください」、それはトップなのかボトムなのか、どういった方法でこのことを研究しようというふうになるのか教えてください。

例えば、農業なら農業従事者が害虫防除のためにひとつ研究をしてくれんかというように、ボトムアップで研究するのか、それともトップダウンで、このことを研究しようというふうになるのか、それはどういうふうになっているんですか、現在は。

○矢野新産業支援課長 企業からの申し入れは工業技術センターとか食品開発センターのほうで受けております。また、新産業創出研究会と

か産業クラスターの協議会等を設けて、テーマをつくってやったり、両方から考えています。

○外山良治委員 余りぴんとこない。

次に伺います。フラワーフェスタのほうですが、これは何年から始まりましたかね。

○橋口観光・リゾート課長 このフェスタは昭和43年から始まっております。

○外山良治委員 期間というのは変わりましたか。

○橋口観光・リゾート課長 期間も従前長い時期もありましたけれども、現在、58日ということになっているわけでございます。

○外山良治委員 スタートは変わりましたか。

○橋口観光・リゾート課長 スタートの時期も変わっております。

○外山良治委員 どういうふうに。

○橋口観光・リゾート課長 失礼しました。スタートの時期は大体3月中旬ぐらいからということで、変わっていないくて、終期のほうが早く終わるようになったというふうなことでございます。

○外山良治委員 冗談ではありませんが、花の育苗技術というものもすごくレベルアップしたと思うんですよ。温暖化動向かわかりませんが、3月中旬というのは、一番当初は「日本一早いフラワーフェスタ」というのが最大のセールスポイントではなかったですか。担当課長ですか、教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 最初はそういうふうなことで始められたというふうに承知しております。

○外山良治委員 そうすれば、もうちょっと考えられたらどうですか。12月から例えばパンジー、デイジー、フリージアなんか咲いていますよ。ですから、ワンパターンで40年間も、ちょっ

とおかしくありませんかと思うんですが、もう少し早くするか、どうなのでしょう、教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 今のところは、要するに、春のスポーツキャンプをいろいろやっておりますけれども、その春のスポーツキャンプが終わった後の春を彩る催しというふうなことで、今の時期に設定しているというふうなことでございます。

○外山良治委員 そんなことはわかっているんですよ。ちょっと感覚がずれていませんか。日本で一番早いとか言うならば、2月から始めるとか、花いっぱいにしようとか、ワンパターンでずっと30年も40年もやっておったら、下がりますよ。

もう一点、この会場名に県の植物園は入っていませんが、これはどうなっているんでしょう。

○橋口観光・リゾート課長 フェスタの会場9会場の中には入っていないわけですが、そのほかの協賛会場というふうなことで入れているところでございます。

○外山良治委員 せっかくならば、県の施設ですから、これを入れていただいて、これも正確には覚えていませんが、当時、4～5万人来ていたのが、ちなみに前年度の入場者数は幾らでしたか。5,000～6,000人だったと思います。

○橋口観光・リゾート課長 18年度実績はまだ手元に持っておりませんが、17年度で1万人というふうなことでございます。

○横田委員長 18年度はすぐ出ますか。

○橋口観光・リゾート課長 ことしのフェスタ期間中の入り込み客数は2万1,795人となっております。

○外山良治委員 植物園がですか。

○橋口観光・リゾート課長 県立の青島亜熱帯

植物園での数字でございませけれども、ことしは春の「あおしまDeナイト」というもので……。

○外山良治委員 ぜひ、フラワーフェスタ会場に植物園も入れていただいて、同地域の活性化にも寄与すると思えますから、要望しておきたいと思えます。以上です。

○田口副委員長 20ページの機械技術振興協会19年度事業計画についてお伺いします。私、今回、一般質問でも延岡地区の技術の向上と人材育成についてお伺いしまして、そのときに部長より、機械技術センターの活用というお話を伺っておりますが、その中で②の技術指導のところですが、アの基礎技術研修、エの技術講習会、カのテクニカルフェローシップ、いずれも前年よりも回数も延べ人数も減っているんですが、これで技術の向上や人材育成が進められるのか、それとも中身が少し変わったのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○矢野新産業支援課長 中身につきましては、特に変えてはおりませんが、計画としてはこれでやっております。この辺につきましては、ちょっとお時間を下さい。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○矢野新産業支援課長 中断しまして、すみません。この減った原因についてですが、特に、18年度、新しい事業でテクニカルフェローとかいろんなのをやっていますが、企業から満足度調査ということでアンケート調査を年度末にやりました。そういうのを踏まえて、適当な回数とかを選んで計画したと聞いております。

○田口副委員長 もう一遍確認します。企業と相談をして、満足度とかを調べた中で今回はこの回数でいいということにおさまったということなんですか。

○矢野新産業支援課長 技術的な面のどういうぐあいに深く指導するかとか、研修するかとか、その辺はいろんな業務委員会とかも含めてやっております。決して回数が減ったからということで後ろ向きに考えているわけではありません。

○田口副委員長 私が今回、一般質問であえて挙げたのも、今回、選挙でいろいろ回ったときに、鐵工団地とかも含めて、人材育成、技術の向上というのは非常に私は強く訴えられたんですよね。それを見てこの数が減るといのはどうも納得できなかったものですから、企業がそれでオーケーと言ったのかなという気もするんですけどね。

○矢野新産業支援課長 振興協会の予算の中でこれはやっておりますけれども、県北地域につきましては、昔から「北は夕暮れ」というぐあいに言われて久しかったんですけれども、これは、私どもも、機械技術センターに限らず、地元の企業の育成というのは非常に大事に思っております。機械技術センターの「モノづくりセミナー」とかいろんな中にも参加しておりますけれども、それ以外にも、市役所の方々の意見交換会とか、企業の方との意見交換会などを別途やっております。その中で、技術振興というのももちろん大事ですけれども、物流問題とか県北が抱える問題があります。これをどうやって是正していくか、向上させるかというような話もあります。そういう中で、今、取り組んでいるものとして、工業会の物流問題懇話会とか、県北地域でもそういう物流の学習会をやったり、それから、機械技術振興協会のこの事業の中で

中国やらの視察をして技術振興に役立てようとか、そういうことも別途やっているところでもあります。

○田口副委員長 事業計画の中で、昨年度から違うものに⑥の「企業巡回訪問」というのが新たに入ってございまして、延べ50社企業訪問ということですが、どういう意図のもとに企業訪問というのが新たにふえたんでしょうか。

○矢野新産業支援課長 先ほど、アンケート調査の話をしてしまいましたが、このアンケートの中で、機械技術センターは日向、延岡、門川を中心とした活動をすべきなのに、延岡中心になっているというようなアンケート結果がありましたので、これを反省して、日向とか門川地区の企業に直接訪問して、巡回指導していこうという趣旨でございます。以上です。

○田口副委員長 わかりました。

○横田委員長 ほかにございませんか。

それでは、次に移らせていただきます。

次は、請願の審査であります。請願第2号について、執行部からの説明はありますか。

○西労働政策課長 労働政策課では、労働組合に関する事務を所管しております。今回の請願の事務局が全日本建設交運一般労働組合宮崎県本部という労働組合でありますことから、当課が知事部局の窓口となっております。平成18年度にこの請願と同趣旨の知事要請を受けておりますので、このことについて説明いたします。

まず、知事に要請のありました内容につきましては、主に国に対する控訴取り下げなどの意見書提出や国の対策強化を求める要望書への知事の賛同署名などでありました。これは、国の事務に係るものでありまして、また、継続中の訴訟案件に係るものでありますことから、知事の意向も確認した上で、署名などについてはお

断りしたところであります。しかしながら、要請項目の中にありました、例えば、県発注のトンネル工事状況と今後の予定について説明してくれといったような県で対応可能な部分につきましては、公共三部においてできるだけ対応するように努めているところであります。また、要請内容に国の事務にかかわるものが含まれている場合は、宮崎労働局や厚生労働省にその内容を伝えたところであります。なお、同様の知事要請は九州各県においても行われておりますが、本県と同様の理由で署名等についてはお断りしたと聞いております。以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、次に移らせていただきます。続きまして、補正予算関連議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 それでは、引き続きよろしく願いいたします。6月の補正予算案関連につきまして御説明を申し上げます。

お手元の商工建設常任委員会資料、表紙をめぐっていただきまして1ページをごらんいただきたいと存じます。「平成19年度商工観光労働部6月補正予算（案）」でございますが、今回の6月補正は、政策的な事業や新規事業を中心とします、いわゆる肉付け予算として編成をいたしております。表の一番下の合計欄の左から2つ目の欄にありますように、当初予算額が289億7,515万7,000円に対しまして、今回補正額は136億6,386万5,000円でありますが、この補正分はすべて一般会計となっております。この結果、補正後の予算額は、その右でありますけれど

も、426億3,902万2,000円となりまして、前年度の当初予算に対する比率は95.0%となったところでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページと3ページにつきましては、平成19年度の商工観光労働部の主な事業を今般策定しました「新みやぎき創造計画」の分野別施策体系に位置づけたものでございます。各項目の右側に関連する主な事業を記載しておりますけれども、アンダーラインを引いてあるのが今回補正予算に計上している事業、そのうち網かけしてありますのが重点事業でありまして、これは後ほど、担当課長が個別に御説明したいと存じます。

今後は、この施策体系に掲げた施策・事業を職員一丸となって全力で取り組みまして、本県経済の活性化を着実に進めてまいりたいと考えております。

以下、その主なものにつきまして施策体系に沿って御説明いたします。

まず、2ページの一番上の太い枠のⅠの「未来の舞台で輝く人づくり」のうち、「子育て支援体制の充実」につきましては、中小企業融資制度貸付金に新たに「みやぎき子育て応援企業貸付」を創設いたしまして、子育て支援に積極的に取り組む中小企業を支援することといたしております。

次に、太い枠のⅡの「くらしの舞台づくり」のうち、「障がい者の自立と社会参加の促進」につきましては、障害者雇用コーディネーター等の配置やチャレンジド就労サポート事業等によりまして障がい児者へのプレ就職指導などによりまして、さまざまな就労支援に取り組むことといたしております。

次に、太い枠のⅢの「経済・交流の舞台づく

り」についてであります。このテーマにつきましては、さらにⅢ―2の「工業・商業・サービス業などの活性化」など3つの施策に分かれています。

まず、1つ目の施策でありますⅢ―2の「工業・商業・サービス業などの活性化」のうち、「戦略的企業誘致の推進」につきましては、午前中に御説明しました企業立地促進補助金を活用いたしまして、県内各地域の特性を生かした誘致活動をさらに展開しますとともに、県内誘致企業の定着を図るためのフォローアップに努めることといたしております。

次に、「新技術・新産業の創出」につきましては、中小企業の新分野進出を支援してまいりますとともに、産業間の連携や産学官の連携を強化しまして、研究開発を一層活性化させることによりまして、新技術・新産業の創出を図ることといたしております。

また、次の「戦略的マーケティングの推進」につきましては、売れる宮崎県産品を開発しますために、流通企業バイヤーを活用した商品の開発指導を行いますほか、物産展や商談会の実施などによりまして、県産品の国内外への販路拡大とイメージアップを図ることとしております。

さらに、一番下の「挑戦する中小企業への支援」といたしましては、九州で発展します自動車産業への県内企業の参入や取引の拡大を支援しますとともに、中小企業融資制度などによりまして金融の円滑化を図ることといたしております。

次に、3ページでございますが、まず、一番上の「商店街を核とする賑わいのあるまちづくり」につきましては、市町村や商工団体などと連携しまして、意欲ある個別商店の支援やにぎ

わいや活力のある商店街づくりを促進することとしております。

2つ目の施策でありますⅢ―3の「経済交流を支える基盤づくり」のうち、「産業人材の確保・育成」といたしましては、公共職業能力開発施設の活用や民間の教育訓練機関等と連携しながら、働く人材の能力開発の支援などに努めることといたしております。

また、「就労支援と職場環境の整備」につきましては、若年者の就職支援のための「ヤングJOBサポートみやざき」の機能強化を図りますとともに、Uターン希望者等への求職情報の提供や就職説明会の開催等によりまして、県内への雇用を促進しますほか、女性や高齢者などが働きやすい職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の施策でありますⅢ―4の「活力ある地域づくり」のうち、「観光宮崎の再生」につきましては、県民総力により観光振興を図る観点から、地域の資源を生かした魅力ある観光地づくりの推進でありますとか、「宮崎観光塾」等を通じた観光振興を担う人材の育成、あるいは「スポーツランドみやざき」の全県的な展開に取り組みますとともに、新たに長期滞在型の観光ニーズに対応できる受け入れ体制の整備や、その旅行商品化を促進してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○内柙保商工政策課長 商工政策課関係の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の赤いインデックスで「商工観光労働部」、

青いインデックスで「商工政策課」のところ、ページで申しますと149ページをお開きください。左から2番目の補正額の欄にありますように、今回の補正額は、275万4,000円の増額でありまして、補正後の予算額は、右から3番目にありますように、3億7,140万3,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

151ページをお開きください。初めに、中ほどの(目)商業振興費(事項)地場企業振興対策事業費で216万6,000円の増額補正でございます。これは、改善事業の「頑張る企業応援事業」でございまして、本県の地場企業を取り巻く環境について状況把握を行うとともに、商工観光労働部の各種施策を掲載しました冊子を作成し、施策の周知に努めるものでございまして、さらに、今年度から、新たに県内の頑張る中小企業を表彰することとしておりまして、これらによりまして活力ある地場企業の育成を図るものでございます。

次に、(目)物産あつ旋所費(事項)物産観光あつ旋所費で58万8,000円の増額補正でございます。これは、首都圏物産観光対策費でございまして、本県産業及び観光の振興を図るため、県内経済団体等と首都圏の経済人等が交流を深め、本県の産業・文化等について情報交換を行う産業活性化懇談会の開催に要する経費でございます。

商工政策課は以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課の平成19年度6月補正予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、「新産業支援課」のインデックスのところ、153ページをお開きください。新産業支援課の6月補正でございます

けれども、左の一番上の行で補正額の欄、21億5,107万6,000円の増額でございます。補正後の予算額ですが、47億8,340万6,000円となりまして、平成18年度当初予算と比較しまして7億3,938万3,000円の増となっております。

それでは、主な事業について説明いたします。

155ページをお開きください。まず、(事項)ベンチャー企業等支援事業の改善事業「中小企業新分野進出支援事業」であります。この事業の目的でございますけれども、これは、グローバル競争が熾烈化する中、県内中小企業の競争力の向上を図るために、新分野進出のための製品開発や技術開発を支援するものであります。事業の概要でありますけれども、宮崎県産業支援財団の中小企業経営基盤強化対策基金を2,000万円増資するために、県から同財団へ補助を行うものでございます。増資した基金は3年間にわたって取り崩ししながら、企業に助成することとしております。事業費2,000万円でございますけれども、国等の支援策が少ない中小企業が単独で製品開発するなどに対して支援するものでございます。競争力の向上を図ることがこれで期待されるわけでございますけれども、ほかの国等の事業ともいろいろ連携しながら進めていかなくちやならないと考えておるところでございます。

次に、(事項)新事業創出環境整備事業費の改善事業「新産業・新事業創出研究開発推進事業」につきましては、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次に、1つ飛んで、(事項)中小企業IT化促進支援事業費の改善事業でございますが、「実務型IT人材養成事業」であります。事業目的は、企業が必要とするIT人材の育成確保を図るために、在職者等を対象に実務的なIT人材研修

を実施するものであります。事業概要でございますが、マネジメントコースとソフトウェア開発コースの2つのコースを民間人材育成機関に委託して実施するものでございまして、355名の受講者を予定しております。事業費は1,716万1,000円でございます、IT人材を育成確保することによりまして、首都圏等からの外部委託の受注拡大が図られるものと考えております。

次に、156ページをごらんください。(事項) 情報関連人材育成事業費の「コールセンター支援事業」でございます。事業目的は、需要の高いコールセンターの人材を育成確保するために、コールセンター人材育成研修を実施するものでございます。事業概要でございますけれども、コールセンターに必要なコミュニケーションにおける基本的なスキル、電話の応対、パソコンの知識・技能を習得するための研修を民間人材育成機関に委託して実施するもので、200名の受講者を考えております。事業費は560万9,000円でございます、コールセンターに必要とされる人材を育成することで、コールセンターの本県への誘致を促進するとともに、学生とか未就職者等の雇用確保も図ることができるものと考えております。

次に、1つ飛んで、(事項) 企業立地促進等対策費の3「企業立地促進補助金」につきましては、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次に、お手元の商工建設常任委員会資料の方にお移りいただきたいんですけども、委員会資料の4ページのほうをごらんいただきたいと思っております。改善事業の「新産業・新事業創出研究開発推進事業」でございます。

この事業の目的は、新産業の創出による産業振興を図るために、バイオとかITなどの技術

分野ごとに産学官のネットワークを構築しまして、産学官グループに対する研究開発支援や、国の大型プロジェクトへのステップアップ等を推進することによりまして、すぐれた研究シーズの事業化を促進するものでございます。

事業概要でございますが、(1)の研究開発支援事業は、これは、県内の産学官の研究グループによる実用化に向けた研究開発を支援するものでございます。

それから、(2)の実用化プロジェクト創出促進事業は、3つの事業に分かれております。まず、①のプロジェクトディレクターの設置ですが、これは、国などの公募型研究開発プロジェクトへの提案内容の企画設計を行う専門家を1名配置することで、すぐれた研究シーズの事業化を支援するものでございます。簡単に申し上げますと、国の補助金とかというものを得られやすいように企画の専門家を配置するというものでございます。それから、②の新産業創出研究会の運営及び③のみやざき産業クラスター推進協議会の運営でございますが、これは、技術分野ごとに産学官連携を推進するための既存研究会等の運営経費でございます。事業費が4,592万円でございます。すぐれた研究シーズの実用化を推進して、競争力の高い企業群が創出されていくことを期待しております。

次に、「企業立地促進補助金」でございます。

事業目的でございますけれども、これは、地域経済の活性化と雇用の拡大、本県産業構造の高度化を図るために、企業誘致に対して補助するということでございますが、これによりまして企業立地を促進するものでございます。事業費が20億2,000万円を上げておりまして、本事業を行うことによりまして、企業立地を促進してまいりたいと考えております。

補助金につきましては、今年度、要綱を改正して内容の充実強化を図ることとしておりますけれども、詳細は午前中に企業立地対策監のほうから説明したとおりでございます。

補正予算の説明については以上でございます。

○工藤地域産業振興課長 それでは、地域産業振興課の平成19年度6月補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度6月補正歳出予算説明資料」の「地域産業振興課」のインデックスのところ、159ページをお開きください。今回の補正は、一番上の欄にあります5,658万5,000円の増額でありまして、補正後の額は、右から3番目、7億4,914万2,000円となります。

補正予算の主な事業について御説明いたします。

1ページめくっていただきまして161ページ、まず、上から5段目、(目)商業振興費(事項)商業フロンティア支援事業費978万6,000円の増額でございます。これは、その下の1の改善事業「商業ビジネスサポート事業」でございます。本県の商業を担う人材の育成を図るために、財団法人県産業技術支援財団が県立図書館及び商工会議所との連携により実施するセミナー開催事業や経営相談窓口の設置、それから商圈情報提供事業に対して助成するものであります。

次に、(事項)中小商業活性化事業費1,645万7,000円の増額でございます。これは、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費でございます。主な事業は、2の「元気な商店再生支援事業」1,207万9,000円でございますが、この事業は、激変する商業環境下で経営改善に取り組む事業者の育成支援を行い、大型店などに負けない元気な商店づくりを促進するものでございます。その下の3の改善事業「まちなか

活性化フォーラム開催支援事業」157万8,000円でございますが、この事業は、中心市街地や地域商業などのあり方に対する市町村や住民の意識を高めるために、市町村が実施するフォーラムの開催事業及びフォーラムのテーマに即した調査事業に対して支援するものであります。

次に、(事項)地場産業総合振興対策費750万円の増額でございます。これは、地場産業の総合的な振興を図るための経費でございます。主な事業は1の改善事業「みやぎ特産品PR展開支援事業」500万円、これは、県産品を製造販売する団体などが取り組む販路開拓のための取り組みに対する助成でございます。

次に、(目)貿易振興費(事項)貿易促進費773万1,000円の増額でございます。これは、国際化に対応できる地場中小企業の育成及び貿易の振興、並びに海外交流駐在員の設置に要するための費用でございます。次の162ページをおあけください。1の改善事業「海外経済交流実践支援事業」418万9,000円、これは、貿易に関する実務知識に乏しい中小企業の貿易担当者向けに貿易実務に関する養成塾を開催し、最後のほうで海外商談会を開催するということにして、海外取引を実践する企業の増加を目指すものでございます。2の改善事業「県産品輸出促進事業」354万2,000円は、詳細は後ほど、資料で説明いたします。

次に、(目)物産あつ旋所費(事項)県産品販路拡大推進事業費251万7,000円でございます。これは、1の改善事業「売れるみやぎ県産品開発支援強化事業」でございます。県産品を製造販売する県内企業や団体に対して、流通バイヤーなどによる商品の評価・指導及びデザインに関する指導を行ってもらい、宮崎らしい売れる県産品づくりを推進するものでございます。

次に、(目) 工鉱業振興費(事項) 工業振興対策費1,259万4,000円の増額でございます。これは、産学官連携の推進による工業の振興に関する経費でございます。主な事業は、3の新規事業「自動車関連産業支援事業」605万円、詳細は後ほど、委員会資料で説明したいと思います。

以上ですが、それでは、本日お配りしております商工建設常任委員会資料の6ページをお開きください。「自動車関連産業支援事業」についてであります。

この事業の目的は、専門家の技術指導や発注情報の提供、商談会の開催等を通じて、九州で発展している自動車産業に対する県内企業の参入や取引拡大を支援するものであります。

事業の概要ですが、(1)の自動車関連産業進出支援事業につきましては、宮崎県工業会を通じて、県内企業の生産管理の向上や企業連携の構築などについて助言指導を行う専門家を企業に派遣するなどの支援を行うものであります。

(2)の自動車産業振興会支援事業につきましては、昨年10月に発足しました宮崎県自動車産業振興会及び昨年11月に九州7県で発足しました九州自動車産業振興連絡会議に対する活動経費でございます。(3)の北部九州取引開拓事業につきましては、宮崎県産業支援財団を通じまして、北部九州における発注情報等の収集及び県内企業の紹介を行う取引開拓アドバイザーの設置や商談会の開催などによって、県内企業の取引先開拓を支援するものであります。

事業費といたしまして605万円を予定しております。

次に、7ページ、「県産品輸出促進事業」についてであります。

これは、1の事業目的にありますように、地理的に近く、かつ、食品の輸入規制が比較的緩

やかな台湾、香港を本県産品の輸出重点地域と位置づけまして、現地において物産フェアを開催することで県産品のPRを行うとともに、開催店舗での継続的な販売につなげ、県産品の輸出促進を図るというものでございます。

事業の概要ですが、具体的には、台湾と香港で店舗展開をしております「シティスーパー」という高級スーパーで本県産食品の物産フェアを開催するもので、宮崎県物産振興センターに委託して実施いたします。

事業費といたしまして354万2,000円を予定しております。

地域産業振興課分については以上でございます。

○古賀経営金融課長 経営金融課の6月補正予算について御説明いたします。

同じく補正歳出予算説明資料、「経営金融課」のインデックスのところ、163ページをお開きいただきたいと思っております。当課の19年度6月補正予算額は、一般会計の112億8,151万4,000円の増額でございます。この結果、補正後の予算額は、一般会計、特別会計を合わせまして344億4,198万4,000円でございます。

補正内容について御説明いたします。

165ページをお願いいたします。初めに、(事項) 中小企業金融対策費であります。1「中小企業融資制度貸付金」であります。これは、県中小企業融資制度の貸付原資を112億6,456万4,000円増額するものであります。詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、(事項) 小規模企業者等設備導入事業推進費の1「設備貸与事業円滑化補助金」1,392万円の増であります。これは、宮崎県産業支援財団に対し、設備貸与事業に係る貸倒引当金の積み立てに要する額の一部を補助するものでござ

います。

次に、(事項) 小規模事業対策費の1「元気なみやざき企業人材育成事業」153万円の増であります。これは、新規創業を希望する女性を対象に、創業塾を開催する団体(商工会議所)に対し、「創業塾」の開催に必要な経費を助成するものであります。

次に、(事項) 商工青年事業者学修集団指導事業費の新規事業、1「宮崎県SS運動40周年記念大会」の150万円の増であります。これは、商工青年事業者の自主的な活動として展開されているSS運動が平成19年度に40周年の節目を迎えるに当たり、記念事業を開催することから、大会開催費の一部を補助するものであります。

6月補正につきましては以上でございますが、「中小企業融資制度貸付金」につきまして、委員会配付資料8ページで詳細を説明させていただきたいと思っております。

1の事業目的であります。中小企業融資制度貸付金は、中小企業の活性化、環境改善及び経営安定に資するため、19の貸付を設けておまして、県内金融機関に原資を預託し、金融の円滑化を促進することで県内産業の振興を図るものであります。

次に、2の事業概要、(1) 原資及び融資枠についてであります。当初予算で過年度融資分と新規融資の4月から6月の3カ月分として、原資171億1,925万1,000円、融資枠480億5,721万円を確保しておりますが、今回の6月補正予算として、新規融資の残り7月から来年3月までの9カ月分と新規事業の「みやざき子育て応援企業貸付」分として、原資112億6,456万4,000円、融資枠340億435万円を計上するものであります。この結果、補正後の予算は、原資283億8,381万5,000円、融資枠820億6,156万円となります。

次に、(2) の新貸付についてであります。少子化対策の一環として県が取り組んでおります「みんなで子育て応援運動」を金融面から支援するために、新たに、「みやざき子育て応援企業貸付」を設けるものであります。みんなで子育て応援運動に登録している企業を対象にしております。5月31日現在、574件の登録がありますが、これらの企業が託児所や授乳室、ベビーベッドなど子育て関連の施設を整備するときに利用できる貸付であります。融資限度額は設備資金5,000万円、融資期間は10年以内、融資利率は年2.2%、新規融資枠は10億円で、原資5億円です。

次に、(3) の特例措置の創設であります。近年、台風や竜巻などにより大規模な災害が発生しておりますことから、災害時における中小企業に対する支援策を充実するものであります。これまで災害対策につきましては、緊急経営対策貸付で対応しておりましたが、大規模災害が発生した場合の金融面での支援を迅速に行うために、この貸付に特例措置を設けるものであります。具体的には、融資対象者は、県内で災害救助法が適用された災害において被害額が200万円以上または災害後3カ月間の売り上げ等が20%以上減少すると見込まれる中小企業者としております。もっと具体的に申し上げますと、例えば、ある台風が来まして、宮崎市が災害救助法を適用されたと、しかし、私は都城におった、都城は災害救助法の適用がなかったという場合においても、都城市の方も同じようにこの特例措置を受けられるというものであります。特例措置の概要でございますが、保証料の2分の1の補助と据え置き期間の延長を行うということにしております。

最後になりますが、(4) の基準金利の改定で

あります。日本銀行の政策金利及び短期プライムレートが平成18年7月以降、2度にわたり引き上げられましたことから、県の中小企業融資制度の基準金利を改定するものであります。下の表をごらんいただきたいと思います。日本銀行の政策金利が昨年7月とことしの2月に、それぞれ0.25%引き上げられております。これを受けまして、県の制度資金につきましても、7月1日から基準金利を2.4%から2.6%、0.2%引き上げるものであります。県制度の金利改定は平成13年6月以来6年ぶりになるものであります。

私からは以上でございます。

○橋口観光・リゾート課長 観光・リゾート課の6月補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の「観光・リゾート課」のインデックスのところ、167ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正額は、一般会計の9,454万1,000円の増額補正でございます。補正後の一般会計予算額は、8億3,207万9,000円となりまして、当初予算と比較して3,476万3,000円の減、前年度比96%となっております。課全体の予算といたしましては、一般会計と2つの特別会計を合わせまして11億6,229万1,000円となりまして、前年度当初比較、3,619万3,000円の減、前年度比97%となっております。

その内容について御説明をいたします。

169ページでございます。中ほど上の方に（事項）観光振興費2,114万3,000円でございます。1の新規事業「県民総力による観光振興応援事業」、それから2の「宮崎観光塾事業」、これにつきましては、後ほど、委員会資料にて御説明をさせていただきます。3番目に「広域観光ガイドボランティアシステム運営事業」45万4,000

円でございますが、これは、観光ガイドボランティアの全県組織でございます「癒しの国みやざき観光ボランティア協議会」が実施しております講演会等の事業に対して支援を行うものでございます。4番目、「新『ふるさとツーリズムの国みやざき』づくり事業」785万8,000円でございますけれども、これは、グリーンツーリズム等の体験交流型観光に適した豊富な地域資源を新たな本県観光の柱の一つに育てて、観光客の増加につなげていくという事業でございます。

次に、（事項）観光情報活動事業費269万1,000円でございます。これは、1の「観光情報活動推進事業補助金」でございまして、みやざき観光コンベンション協会が実施いたします観光情報の収集・提供事業に対して支援を行うものでございます。

次に、（事項）観光指導調整費362万9,000円でございます。これは、「観光事業振興補助金」でございますが、みやざき観光コンベンション協会が実施いたします広域的な誘致宣伝事業等に対して支援をするものでございます。

次に、一番下の（事項）スポーツランドみやざき推進事業費3,749万4,000円でございます。1の「スポーツキャンプ受入環境基盤強化事業」387万6,000円でございますが、これは、スポーツランドみやざき推進協議会に設置いたしました地域別、競技別の専門部会が行います合宿誘致等のセールス活動、あるいは歓迎対策事業、普及啓発事業、こういったものに対して支援を行うものでございます。一番下の「プロ野球開催支援事業」456万円でございますが、これは、プロ野球の秋季教育リーグでございますフェニックスリーグの開催と春季のキャンプチームの交流戦等の開催を支援するものでございます。次の170ページをお開きいただきたいと思いま

す。3の「スポーツランドみやぎき全県展開推進事業」1,750万円でございますが、これは、スポーツキャンプや合宿の受け入れを全県的に展開していくために、スポーツ施設の改修・改善等を行う市町村に対して経費の一部を支援するものでございます。4の「プロスポーツキャンプ受入支援事業」1,155万8,000円でございますが、これは、県内で行われますプロスポーツキャンプの受け入れに当たり、受け入れ協力会等が実施いたします歓迎事業に対して支援を行うものでございます。

次に、(事項)「ほほえみ花の国みやぎきづくり」推進事業費1,177万2,000円でございます。1の「みやぎきフラワーフェスタ開催支援事業」700万円でございますが、これは、本県の春を代表するイベント「みやぎきフラワーフェスタ」の開催を支援するものでございます。2の「花とみどりのみやぎきづくり普及啓発支援事業」460万円につきましては、県民による花とみどりのみやぎきづくりを進めるために、個人住宅等での花づくりのコンクール、ガーデニング・コンテスト、こういったものの実施を支援するものでございます。

(事項) ようこそみやぎき観光案内標識整備事業430万円でございますが、これは、主要な観光地、交通拠点に県内各地の主要な観光地に関する位置図、説明文等を掲載した観光案内板等を整備する事業でございます。

次に、(事項) 国内観光宣伝事業費1,351万2,000円でございます。これは、下にあります1「長期滞在型観光促進事業」でございます。これにつきましても、委員会資料で一括説明をさせていただきますと思います。

そこで、恐れ入りますが、お手元の商工建設常任委員会資料の9ページをお開きいただき

と思います。まず、「県民総力による観光振興応援事業」についてでございます。

この事業は、県民総力戦で魅力ある観光地づくりを行っていくために、県民の発意によりまず地域づくりと一体となった先駆的・発展的な観光振興の取り組みに対する支援を行うものでございます。

事業概要にございますが、観光関係団体、NPO法人、地域づくり団体、こういったところが取り組みます地域資源を活用した観光振興のための先駆的・発展的なソフト事業について、事業計画を公募いたしまして、外部有識者で構成いたします選定委員会によって審査し、決定された事業について支援を行っていくというものでございます。

この事業によりまして、4の事業効果のところに掲げておりますけれども、県民主体の地域づくりと一体となった観光振興が促されていくものと考えているところでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思えます。「宮崎観光塾事業」についてでございます。

県民総力戦による県づくりを推進し、「おもてなし日本一のみやぎき」を実現いたしますためには、観光面における人づくり、担い手の育成というものが必要不可欠でございます。そのため、この事業では、事業目的にも掲げておりますが、宮崎ならではの地域資源を生かした県民主体の観光地づくりにより磨きをかけるということで、観光地づくりや旅行商品の造成などに地域のリーダーとして主体的に取り組んでいただく、あるいは有益な提案できる能力を身につける実践的な訓練の場を設けるものでございます。

2の事業概要にありますように、将来、観光関連の起業を考えている人とか、まちづくりの

取り組みの中で中心的な役割を果たしている人など、県内には志を持った人たちが多くおられるというふうに考えておるわけでございます。このため、(1)にあります、塾生には、こうした人たちの中からみずから一般公募に応じた人たちを対象に、外部有識者で構成いたします選考委員でレベルの高いメンバーを15名程度選びたいというふうに考えております。

次に、講座につきましては、宿泊研修を含めまして8回実施することといたしております、毎回設定したテーマ、課題に最も適した一流のゲストティーチャーを招聘いたしまして、先進地の事例紹介などを通して、塾生みずからそれぞれの地域における具体的な応用について議論していくと、理解を深めてもらうこととしております。また、インストラクターの指導のもと、県外の先進地視察も実施することとしております。

この事業によりまして、4の事業効果に掲げておりますが、観光地づくり、旅行商品造成などに主体的に取り組み、有益な提案をし、実行できるような地域リーダーが育成されるというふうに考えております。

それから、11ページでございます。「長期滞在型観光促進事業」についてでございます。

この事業は、時間とお金に余裕のあるシニアを主たるターゲットといたしまして、1週間から1カ月程度の滞在型の観光ニーズに対応できる受け入れ体制を整備する、あわせてその商品化を促進することによって、観光客数及び滞在日数の増加を図るという事業でございます。

内容につきましては、2の事業概要にありますように、5つの事業で構成してございまして、(1)の地域連携オプションツアーの企画・開発とデータベース化、これは、やる気のある

地域団体に体験交流プログラムや知的好奇心を満たすプログラムを初めとした「おもてなしオプションツアー」の企画をしていただきまして、それらをデータベース化していくというものでございます。(2)のワンストップ窓口の整備であります、データベース化したオプションツアーのPR、あるいは申し込みの受け付け、相談に応じる総合案内窓口を整備していくというものでございます。(3)のモニターツアーによる商品化でございますが、旅行商品化のための課題の把握、具体的改善策というのを検証するためには、オプションツアーが必要でございますので、そういったものを組み込んだ長期滞在モニターツアーの実施を行うというものでございます。さらには、(4)にございますエージェント等とのタイアップによるツアーの販売促進、(5)にございます広告宣伝用のDVDを作成する、こういったことで情報発信を行っていかうというところでございます。

この事業によりまして、4の事業効果に掲げておりますけれども、滞在期間の長期化による宿泊客数、滞在日数の増加、さらにはリピーターの確保が期待できるのではないかということでございます。

事業費は1,351万2,000円を予定しております。

観光・リゾート課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西労働政策課長 労働政策課の一般会計歳出予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の「労働政策課」のインデックスのありますところ、171ページをお開きください。今回の補正は7,739万5,000円の増額補正でありまして、補正後の予算額は、右から3番目の欄の11億3,079万6,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

173ページをお開きください。上から6番目ではありますが、(事項)若年者・障がい者等就労支援強化事業2,498万8,000円の増額であります。説明の欄の改善事業「ヤングJOBサポートみやざき機能強化事業」、それから次の新規事業「チャレンジド就労サポート事業」、これにつきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、174ページをお開きください。上から3番目の(事項)技能向上対策費1,044万7,000円の増額であります。説明の欄をごらんください。1の「技能継承・育成事業(技能者から若者へ)」612万2,000円につきましては、小学生とその保護者を対象としました親子技能体験講座や、高校生を対象としました「ものづくりインターンシップ」等を行うものであります。また、3の新規事業「みやざきknow(能)フェア開催事業」374万7,000円につきましては、小中学生を対象とした子供技能体験五輪や技能士によります匠のわざ公開講座などを行うもので、技能士の技能や活動状況等を紹介し、技能の伝承・普及などに取り組みますとともに、さらなる技能向上の意識啓発を図るものであります。

次に、中ほどの(事項)県立産業技術専門校校費3,354万1,000円の増額であります。主なものとしたしましては、説明の欄の2施設管理費、(1)の新規事業「県立産業技術専門校吊り天井崩落対策事業」2,190万2,000円であります。県立産業技術専門校の講堂、実習棟は、いわゆるつり天井となっております。平成17年に宮崎県沖地震がありました。これですり天井の落下事故を受けまして、国土交通省が新たに天井の崩落対策基準を示しております。専門校の講堂及び実習棟はこの基準に合っておりませんので、大規模な地震等による天井の崩落等の危険

がありますことから、天井の補強工事を行うものであります。

次に、お手元の常任委員会資料によりまして、先ほど2点挙げました主な重点事業について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。まず、改善事業「ヤングJOBサポートみやざき機能強化事業」についてであります。

この事業は、厳しい雇用情勢が続きます若年者の就職支援をさらに強化するため、宮崎市のカーリーノ宮崎8階に現在、設置をしております「ヤングJOBサポートみやざき」の機能強化を行うものであります。

2の事業概要でありますけれども、(1)の県北サテライトの設置につきましては、県北地域における若年者の就職支援を強化するため、延岡商工労政事務所内に「ヤングJOBサポートみやざき」のサテライトを設置しまして、個別就職相談等を行うものであります。次に、(2)の相談体制の強化についてであります。企業の求めるニーズを的確に把握しまして、若年者を就職に結びつけるため、就職相談員が県内各企業を個別訪問し、求人情報等の収集を行うものであります。次に、(3)の大学・短大等との連携強化につきましては、優秀な学生に県内で就職してもらいますために、相談員が定期的に大学等を訪問し、個別カウンセリングやセミナーを行いますとともに、就職関連情報の提供等を行うものであります。

事業費は860万6,000円を予定しております。

次に、13ページをごらんください。新規事業「チャレンジド(障がい児者)就労サポート事業」についてであります。

この事業は、1の事業目的にありますとおり、特別支援学校等に在学しております障がい児等

を対象に、その地域内の事業所において職業・仕事体験（ふれジョブ）などを行うこと等によりまして、就学時の早い段階から障がい児等の職業観・勤労観の醸成を図り、障がい者の社会的自立を促進するものであります。

2の事業概要でございますが、(1)の事業内容のAにありますとおり、特別支援学校の中学部1年から高等部1年の障がい児を対象に、事業所での「ふれジョブ」を実施いたします。次のイにありますように、宮崎、都城、延岡南の3つの養護学校にチャレンジ就労アドバイザーを設置しまして、求人開拓等を行いますとともに、(2)のボランティアで「ふれジョブ」のサポート等をしていただきます「ジョブ・サポーター」の育成研修等、それから(3)の障がい児者の就労への協力事業所となります「サポーター企業」の募集、研修等を実施いたしたいと思っております。

事業費は1,638万2,000円を予定しております。

労働政策課の説明は以上であります。

○横田委員長 執行部の説明が終わりました。ここで約10分間ぐらい休憩をとらせていただきます。委員の質疑は再開後にお受けいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時40分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

坂元委員が所用のため、ちょっと退席をしておりますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、委員の質疑を求めます。

○水間委員 161ページですが、これは地域産業振興課ですね。この中ほどに中小商業活性化事業費、先ほどの説明の中では元気な商店街づくり、大型店に負けない商店街づくりをやらな

きゃいかんというようなことの予算の説明でありました。今、中心市街地、まちづくり三法が改正されてから質問もさせていただいたんですが、商店街の空洞化が広がっているこの状況の中で、本当に大型店に負けない商店街づくりというものをもう一回何か考えにゃいかんと思うんですが、そこらあたり、ちょっと御説明いただけますか。

○工藤地域産業振興課長 全国的な傾向なんですけど、やっぱり郊外に非常に快適な大型のショッピングセンターができると、そっちのほうに流れてしまいます。ただ、いろいろと繁盛しているような商店街を研究してみますと、大型店にないような店が頑張っているというか、経営のやり方を少し変えたとか、時代に即したとか、例えば、巣鴨の商店街なんかは歩いている人ほとんどがおじいさん、おばあさんばかりで、すごい人出があるんですけど、そこは健康食品とか、それから体形の崩れた人に合うような衣料品とか、そういうような品ぞろえをしているから人が集まってくるわけでありまして、そううふうに、大型店にないような、それに、ところどころにまんじゅう屋さんとか、しゃがんで食べられるようないすとかが用意してありまして、ほかにも別のお客さんをターゲットにしたような商店街もあるんですけど、そういうふうに大型店と直接対決したら負けますから、相手の弱いところをいろいろ研究を重ねてやれば勝ち残っていけるんじゃないかなと。ただ、商店街ですから、一応、連檐性がないとなかなか買い物も不便なんで、店があってもそういう店が連檐して並べるかどうかというところが一番の課題ではないかと思えます。

○水間委員 まさに今、お感じのとおりだと私も思うんですが、じゃ、県内を見て、各市の商

店街の重立ったところの空き店舗率、これを見ても30%あるところ、平均すると20%というような状況を聞きましたが、そこらあたりは県として把握の仕方というのは、重立った商店街ということですが、小林で言えば商店街は6つですかね、一応商店街と称する流れになっているんですね。しかし、重立ったというと2つぐらいかなというような感じがするんですよ。そういう県内の商店街の空き店舗率、今おっしゃった特別ここだけはほかとは違った商店街の店づくりをしているなという通りというのは確かにあるんですが、今、課長が言うように商店街の皆さん方に、それが本当にその話に行き着いているのか、そういう説明あるいは勉強会というものが実際にできているんでしょうか。どうですか。

○工藤地域産業振興課長 そういう意識の強いところはいろいろ勉強されているんですけど、ほとんどあきらめに近いような状態のところもありまして、国のほうも言っているんですけど、コンパクトなまちにしなきゃいかんと。ただコンパクトなまちにするというのは、土地区画整理事業とか、そういうふうな事業があつて、それで飛び換地で、大分廃れてしまったんですけど、西都とか新富のように、もともと商店街でなかったところを飛び換地で商業を続けたいという人だけが寄り集まってくるというような手法でないとなかなか難しいんで、ところが、商店主の方も、農業者の方と同じように土地に執着するんですよ。替え地でやればいいじゃないですかと私らが幾ら指導しても、先祖代々のところで商売は続けたいんだということで、なかなか難しいです。

○水間委員 店をきれいにしていくということになると、やはり昔の地主さんがおられて、た

な子でちょっと動かしてくださいと言うと次を貸してくれないから動かないんだというような例は確かにあります。ただ、県の担当課としてもやられる話ですので、質問でもありました知事のイラスト、今、元気のいい知事が自分のイラストはどこで使ってもいいということとして私はとりましたけれども、きのうもちょうど帰るときに、銀行の前に来ましたら、銀行の前の大きなチラシの中に知事のイラストが入っているんですよ。「ああ、銀行もそういうことで知事を使っている」と。そういう意味では、商店街でも知事とも連携をしながら、今、知事の名前を使えばお客さんは寄るのが現状ですから、うまくそこらあたりを利用という言葉がいいのかどうか、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、お願いをしながら、大型店に頭から結局、もう勝てないんだと、こういうことになっていく状況というのは、大規模小売店舗立地法の規制緩和をし過ぎたことが、今、小売店がなくなっている現状なんですよ。昔は隣近所に野菜屋さんがあつたり肉屋さんがあつたり、小売店があつて、そこで一つのまちの体系、横のつながりができておったんですが、それがなくなつたと。それも一つのモータリゼーションといいますか、車社会になったことも事実ですけれども、今、苦勞しているのはそういう地域づくりをしながら、商店街づくりをしながら、活性化を図ろうという趣旨だろうと思いますから、ひとつ精力的に各商店街を回って指導してください。お願いします。

次に、169ページからその裏、「スポーツランドみやぎ全県展開推進事業」の中で、先ほど、いろいろなスポーツ施設の改善・改修を含めて、ここでやられる流れというのはどうなんですかね。総体の予算が6,300万、今回の補正が3,700

万、その6,300万ぐらいの予算ですべてスポーツランド、全体で言うと140億も云々という効果を生みながら、こういう事業費で足りるんですか。ちょっとそこを聞きたいんですか。

○橋口観光・リゾート課長 ここにありますように、3,700万余の補正ということで計上しておりますけれども、ここにあります今、おっしゃいました全県展開推進事業、これは、スポーツ施設を全県下にこれから受け入れを広げていきたいと思いますというときに、そこには施設のある一定の改善なり改修が必要になってくる。基本的には市町村みずからいろいろとやっていただくわけですが、ここで補助していきましようというのは、例えば、野球であれば防球ネットとか風よけのネット、あるいはラバーフェンスとか、バッティングゲージが古くなっているとか、こういったことで必要になってくると。そういうものを整備したり、あるいはサッカーでありますならば、冬芝が必要になってまいるかと思うんですけれども、こういったものの整備とか、あるいは人工芝にしていましよう、陸上であれば全天候型のトラックにすると、これは非常に経費的にもかかりますけれども、そういったものが一応、私どものほうの考えている整備の対象というふうなことでございまして、市町村に対してその経費の2分の1以内を補助していきましようということでございます。

○水間委員 確かに、スポーツ施設の管理、スポーツ振興からいうと、県営スポーツ施設として4億5,000万程度組んでありますね。今、スポーツランドでこの施設整備にかかわる予算というのは、非常にそういう意味ではありがたい予算なんです。実は、私のいる小林もたった1レーンしかできなかったですが、トラックをどうしても2レーン補修したいんですけどもと言うけ

れども、予算的に無理だと。ですから、この事業を引っかけたり、あるいは延岡の西階の球場であったり、そういう意味ではこの事業の中でうまく施設整備・改修ができていますが、ここらあたりがスポーツランドの中の予算とスポーツ振興課の中の予算ともうちょっと整合性を持たせながら、商工観光労働部の中の一つの予算として、もうちょっと思い切った予算要求もいいんじゃないかと私は思っていますので、そこらあたり、部長、どうなんでしょうね。いきなり振りますが、そこらあたりの予算の要求のあり方、せつかくスポーツランドでこれだけ実績を上げている中で、ただ宮崎の中央だけの施設じゃなくて、各市町村も施設を持っていますので、そういう改修・改善についてはもうちょっと予算要求もされていいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

○高山商工観光労働部長 予算の要求関係はなかなか厳しいところがあるんですけど、できるだけスポーツランドということで全県下いろんなところでやっていただきたいということで、私が来てから話をしているんですが、例えば、市町村で確かにいい施設があるというところがあるんですね。ところが、そこに何で誘致できないのという話をすると、そこには宿泊施設がないからうまくできないんだと。でも隣の町にあるんじゃないのとか、それでそこと連携してできるのじゃないのとか、そういったアイデアでやっていける部分も結構あると思いますので、そこ辺を各市町村とまた連携をしながら、できるだけ誘致できるように頑張っていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思いません。

○水間委員 最後にもう一点お聞きします。174ページ、「技能継承・育成事業」の中で、県内に

技能士会の組織、これはどの程度おられるんですかね。非常に大事なことだと思んですが、そこらあたり、ちょっとお聞かせいただけませんか。

○西労働政策課長 現在、宮崎県技能士会連合会という技能士の会がつくっておりますが、25職種で会員が1,929名おるところであります。技能士につきましては、全部で137職種ありますけれども、全部の職種がこの連合会に入っているわけではないということではあります。

○水間委員 137職種あるんですか。その重立ったものを例で挙げていただけますか。

○西労働政策課長 例えば、造園、畳、建築大工、建具、左官、印章、洋装その他であります。

○水間委員 じゃ、この人たちの今おっしゃった連合会に入っている25職種、1,929名でしたか、この技能の継承をさせるための若者への継承はうまくいっているんですか。

○西労働政策課長 技能士につきましては、先ほど申し上げましたような職種で、従業員も少ないとかいった小規模・零細業者が多いものですから、なかなかその職種自身では若者を養成できないという面が多々ありますので、技能士会連合会にお願いしまして、この職種が協力しながら、いろんな若年者への技能継承等の事業をやっているところでありまして、その事業を私どものほうで委託しているということでありませう。

○水間委員 最後にします。これは新規事業の中でも出てきていますよね。「チャレンジド就労サポート」、障がい児の皆さん方に就労の応援をしたい、サポートする、そういう中でもこの技能士のこういう方の会を通じながら、障がい児のサポート、就労支援をしていくということは、連携ができるんですか。それは障害福祉課です

か。

○金丸地域雇用対策監 チャレンジドの件でございますが、これまで高等部の2年生から職業指導をやっていたものを、中等部の1年からやっていくということで、早い段階から職業観の育成を図っていこうというものでありまして、できるだけ地域の小さなところを、ここで書いています「ふれジョブ」の対象、サポート企業として開拓をしてきたいというふうに思っておりますので、今、委員がおっしゃったような技能士の方のところも開拓の対象になっていくということで考えております。以上でございます。

○水間委員 ぜひ、お願いをいたしまして、終わります。

○濱砂委員 161ページ、地域産業振興課、前回もちょっと話を聞いたんですが、貿易促進費8,620万2,000円ですが、この内訳、節を教えてくださいませんか。

○工藤地域産業振興課長 県産品輸出促進事業、海外交流駐在員設置事業が4,795万円、県産業貿易振興協会機能強化事業2,024万1,000円、指導推進費が366万円でございます。

○濱砂委員 海外交流駐在員の人件費は幾らになっていきますか。どこどこだったんですかね。

○工藤地域産業振興課長 台湾、中国の上海、韓国のソウルです。人件費が台湾が210万円、中国が236万8,000円、ソウルが1,604万9,000円です。

○濱砂委員 これは全部1人ずつですか。

○工藤地域産業振興課長 台湾はフルタイムじゃなくて、非常勤みたいな感じの人です。上海は2名、ソウルは3名でございます。

○濱砂委員 韓国のソウルが3名で1,604万9,000円、ですから年収550万ぐらいというところでしょうかね。

○**工藤地域産業振興課長** そうでございます。

○**濱砂委員** 前回もちょっと論議になったんですよ。人件費等についてはちょっと高過ぎるんじゃないかと。高いというのは人件費の問題ですから、相手次第なんですけど、この効果、18年度効果と本年度効果はどのように見込まれておられるのか、内容についてお願いします。

○**工藤地域産業振興課長** 韓国のほうは、仕事の内容が観光のほうが多いような感じになっております。中国のほうは、やっぱり観光客の誘致が多いんですけれども、前年と比べてその観光客数で言えばほとんど横ばいというような状況です。そのほかにも物産輸出の関係の相談なんかが多くなっております。台湾のほうも主には観光関係の仕事が多いんですけれども、観光客数でいきますと成果としては伸びているような状況にあります。

○**濱砂委員** 説明に「国際化に対応できる地場中小企業の育成及び貿易の振興並びに海外交流駐在員の設置に要する経費」という項目なんですけど、だから話を聞いたんですけどね。人件費はそれなりの人であれば少々高くてもやむを得んだろうと思うんですが、ただ、ここに書いてあるように宮崎県にどのような効果をもたらしておられるのかということなんですわ。海外旅行者の募集とか、ここに書いてあるのはそういうことじゃないですね。

○**工藤地域産業振興課長** 物産振興面で言いますと、中国の場合は、水産物関係のキーパーソンの発掘とか、それのお手伝い、それから宮崎の杉の輸出の現地の協力基盤の強化みたいな仕事でございます。台湾のほうは、農産物の輸出の手伝いとか、そちらのほうに進出を予定している企業の相談とか、そのようなものをおこなっております。

○**濱砂委員** 実際に台湾と中国・上海、韓国・ソウルなんですけど、宮崎県の例えば、材木とかいろいろな農産物とか、あるいは商工業品等々が売れ行きが非常に伸びているとか、宮崎と関係が非常に最近近くなったとかいう状況が見えますか。

○**工藤地域産業振興課長** 物産関係でいきますと、食料品関係の取引はだんだんふえていく傾向にはございます。農産物じゃなくて加工品ですけど。

○**濱砂委員** それから、国内観光宣伝事業、新規事業なんですけど、「長期滞在型観光促進事業」、国内観光誘致宣伝を推進するために要する経費ということで、平成19年度、7,000万円の予算が組んであるんですけど、主に内容はどのようなことなんですかね。

○**橋口観光・リゾート課長** 国内観光宣伝事業としまして、国内向けに、いろんな形で全国的に国内客の誘致を図るために、午前のお話でも出しておりましたけれども、例えば、北九州をターゲットとしました「ぽかぽか！宮崎」キャンペーンをやるとか、そのほか、首都圏、関西圏の旅行会社に対しての商品化の働きかけとか、さまざまなキャンペーンをやっておまして、そういったものを全体としてそういう予算規模になっているわけなんですけれども、ここで言いますのは、そういった中に、1つに今度、新規事業で長期滞在型観光促進事業というものを1,300万余で補正計上させていただいているということでございます。

○**濱砂委員** つまり、今までの観光宣伝事業に今回は長期滞在型観光促進事業の宣伝も織り込むという、その長期滞在型というのが新規事業だということですか。

○**橋口観光・リゾート課長** 宣伝事業とはPR

経費だけを掲げている項目ではございませんで、そのほかいろいろあるんですけれども、今回の場合のこの事業は、大きな世の中の流れで、これからは体験・交流型の旅行になっていくと、団体型から個人型、しかも周遊型から体験型とか、そういう大きな流れの中でこういう長期滞在型の観光というのをこれから宮崎県として進めていく、そのための事業というふうなことで新規に予算をこういう事業として組んでいるわけでございます。

○濱砂委員 先では移住をしてもらおうというようなものも含めての長期滞在型、いわゆる宣伝費用と。

○橋口観光・リゾート課長 こういう長期滞在型、この資料にも挙げておりますけれども、1週間から1カ月というふうなことで、基本的には観光というふうなことで考えておりますが、そこでいろいろ体験いただいている中で、ここ、なかなか住みやすいな、人柄もみんないいわ、安全で安心だと、そういうことからずっと気に入っていただいて、リピーターになっていただき、そしてまた重ねる中で二地域居住なり移住につながっていくことは十分考えられる、そういう可能性も秘めているというふうに考えております。

○濱砂委員 もう一点、「自動車関連産業支援事業」についてですが、「北部九州取引開拓事業」というので(3)に書いてあるんですけれども、北部九州における企業情報の収集及び県内企業の紹介を行うということで、自動車関連産業というのは非常に雇用型が多い、いわゆるたくさん雇用の見込まれるというようなことで、地理的条件なり、人口条件等が非常に難しい話を聞くんですけど、雇用型の関連企業というのが本県に来れるような状況にあるんですかね。

○工藤地域産業振興課長 この事業は、誘致ではなくて、地場企業、県内に立地している企業が北部九州で発展している自動車関連部品の仕事をとりましょうという事業でございます。というのが、現在、九州内での部品調達率が50%なわけで、九州全体でこれを7割に引き上げましょうという事業に宮崎県も参加してやっというということで、50から70に引き上げると4,000億ぐらいの市場ができるということでありまして。それと、現在、北部九州で自動車100万台生産されているわけですが、これが平成20年になりますと150万台の生産量になると。それで部品市場がまた4,000億生まれるということで、非常においしい市場を指をくわえて見ているわけにはいかんというような事業でございます。

○矢野新産業支援課長 国内の大体生産台数、100万台から120万台ぐらいの自動車をやっていますけれども、今、地域産業振興課長が申し上げたとおり、今からの市場としては非常にいいところでありまして、県内には自動車関連産業が運輸業も入れて80社ぐらいございます。運輸業等を除くと50社ぐらいということで聞いておりますけれども、これには誘致企業等も含まれておりますが、今後の取り組みとしましては、最終製品をつくる工場の立地というのは非常に難しいところがありますので、部品の1次サプライヤー、2次サプライヤーとありますが、2次サプライヤー、3次サプライヤーに的を絞っていきたいということも考えておるところでございます。また、物流のジャストインタイムで30分とか40分以内に納めてくれとか、デンソーとかに昨年秋に行きましたけど、大体40分以内に納めないとだめだとか、そういう話も聞いております。ですから、宮崎県の地域実情

をかんがみまして、2次サプライヤー、3次サプライヤーに的を絞りながら誘致等も進めていきたいと考えておるところです。以上です。

○濱砂委員 50%から70%に20%アップで4,000億円、宮崎県はどのぐらいねらっていますか。

○工藤地域産業振興課長 なかなか距離的に遠いということと、自動車産業というのは、まず低コスト、短時間、高品質、この3つを持っておかないとなかなか取引をしていただけません。そういうことで、現在、工業統計で見ますと、2007年で460億円ぐらい自動車関連部品の製造をやっております。直接取引は無理なんで、2次とか3次の部品屋さんと取引ができればいいなということで、北部九州に1名、そういう取引の開拓をする人をお願いしまして、それで情報を入れてもらうということにしております。

○濱砂委員 20%で4,000億円ですから、5%でも1,000億円ですよ。宮崎県はこの20%のうちのどのくらいを確保しようと思ってこの事業を出されたんですかということなんです。

○工藤地域産業振興課長 一応、目標は持っておりますませんが、もらえるだけいただくということでございます。

○濱砂委員 これだけの大きい事業ですから、支援事業という大きい項目でここに掲げておられますので、ぜひ目的を持ってひとつ頑張ってくださいますように。結構です。

○矢野新産業支援課長 訂正を、国内の生産台数を私、100万台と申しましたけど、一昨年は1,050万台、昨年が1,200万台程度でございます。国内向けが約500万台ぐらいということでございます。失礼しました。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

○外山良治委員 今までの話を伺っていて、どうもやる気というのがあるのかないの

か、ひょっとしたらと疑いたくなるような話が非常に多いと。例えば、ここは新しい知事の基本的なマニフェストを担っている部ですよ。例えば、100社でもそうでしょう。1万人でもそうでしょう。5%、450万、500万、100万アップでもこの担当部でしょう。すべてここですから、例えば、18年度の予算というのが449億、19年度、今現在、補正を含めて426億ぐらいですかね。部長、増額ならいいですよ。減額でマニフェストが達成するのかどうか、これをまずお伺いいたします。

○高山商工観光労働部長 予算に関しましては、非常に厳しい財政状況の中で、いろいろ私どももアイデアを出して、そして企業さんとかの意見もいろいろ聞いてつくり上げたものが現在の予算でありまして、結果的に前年度よりも減ったということで御理解いただきたいということです。いずれにしても、目標を達成するためには、我々も実際、汗を流していく、知恵を出していくというのが非常に重要なところがありますので、そこ辺を精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っております。

○外山良治委員 であるならば具体的にお伺いいたしますが、例えば、県外観光客100万人アップの4分の1ですから25万人ですよ。これは大丈夫ですか。そのための予算でも大丈夫ですか。

○高山商工観光労働部長 大丈夫かということ非常に難しいところですけども、精いっぱい頑張っていきたいと思えます。

○外山良治委員 わかりました。

例えば、100社、1万人、25社、2,500人、大丈夫ですか。

○高山商工観光労働部長 1万人という雇用、たしか2月に知事のほうで議会で答弁申し上げ

たと思いますけれども、これは企業誘致だけで達成できるものでは当然ありませんで、1次産業、2次産業、3次産業トータルだと思います。そのうちの企業誘致がどれぐらいというのは、我々、ある程度目標で出したいと思っておりますけれども、それ以外についてはなかなかカウントしづらい部分があります。例えば、サービス業で福祉関係もありますし、商工業はなかなかカウントできない。例えば、イオンができれば何千人とか、そういうのができるんでしょうけれども、そういったものもなかなかできないという中で、我々が実際にできる企業誘致についてはある一定の目標は持って頑張っていきたいというふうに思っております。

○外山良治委員 知事というのは話術にたけた方ですから、右でも左でも転ぶんですよ。例えば、誘致企業で1万人ということを知っておったところが、県内のプラスカウントだけは答弁されると、今おっしゃったように。失業のマイナスはカウントしないと。こんな計算があるのでしょうか。世界的にないですよ。それはそれとして、もうちょっと大丈夫だというような答弁してもらわないと、聞いておってこの方々、大丈夫なんだろうかと非常にいらいらします。ですから、もうちょっと自信を持って、勇気を出して、これは大丈夫だと、何かそんなことがなければ、これではすべてマニフェスト、どこかへ飛んでしまうなど、そんな気がするんですよ。自動車関連産業誘致にしても以前から言われておりました。例えば、50%、70%、達成状況というのはそういう状況だと。であるならば、どういった技術集積、習得をすればその部品というものをいただけるのかと、そういった具体的なことがありますか。

○工藤地域産業振興課長 その事業につきまし

ては、162ページ、一番最後の自動車関連産業支援事業、この支援事業の中に技術のアドバイザーという方を委託しまして、これは、ある企業が進出したいんだと言っても、いろんな部品がありますから、その企業の人がこのアドバイザーを派遣してほしいと、そしたらそのアドバイザーを派遣して、そこの技術力をアップするというのが1つと、単品だと北部九州に同じような企業がありますので、距離的・コスト的にも負けてしまうんですよ。そのほかに、今度はねじだったらねじばかりつくっているところだったら、そこにメッキして、それに何か関連部品でもひっつけければ付加価値が高くなりますので、それをやるためには周りの同じような企業と連携してやらなきゃいけないということで、そういう連携事業にも取り組むことにしております。

○外山良治委員 大分がマツダでしたか、福岡がトヨタ、熊本がホンダではなかったですか。だから、今、3時間、4時間とおっしゃいましたから、例えば、北部九州だけではなくて、トンネルを越えたら熊本でしょう。熊本だったら3時間で優に行きますがな。何でここでホンダの話が出ないのかと。

○工藤地域産業振興課長 自動車の話をしていたので、ホンダのほうは二輪車のバイクでございます。

○外山良治委員 誘致企業及び県内の企業育成、車であろうが単車であろうがどっちでもいいんですよ。だから、熊本なら熊本のホンダ、高速道路を走れば2時間か3時間で行くと思いますから、宮崎県というのは当面、何も1名を北部九州に持っていかんで、熊本に持っていかうと、その何とか何とかアドバイザーというのをですね。そういうことを考えられんのですか。

○**工藤地域産業振興課長** 県内にもそういうアドバイザーを置いております。熊本には置いておりません。

○**外山良治委員** だから、宮崎県でスケールデメリットがあると、福岡までは5時間かかって、とてもじゃないが部品調達、在庫を持たんと20~30年前から言われていますよ。ですから、在庫を持たなくていい範囲であれば熊本が近いですよと、熊本にホンダ向けで部品調達が宮崎県でできると、高原かどこかで工業団地があったんじゃないですか。1回ちょっと行っただけですが、あそこら辺に、例えば、ホンダ向けの誘致企業ということで、何が不足して、何を準備すればホンダからの部品がいただけるのかと、そういった研究をされたことはないですか。

○**工藤地域産業振興課長** 部品の調達につきましては、佐土原にホンダロックという関連企業がありますので、その人たちと一緒に近いうちにこっちの企業のほうには訪問することにしております。

○**外山良治委員** そういう話をしていただければいいんですが、正直言って、何かやばいなという気がいたします。もっと気合いを入れてくださいよ。

それから、もう一点は、障がい児者就労サポート事業ということなんですが、私は以前から申し上げているように、もう職能訓練というのはだめ。やっぱり職業訓練ですよ。1カ月、2カ月で仲よしこよしをやってみようといったって続きません。何回も言っている。九州では障害者職業訓練校というのが福岡と鹿児島にありますわ。だから、例えば、延岡なら延岡に、あいっているのは西高ですか、あそこに、例えば大分県と熊本県と宮崎県で、その3県は職業訓練校がありませんから、3県で広域行政ということ

で職業訓練校ぐらいつくって、もうちょっとそういう前向きな、今からの技術というのは中途半端な技術はだめ。しっかりとした技術を持って、社会も来てくださいというような感じでなければ一向にだめですよ、今からは。労働政策課長、このことは以前から申し上げていると思います。56年ごろから私はずっと言っています。例えば、宮崎県で過去5年間、単年度で何人ぐらい職業訓練校に行っていますか。教えてください。

○**西労働政策課長** 県外校のことですね。19年度は16名、県外校に行っております。18年度が9名、17年度が23名、16年度が18名、15年度が26名、最近ではこういった数字であります。

○**外山良治委員** どこの県に行っておられますか。

○**西労働政策課長** 19年度が東京校に1人、福岡校に3人、鹿児島に12名であります。前年の18年度が鹿児島に9名、鹿児島だけです。17年度が中央に1名、吉備に1名、福岡に11名、鹿児島に20名の23名。

○**外山良治委員** そういう状況でしょう。今でもそういう状況。それが県内にできたらいい。30名、40名、すぐ集まりますよ。そういうことがわかっておりながら、一向に動かない。西都の技術専門学校、予算が幾らでしたか、教えてください。

○**西労働政策課長** 予算でしょうか。建設費でしょうか。

○**外山良治委員** 建設費。

○**西労働政策課長** 建築費関係が、建物が36億9,000万円でございます。

○**外山良治委員** その他を入れると、たしか、私の記憶では38億9,000万だったと思いますよ。それはそれでいいです。定数に対して充足人数、

何人ですか。

○西労働政策課長 19年度が定員80名に対しまして、72名の入校であります。

○外山良治委員 例えば、そういったところに当時はだれもそういったことは考えなかったということだと思いますけど、障がい者職業訓練校をつくってごらん下さい。どれだけの波及効果、後年度負担というのが軽減されるか、そういう政策立案能力を疑いますよ。ですから、今後、西都なら西都の技術専門校の横にでも職業訓練校を再度つくっていただいて、例えば、精神障がい者でも社会的入院というのが1,050人ですかね、身体障害者だけでも年間に4,700人、知的障がい者だけでも422名、毎年誕生するわけです。そういった方々の職業訓練、職業というものをどうやってあなた方が真剣に考えるか、これはやっぱりもうちょっと考えてもらわんといかんですよ。以上です。答弁はいいです。

○武井委員 何点かあります。御質問させていただきます。

まず、企業立地推進補助金の件でございますが、知事の大きな公約の一つでもございます。非常に大きな予算もついておるんですが、事業概要のほうを見ましても、これが例えば全国で宮崎県だけがこういう施策をやっているのであれば、非常にこれはすごいと言いたいところなんです。全国どの県でも多かれ少なかれ似たようなことをしていると。例えば、長崎なんかは光ファイバーを全部整備して、レオパレスのコールセンターを壱岐島に持ってくるとかいろんなことをしているんですけれども、この事業概要の中で、例えば、これだけのお金を使うわけですから、宮崎県が他県にないオリジナリティーとしてこういうことを実施していこうとかいうものがあればお聞かせいただきたいと思

います。

○森企業立地対策監 オリジナルというものは特段ございませんけれども、宮崎県の特性を生かした誘致ということは今後、心がけていきたいと思っております。企業が求める立地条件、一般的に申しますと、広くてまとまった土地が手に入るかどうか、インフラが整っているかどうか、人材が確保しやすいかというふうな一般的な条件がございますので、進出を希望される企業様のニーズに応じたものが私どもとして提供できるような、なるだけそういうものにマッチングできるようなものを提案していくというようなことで、今後、企業誘致のほうに当たっていきたいと思います。

それから、もう一点は、いわゆる人材でございますけれども、中京地区につきましては、今、有効求人倍率が2.0倍前後というふうなことで、それから北部九州でも1.0というふうな高い倍率になっております。そういう中で本県は0.67というふうな状況でございますので、その人材を生かしながら企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

○武井委員 それでコールセンターの人材の育成などということもまた挙がっているんだろうと思うんですけれども、やはり他県にない、できるだけオリジナルな新しい企画があれば、地理的には非常にハンディキャップもあるわけですし、例えば通信面でも沖縄等と比べればいろんな補助があるわけでもありませんから、宮崎モデルみたいなものをぜひ考えていただければと思っております。

次でございますが、観光のほうに移らせていただきます。観光のほうは、県民総力戦ということが知事の公約でもありますし、色濃く反映しているなどと思っております。私も個人が活

躍できるというのは非常に大事なことだと思いますので、非常に新しい企画、うれしいなと思っていますんですが、まず、観光振興応援事業につきましてお伺いをいたしますが、基本的にはソフト事業において観光団体、NPO法人、地域づくり等に対して補助金を出していくということなんですが、私、本会議でも質問させていただいたんですが、非常にリゾート基金とよく似ていると思うんですね。リゾート基金も今はこういう使い方をしますということでしたので、その意味で整合性というものと、リゾート基金とはこれが違うみたいなものがあればお聞かせをいただきたいと思うんですが。

○橋口観光・リゾート課長 リゾート基金事業との類似性というようなことでございますけれども、リゾート振興基金、そもそもは救済型の基金でございましたけれども、その後は検討委員会がございまして、6つのメニューが追加されて、救済以外の市町村が連携して行うような広域的な連携事業とか、そういったものを中心に現在、基金については活用されているということでございまして、観光応援事業のほうは、逆にそういうものとは違った、先ほどもちらつと説明させていただきましたけれども、旅行というのが大きく団体型から個人型とか、周遊型・物見遊山型から体験型・交流型にシフトしてきていると、大きなそれが観光ニーズの変化だと思いますけれども、こういったものに対応する形で、地域の観光地づくりというのはそういうふうにあっていかないとこれからは対応できていかないということでございますので、それに対応する形でそれぞれの地域の小さな地域で、それこそ体験型といいますと、例えば、物づくり体験とか、あるいは食体験とか、そういうものでありましても、その地域とのつながりと

いうのは非常に関連が出てまいります。そういったものを生かしたいろんな観光地づくりの取り組み、抽象的で申しわけありませんが、例えば、近くに森林があつて、その森林浴なんかとか、あるいは温泉があつて温泉を活用したような観光地づくりを近辺でやっていきたいとか、取り組んでいきたい、そういう開発をしていきたいというときの取り組み、いろいろと協議会をつくったりしていく取り組みとか、あるいはそれぞれの地域特性に応じた新しい観光づくりの組織づくりといいますか、何かやる気を持ってやっていく、そういった主体的な取り組みについて支援していきましようというところでございます。

○武井委員 すみません、わかったようなわからないようなところがあるんですが、資料を持ってきていないので正式名称はちょっと、今、リゾート基金ですと、北霧島、霧島の小林とか、広域連携のものを小林、えびののほうでされたりとかしてしまっていて、まさに、それが地域の資源を発掘してそういう協議会をつくってというようなことで立ち上げてやっていらっしゃると。この前の答弁等でも今後はそういうものに使っていくということでしたので、その意味では、今のお話を聞いて、逆にそれであればいよいよ変わらないんではないかなと思うんですが、それであれば何らかの形で統合して対応するとかということもあるでしょうし、もし、それがそういう趣旨であれば、じゃ、両方とれてしまうということになってもまたいけないと思うんですがけれども、いかがでしょうかね。やっぱり非常に似通っているように思うんですが。

○橋口観光・リゾート課長 基本的には、応援事業につきましては、その支援の事業自体が市町村を対象にしたものではなくて、あくまでも

その地域の観光団体であるとか、NPOだとか、ボランティアだとか、あるいは個人であるとか、そういったところでの取り組みを支援していくものというふうなものでございます。もう一方の、リゾート基金のほうの事業といたしますと、今度はもっと枠組みのずっと大きな、ほかの市町村とも連携した広域的な取り組みについて支援をしていくというふうなところでございます。

○武井委員 わかりました。これも初めての事業ですから、まだ具体的にどういうものをイメージしてというところまでいかれていないのかもしれないかもしれませんが、今でなくても結構ですから、去年の例えばこういう事例であれば適用できるとか、その辺を少しイメージ等、また教えていただければと思います。

それから、もう一点観光でございますが、観光塾事業とか、これは非常にいいことだと思っているんですが、新しいものについて県民総力戦、観光振興というところがあるんですけども、今、観光業務は既存の事業者が厳しい状況でございます、大淀河畔なんかを見ていただければよくおわかりいただける状況だと思います。神田橋さんみたいに100年超えたところが立ち行かなくなるというような現状でございます。これ、シーガイアさんが非常に安くされているとか、新しい形のフロントに人がいないようなホテルができてとか、いろんな要因があると思うんですが、県民の皆さんと総力戦ということも非常に大事なんですが、一方では、既存の観光事業者が立ち行かないような状況になっているということで、これは金融面も含めてということになるのかもしれませんが、既存の事業者等の支援とか対策ということについて、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○橋口観光・リゾート課長 19年度の事業の範囲内では、旅館とかホテル業に対する直接的な支援というものは全く予定しておりません。むしろ、そういったものも活用できるようなメニューとか、そういったものを県としてはさまざまな形で地域と一緒に開発して、そういったものを旅館とかホテルとかがいろいろ活用していただいて、その事業の収益に使っていただければというふうなことで施策化しております。

○武井委員 わかりました。もちろん、これは基本的には既存事業者の経営努力というところも多いと思うんですけども、そこはぜひ御認識をいただければと思います。

次でございます。順番が逆になりまして申しわけないんですけども、地域産業振興課、県産品の販路拡大推進事業の件でございます。これはこの委員会でも前回も含めて何度も出ましたけれども、粗悪品とか、そういうもの、いわば宮崎のブランドイメージ、県産品というもののイメージ等をよろしくなくするものというのが大いにあると思うんですけど、そういうものの対策について、こちらのほうで何か対策が盛り込まれているのかということについてお問い合わせをしたいと思います。

○工藤地域産業振興課長 粗悪品といったら、県外に持っていったときにイメージを落とすというようなことではないかなと思うんですが、特産品PR展開支援事業といたしますのは、お菓子の組合とか何とか組合とか、そういう業種で展示会に出展したり、どうしたら売れるんでしょうかというようなコンサルをやるやつでございます。そのほかにも、ここには載っていませんが、業者からの希望によりまして、どうしたら品質がよくなるんでしょうかとか、売れるでしょ

うかとか、デザイン的にはどうでしょうかとかいう、アドバイザーを派遣して相談に乗る事業がありますが、粗悪品を積極的に見詰めて摘発するというような事業は持ってはおりません。

○武井委員 今、宮崎がこれだけブームになっていまして、似顔絵の件も議会でも出たぐらいですから、非常に重要だと思いますので、ぜひそれは何らかの形で、やっぱり宮崎産でないものが宮崎産だったり、知事の似顔絵がついていればほぼ宮崎産のように見えるような状況で物が売られているという現状は、それは御認識のとおりだと思いますので、それについては何らかの形で対応というのをお願いしたいと思います。

○工藤地域産業振興課長 私どもが言っている県産品は、県外でつくられていても、県内の産品を使っていれば県産品、それから、県外の原料を使っている宮崎でつくっていれば県産品という定義でございます。そうしないと、焼酎が芋焼酎を除いて全然県産品ではなくなってしまうので。ほとんど中国のソバとか麦とかでもって麦焼酎とかそば焼酎とかつくっていますから、県内企業がつくるのは全部県産品という定義しております。

○武井委員 その辺はわかっておるつもりなんですけれども、ですから、私も議場で出したんですけれども、例えばもろもろのお菓子なんかでもそうですけれども、県内でつくったものが、一応、空港ではちょろっと売ってあったりしても、実質、県外で売られているとか、実際に鶏の品質の問題でもそうですけれども、今、非常に物が売れている段階だからこそ、対応しておくべきことがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず以上で結構でございます。

○横田委員長 先ほど、観光振興応援事業のイメージということを言われましたけど、個人的に聞かれるということでもいいんですかね。

○武井委員 そうですね。また後でいいです。

○蓬原委員 中小企業融資制度貸付金、この前、本会議で災害時安心基金でしたかね、あれに関連して県境はどうなるんだというようなことで、うちの中野一則議員からありました。その中の、似たようなことだと思うんですが、この貸付金、県内で災害救助法を適用する災害が発生した場合の特例措置ということなんですが、これは同じようなことなんですかね。

○古賀経営金融課長 例えば、台風が中山間地域を通りましたと、中山間地域につきましては災害救助法の適用を受けるような被害を受けましたと、しかし、沿海部については、そういった適用を受けるような市町村は出てきませんでしたと、しかし、ここの商店にとってみたら、例えば200万円以上の損害が出てきました、売り上げが落ちましたというのが出てまいります。そうした場合には、中山間地域で災害救助法の適用があれば、例えばその適用のない市町村で事業を営んでいらっしやっても、その特例措置は適用できるようにしましょうというものです。

○蓬原委員 そしたら、台風には県境はないわけですから、鹿児島の方からずっと来ることだってあるわけですね。例えば曾於市で災害救助法が適用されたと、お隣の都城ではたまたま条件がよくて戸数とかの関係でならなかったと、同じ台風ですよ、それぐらいの規模が通ったということですから、僕はこれには中野議員の意見は正しいなと思ったんですが、自然災害には県境はないんですよ。だったら隣接ということでもうちちょっと広くとらえていいんじゃないかなというふうな思いがするんですが、いかが

ですか。地震だって同じだと思うんですよ。

○古賀経営金融課長 まさに委員お尋ねのとおりで、また、そういった疑問も当然おわきになるだろうと思います。ただ、この制度につきましては、県の制度資金と、それと信用保証というのがかかってまいりますので、これは県の保証協会とタイアップしてやっているということでございますので、現在のところそういった整理をさせていただいております。仮に、そのような事態が将来想定された時点においては、さらにその時点で勉強させていただきたいと思えます。

○蓬原委員 前もって勉強しておかないと、起きてからではまた事後処理になって、前もって想定せにゃいかんわけですよ。十分想定できますよね。台風はきょうは宮崎だけに行こうとかは来ないわけですから、必ずお隣を通ってくるわけですよ。九州を総なめにしていくわけですから。だから、今のうちに僕は勉強しておったほうが良いと思うんですよ。

○古賀経営金融課長 なお、この特例措置につきましては、例えば、きょう、被害を受けたと、そうしましたら、きょう、災害救助法が適用になるということは多分考えられません。ですから、この特例措置は事後的に、逆に申し上げれば遡及的に適用できるという制度でございます。ですから、もし、そういった部分があればそういった格好での検討というのが必要だろうと思えます。

○蓬原委員 では、発生してからでも勉強する時間は十分あるから遡及できるというわけですね。

それと、「ヤングJOBサポートみやざき機能強化事業」、県北のサテライトということですが、県南、県西等にはこういうサテライトは既にあ

るから県北だけなんですか。それとも、県北がなぜか未就労の若い人が多いから県北なんだろうかね。夕暮れ等々の発言とも何か関係があるんでしょうか、教えてください。

○金丸地域雇用対策監 ヤングJOBサポートみやざきのサテライトの件でございますが、委員の都城のほうからそういうことが出てくるだろうなということは覚悟しておりました。17年5月にカーリーノ宮崎の8階に設置いたしまして、全県下から御利用いただいております。延岡、都城、日南につきましては、月に1回の出張相談でこれまで対応をしてきたところでございます。今回、予算の制約がありまして、どこか1カ所となりましたときに、一番遠いところ、県北にサテライトを設置したいということで予算を上げさせていただいたところでございまして、それともう一つは、県北地区が4月の有効求人倍率でいったときに0.49、都城は0.61、相変わらず県北地区が非常に有効求人倍率が低いというようなこともありまして、県北地区にサテライトを設置し、当面、都城、日南については出張相談で対応したいということで提案をさせていただいたところでありまして、当然、内部での議論でも何で都城につくらんとかというのはございましたので、そこは今後の研究課題ということにさせていただきたいというふうに思っております。

○蓬原委員 あと1点だけ、みやざきフラワーフェスタ、これ、入場者が80何万とかいう数字がありました、男性と女性というのはどっちが多いんでしょうかね。私は女性かなと思ったけど。大ざっぱで結構です。

○橋口観光・リゾート課長 男女数については把握しておりませんが、割合的には、感じとして女性のほうが多いのではないかとということで。

○蓬原委員 今、県庁見学ツアー、議会の3階から見ていますと、どちらかといえばやっぱり女性が多いなと見ていますよ。それで、「花の女王」というのがありますよね。なぜ女性かなと。もうそろそろ発想の転換を図らなきゃいかんわけですから、私はさっきから考えたんですけど、おばちゃまが多いわけですよ。ヨン様と一緒にすわ。あの東様も一緒なんですよ。おばちゃまたちの熱気がすごいですよ。だから、「花の貴公子コンテスト」等をやって、今、イケメンがどうかとか、議会でもイケメンがいい成績で通るといふ時代のようなので、「花の貴公子コンテスト」をやって、今度は女性じゃなくて、格好いい男の子3人がいろんなPRに歩くというの僕が発想の転換だと思いますが、課長、どうですか。

○橋口観光・リゾート課長 男性でも県庁ツアーで有名になったうちの担当の主幹がおりますけれども、いろいろそのあたりは、これまで「花の女王」ということで来ておりますので、それをすぐにするということはないかと思っておりますけれども、そういった全体的なまた流れも見ながら、そういう御意見も踏まえながら、今後、適切に対応していきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○蓬原委員 知事のブログでえらい「イメージング」というのが出てくるものですから、ひとつイメージングをよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○萩原委員 部長はあと何年そこに座っておられるわけですかね。部長の任期、一応、予定は。

○高山商工観光労働部長 私が今、57でございますから、定年までは3年ございますが、ここにおるかどうかは、あした、ひょっとしたら首になることもありましようし、ちょっと申し上げ

られません。申しわけありません。

○萩原委員 それでは久しぶりに長く今から務める部長なんですよ。先ほどから中心市街地の話、水間委員からも出ましたけれども、農業だけが後継者不足じゃないんですよ。商店街も後継者不足なんです。なぜ後継者不足かというところ、結局、もうからんから後継者が育たんわけです。私は都城ですけど、空き店舗をずっと調べてみると、ほとんど私は同じ町内におりましたからわかっていますけれども、営業不振で店を、シャッターを閉めたというのは意外と少ないんですよ。年齢が70近くになったから、息子も帰ってこないし、ここら辺でいいぐあいに潮を引いてやめようと、それでシャッターを閉めた。ところが借り手がいない。それまではいいんですよ。みんな営業不振で店を閉めた、シャッターを閉めたと言うけれども、意外とそうじゃないんです。確かに、営業不振だから、営業がよろしくないから、後継者がいないから、結局は閉めざるを得なかったというのが真実かもしれないけれども、結局はもう高齢なんですよ。後継者不足でどうしても商売をやっていくには大変だということで閉めたというのが実態です。

そこで、よくちまたで商店街の皆さんが言うのは、町なか、中心部の人たちは固定資産税を払うのが一番大きいと。その割には、行政というのは縦割りだから、きょうもいろんな予算が、外山委員みたいにきついことは言いませんけど、やる気はあるのかなのかと、そこまでは言わんけれども、縦割りですから、組織上、ちまちまちました予算しかやらざるを得ないのかなと。私は今、部長の任期はあと何年あるかと聞いたのは、市街地再生プロジェクトチームみたいなのを、幸いに次長が今の県土整備部、前の土木部の管理課長だったわけですから、そう

いうところと一緒に組んでソフトとハードの両面で、まちづくりというのは本来どうなのかと、商店街の振興開発はどうなのかということ、もうちょっと大きい視野で取り組んでほしいなと思うんですよ。そうでないと、いろんな法律に基づいた、あるいは今まで継承した予算をつけることだけで委員会をやっておったんでは、本当に商店街の活性化なんていうのは、あの大店法の改正以来約10年ですよ。イオンを初めとした大型ショッピングセンターがアメーバのように広がっていったのは。

結局、中心街が一番大変だということで、今度は宮崎が結局、大型駐車場をつくりましたよね。都城は幸いなことに、区画整理と並行していきましたから、市といわゆる「街づくり会社」というのをつくって駐車場をつくりましたが、そういうふうにして大きなプロジェクトチームというのを商工観光労働部が音頭をとってやらないと、各市町村ではとてもじゃないけれども、やれない。商工会議所に任したって、とても商工会議所なんていうのもやれないですよ。商工会議所会頭なんていうのは、御存じのとおり、給料をもらっているわけじゃない。会頭をすればこそ金をたくさん出さなきゃいけないのが商工会議所の役員ですから。だから、そういうことを考えると、中心市街地はどこのまちに行ってもそのまちの顔ですからね。商工観光労働部長が音頭をとって、県の縦割りを、横の連携をとったり、あるいは各市町村のトップの人たちと何か話し合うようなプロジェクトチームをつくって、10カ年計画ぐらいでやっていかないと、町なかはとてもじゃないけれども、よみがえらないということを感じるんですが、そこ辺の決意、今言って決意を聞くのも大変でしょうから、考え方をちょっと聞いてみたんですよ。

○高山商工観光労働部長 商店街が活気がないということ、例えば夜、宮崎市、帰るときに8時を過ぎますと商店、結構閉まっているところが多かったりということで、確かに、元気がないと、もうちょっと夜遅くまで電気がついておると非常に歩くほうも楽しいなという感じがするんですが、宮崎市がことし、中心市街地活性化基本計画をつくられましたね。これが恐らく同じような発想でつくられたと思うんです。今回も町なかを活性化するように、例えば、商店街の方が商店街に住むようにとか、そういった考え方がいろいろ盛り込まれているような感じがします。そういった意味で、地域の方がまず自分たちでどうしようかというのを、例えば商工会議所なり市町村なり一緒に考えていくというのがまず1つのスタンスと。それに、基本計画策定なんかでも、県庁内に審議会とかつuckingいろいろな意見を述べたりさせていただきましたが、そういった形で、まずは自分ところでどうしようというのを考えて、そのときに県もいろいろな意見を交換していくと、これが非常に大事ななというふうに思っています。だから、それに関しては、私どもも積極的にやっていきたいと思しますので、ぜひ、そういった動きが各地域に出ることを非常に望んでいるという感じがいたします。

○萩原委員 これは予算に直接関係ない話ですけど、また都城の話をちょっとしますけど、ちょうど中心街は上町、中町、牟田町、この3つが1つの商店街を形成しておるわけです。この中で、今、たまたま御池都城の県道の拡張の話でよくまちの熟度が足らないとか、地元の研修をしてほしいとか、いろいろ言うんですよ。ところが、商店街が毎月会議をしたんですよ。そのたびに僕は行ったんですよ。ところが、自分が金

を出してやるわけでないのに、あれをせよ、これをせよ、こういうのをつくってくれなんて言えないというわけですよ。よく考えたらそうでしょう。道路を拡張してこっちに公園をつくっていただいて、こっちにちょっと水辺をつくっていただいてと、そのたびに県とか市の土木部やら来ただろうけれども、とてもそういう金はありませんよと、こうなったら、話は何もかにも御破算になってしまうわけですね。ですから、地元の皆さんが頑張してほしいと言うけれども、地元が頑張るといったって、同業者同士というのは余り仲はよくないですよ。靴屋さんがあって、200メートルぐらい先の靴屋さんとはふだん物も言わないですから。そういうものなんですよ。だから、そう簡単には商店街が、どこかが、だれかが、公的な部分が音頭をとらないとなかなかまちの中は発展しない。というのは、だれかがやり出すと、何でもそうですけど、お祭りでもそうですが、ばかが3人おれば大体成功するというんですが、そのばかになり切るには、結局、小さな店をしていると、日夜出なきゃいけないでしょう、店を閉めて出なきゃいけないんで、なかなか大変なんです。

その辺のところも考えると、これからのまちの中の再生というのは、よほど腰を据えて、縦割りじゃなくて、横の連携をよほどとらないと、小さい金をちまちまちま出しながらやっていくようなことになってしまうんじゃないかなと思うんですよね。ですから、区画整理とか何とかあれば別ですけど、その辺の話を一回、今の返事はいただかなくていいんですが、ひとつじっくり中心街の活性化、再生はどうしたらいいのかというのをいろいろと考えていただきたいなと思います。以上です。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

○水間委員 すみません。ちょっと1点だけ、企業立地促進補助金20億2,000万、これの積算の内訳を教えてくださいませんか。

○森企業立地対策監 内訳につきましては、過去に誘致した企業に対しまして、19年度に支払う予定の金額でございまして、具体的には、平成14年度から18年度にかけての40件分で積算をしております。

○水間委員 じゃ、その資料を下さい。計算上どうなっているか、後で資料で説明してください。

○森企業立地対策監 わかりました。

○横田委員長 それは委員全員に。

○水間委員 それがいいでしょう。

○横田委員長 それでは委員全員に配付していただけますか。

○森企業立地対策監 はい。

○高山商工観光労働部長 資料を後で委員の皆様にお配りするという事でよろしいのでしょうか。

○横田委員長 後日ということでもいいですか。

○外山良治委員 例えば、委員会での資料請求というものは、委員長が諮っていただいて、全員に配付をしていただくと、先ほど諮られましたよね。そういうことであれば委員会で配付をすると。配付をした上で、そこで質疑というものをしていただければ意味がないと思うんですよ。ですから、そういった諮り方をさせていただきたいと思います。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時12分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

ここで委員の皆さんにお諮りしますが、本

日の日程は4時までということになっておりますが、時間が過ぎております。このまま続行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

○**森企業立地対策監** それでは、先ほどの企業立地促進補助金20億2,000万円の予算の内訳でございます。企業立地促進補助金につきましては、これは、清算払いということになっております。立地調印の時点では、進出計画をいただきまして調印をいたします。それで立地企業ということで認定をいたします。その後に誘致企業は工場を建て、それから人を雇っていくと、その後に製造業の場合ですと3年以内もしくは5年以内に補助金を申請してくださいというような仕組みになっておりますので、それに対して清算払いということによって補助金を出しております。したがって、平成19年度に補助金の申請が予定されているものがこの40件ということで御理解をいただけたらと思います。

○**水間委員** 補助金要綱をちょっと見てください。あなたが今、おっしゃる3年以内ないしは5年以内の申請があれば、企業立地促進補助金を支給できるんだという補助金要綱か何かあるんじゃないですか。

○**森企業立地対策監** 申しわけございません。今、手元にはございません。

○**水間委員** 清算払いというので今、聞いてちょっとびっくりしたんですけども、ここでなぜ企業立地促進補助金が14年から遡及してこういうことになって、いきなりここでこの40件を出してきたという、その根拠をお示しください。

○**森企業立地対策監** まず、補助金の支給につきましては、進出当時は計画でございます。補

助金交付要綱に決めました、例えば新規雇用の10人以上、これを雇っていただけるかどうかというのも実際やってみないとわからない。しかも、工場のほうも実際つくっていただいて、事業がうまくいくかどうかというのもやってみないとわからないということでございますので、その状況を見た上で、先ほどお話ししました年数内に企業のほうから補助金の申請があったときに、私ども、検査をいたしまして、それに基づいて補助金を支払うという制度でございます。

○**水間委員** 委員長にお願いしますが、補助金交付要綱、また資料をいただきたい。

それともう一点、情報通信サービスの通信回線の使用料、すべてこの情報サービス業になっているのは、通信回線料ですか。

○**森企業立地対策監** 情報サービス業につきましては、雇用割、投資割、通信回線の補助、そういったものの補助制度になっております。必ずしも通信回線だけとは限っておりません。

○**水間委員** 通信回線の使用料を払わなきゃならない補助をする企業はどこどこですか。わかりませんか。情報サービス業のうち、通信回線の使用料という補助金になったもの。

○**森企業立地対策監** これはあくまでも予定の企業でございまして、この企業から補助金の申請があったときに、その内容が適正かどうかを見て補助すると。ですから、その中にうちの企業は通信回線を使いました、つきましては、県の規定に従ってこれこれの補助金を申請をしたいというふうな場合についてお支払いをするということになります。

○**水間委員** それが結局、平成14年2社、15年が情報通信で1社、16年が5社ありますね。3年前、18、17、16ぐらいまではまあまあわかるとしても、その前の使用料までを後で申請して、

そしたら認めないこともあるんですか。

○森企業立地対策監 情報通信費の補助につきましては、3年間にわたって毎回支給することができますということになっております。ですから、その都度、請求があればその分についてはお支払いできるという内容になっております。

○水間委員 じゃ、平成14年度、15年度はどうなるんですか。

○森企業立地対策監 補助金のお話ししました3年、5年という基準でございますけれども、操業開始日というのを基準にいたしております。例えば、立地協定をいたしまして、1年あるいは1年半後に工場を稼働させますというふうな内容になりますと、そこから起算をいたしまして、その工場が順調に稼働すると工場側が認めた日、その辺が操業開始日というふうに呼んでおりますけれども、それを基準にして積算をしております。したがって、こういうふうな3年とか4年後に補助金が申請をされるというケースが出てくるということでございます。

○矢野新産業振興課長 例えば、14年度にハウコムを誘致しておりますが、調印式は14年でありました。最初は要件の5人に満たない数でありました。要件を満たすのは5人以上なんですけれども、この企業は今、50人ぐらいになっています。5年以内に要件を満たした状態にしてくださいという状況になった場合にお支払いしますので、ハウコムの場合は14年度に調印式をしましたが、17、18、19でお支払いするというようなことで考えております。

○水間委員 これは私、ちょっと認識不足だったのかもしれませんが、企業を立地させるための促進補助金、考え方としては、今から来る企業に対して、これは先ほど言う上限の50億を今度つくりましたよね。来る企業のために制度を

利用してということをおは考えていたんですよ。今話を聞くと、企業が来た3年から5年前のやつを今、積算して、申請して、その分の補助金を出すと。清算払いというようなことなんでしょうが、もっと時間が欲しいなという気がするんですね。

○森企業立地対策監 極端な場合、例えば、立地調印しました、こういう計画で1年後に工場を稼働しますと、ところが、急にいろんな経済的な変動があつてその計画どおりいきませんでしたと、そういった場合に、先に補助金を出しておきますとどうしようもないことになりますので、私どもと企業の間で話し合っていた条件をしっかりと満たしてくださいよと、それを満たしていただければ補助金をお支払いしますよと、こういうふうな仕組みになっております。

○水間委員 確かに、これは昭和40年代の話ですから、低開発地域工業開発促進法（低工法）による工業誘致促進法を含めて、3年間の減免措置があるとか、それ、今、生きていますよね。次、増設するときは10人以上は増員がないと該当はしませんと、また3年間延長するためには増員が必要ですと、あるいは500万以上の設備投資をしないと、免除対象になりませんか、これは市町村の条例の中でやった流れですよ。県で言う補助金交付要綱の中で、これが3年から5年の中で申請があれば清算払いというような形で補助ができるということになっているみたいですね。すみません、その補助要綱の写しでもあればお示してください。私はそれだけでいいんですが。

○横田委員長 今、水間委員のほうから資料提供の要望がありましたけど、資料を全委員に提供するというところでよろしいでしょうか。

○水間委員 私は構いません。

○横田委員長 それでは、執行部の皆さん、今、要求がありました資料はいつごろまでに準備できるでしょうか。

○森企業立地対策監 今、準備をいたしております。

○外山良治委員 今の関連でいいですか。おおむねわかりました。いわゆる立地契約、そこでは補助金申請というものを、それには要件があると。要件は、竣工検査が終わって、従業員を例えば30名なら30名抱えて、きょうから稼働しましたと、そのことを見届けた上で補助金をお支払いするというものでいいわけですね。

○森企業立地対策監 そのとおりでございます。

○外山良治委員 例えば、その後増築をする、従業員を30名であったものを50名にまたふやすと、そういった場合の補助金というものはあるのでしょうか。

○森企業立地対策監 ございます。

○外山良治委員 それも要綱があって、また一緒のことになるわけですね。

○森企業立地対策監 そういう場合の要件を定めておきまして、その要件を満たせば補助金をお支払いするというものになってございます。

○外山良治委員 逆の場合、始めました、申請をしました、いただきましたと、例えば計画倒産というのがありますよね。そういった場合に補助金の返還義務とかは別にあるのでしょうか。

○森企業立地対策監 企業立地促進補助金につきましては、県の補助金の適正化に関する条例がございますけれども、それも適用しておりますので、状況によりましては、非常に悪質といえますか、そういう場面もあるのではないかなというふうに考えております。

○外山良治委員 過去にも誘致企業が途中で倒

産をしたりありましたよね。そういった企業が悪質などといったことは今までにはないということで理解してもいいですね。

○森企業立地対策監 過去にはないということでございます。

○外山良治委員 わかりました。

○濱砂委員 これは前年度分実績に対する支払いなんですか。

○森企業立地対策監 この企業が19年度に補助金の申請ができる資格のある企業というふうに御理解していただきたいと思います。

○濱砂委員 それなら今の話がわかるんですが、途中でふえるあるいは減るということも可能性としてはある。最初にこれを見たときに、人件費の前年度実績に対する雇用に対する補助金かと思ったんですよ。それなら間違いないかなと思ったんですが、そうじゃないんですね。

○森企業立地対策監 前年度に対する補助金ではございませんで、当初に立地調印式の際に計画をいたしました計画、それにほぼ近いような状態になりましたというのに対して補助金をお支払いするというものでございます。

○濱砂委員 じゃ、その結果によっては補助金の返還とかもあり得るというわけですね。それが今の話でしょう。

○森企業立地対策監 場合によりましては、例えば、10人雇用しますと、ところが実際、操業日になったときに8人しかまだ雇っていませんでしたと、こういう場合については補助金は支払わないということでございます。

○古賀経営金融課長 申しわけございません。午前中の濱砂委員の質問に対して、説明が不完全でございましたので、再度説明をさせていただきたいと思っております。

案件につきましては、委員会資料の31ページ

でございます、財団法人宮崎県産業支援財団に関するものでございます。資料の31ページ、表の下のほうになりますけれども、固定負債・長期借入金30億5,600万余がここに記載されておりますけれども、これについては利息が当然発生しておるし、逆に利息を支払えばそれに伴う収益が必要じゃないかということで、それはどういうふうになっているのかという御質問だったと思います。

まず、長期借入金でございますけれども、このうち27億8,100万6,000円、これは設備貸与及び設備資金貸付金に関するものでございます。残りの2億7,500万円につきましては、他の特別会計に属するものでございます。この貸付金でございますが、27億8,000万円余のうち、24億6,153万3,000円、これは県からの貸付金でございます。残り3億1,947万3,000円、これは中小企業金融公庫からの借入金でございます。この借入金のうち、金利がつきますのは、中小企業金融公庫からの借入金、これが2.5%の金利がつきます。また、県の借入金でございますが、24億6,100万余のうち、15億3,162万6,000円、これにつきまして金利が、私、午前中、0.01%と申し上げたんですが、正しくは0.02%の利息がつきます。

支援財団では、この資金を調達しまして、中小零細企業の方にかわりまして設備を買います。例えば、先ほど自動車産業というのがございましたけれども、そういったところの下請を受けるためには、例えば、数千万する工作機械を買わなければならないと、そういった場合には財団が中小企業の方にかわって買まして、それを割賦もしくはリースでお貸しすると、その場合の割賦の場合の利率が1.75または2.5%、リースの場合が、これは期間によって違うんですけ

れども、3年リースの場合は3.006%、7年の場合は1.408%というような格好での利息をいただきます。これにつきましては、資料の30ページの事業収益というのが上のほうにございます。

(1) 営業収益のちょうど中ほどに事業収益というのがございます。7億7,593万6,655円ですが、この中に含まれております。また、借入金に対する支払利息につきましては、(2) 営業費用のところの事業費(設備資金・取引振興部門)のところに含まれております。以上でございます。

○濱砂委員 つまり、5億2,592万円の支払利息、事業収益によって設備貸与等、リース、割賦含めて7億7,593万6,000円の収益ということですか。

○古賀経営金融課長 割賦事業だけじゃなくて、ほかの事業も含まれておりますが、基本的には、今、委員がおっしゃるとおりでございます。

○濱砂委員 事業収益7億7,593万6,655円、この金額の中での設備貸与の収益というのは出ていないんですね。

○古賀経営金融課長 この中には含まれておりますが……。

○濱砂委員 単純に見ると2億5,000万円ぐらいの収益が上がっているということなんです、そういうふうに見ていいんですか。

○古賀経営金融課長 数字が2つございますので、今、2つ申し上げますけれども、国の設備貸与の事業収益と申しますのが、その中に2億3,321万6,000円ございます。それと、県単の設備貸与で5億2,800万円ほどございます。ですから、その大半がこの貸与事業の収益という格好になります。また、事業費の中には、これら達していませんが、6,547万9,000円と4億2,231万6,000円という数字が5億5,200万の中に含ま

れております。

○濱砂委員 余りよくわからんけど、結局、資金運用の中では利益は出ているということですか。

○古賀経営金融課長 事業の中では利益は出ております。

○横田委員長 そのほか、ありませんか。

○坂元委員 説明があったかもしれんけれども、繰出金をもらっていますね、産業廃棄物税。所管が違うかも知らんけど、産業廃棄物税基金というのがあって、それはどこに振り分けるようになっているわけですかね、その基金というのは。初めて聞いたもんだから。

○矢野新産業支援課長 産廃税は、食品開発センターの食品廃棄物のリサイクルに関する研究ということで、工業技術センターの中に繰入金として入っております。

○坂元委員 産業廃棄物に関するやつは廃棄物税基金というのから出しているということですか。

○矢野新産業支援課長 そうです。

○坂元委員 それと、観光動向調査、あれ、各県でとり方が違いますね。知事が5%とか言うけど、どれをもって5%ふえたのかという基準、例えば、高千穂峡を見た人も1カウント、それからどこかへ行って、また日之影に行っても1カウントするでしょう。そこはいつも思うんですけど、カウントの仕方が各県で違うんですね。宮崎県はどのようなカウントの仕方をしてますか。

○橋口観光・リゾート課長 これは各県によって違うわけですが、今、それを1つにしたらどうかということが、九州各県の観光関係の集まりでも出てきているところでございます。いろんな推計をどういうふうに行っていくのか

ということでやっているけど、一口ではなかなか難しいんですけども、非常に細かい推計を使ったり、あるいは調査の数を使ったりしているわけですが、

○坂元委員 ということは、マニフェストを検証する場合はどの数字で検証したらいいんですか。

○橋口観光・リゾート課長 知事がおっしゃっていますマニフェストでは、観光客数、毎年5%増と言っておりますけれども、450万人から547万人というようなことで数として出しておりますけれども、これは、基本的には、17年の観光動向調査における県外観光客数という数値をベースにしております、これまた全然違うとり方をしますと、それをどうベースにしていくのかというのが基準が変わってまいりますので、そのあたりの取り扱いは非常に難しいわけでございます。宮崎県もまたそういうことですが、各県とも、それをどういうふうなベースを共通にしていくのかと、それもなかなか難しいところで、ばらばらでございます。

○坂元委員 だから、固定数字でやらんと。この数字が5%今度ふえたんですよという検証できるような数字をぴしと出さないよ。

○橋口観光・リゾート課長 ですから、現在の推計と同じような推計をやっていかないことには、全然違って話にならないということで、基本的にはそういうことで行っていくということでございます。

○横田委員長 よろしいですか。

今、水間委員から請求がありました資料が届きましたので、説明をお願いします。

○森企業立地対策監 それでは、3ページを開きいただきたいと思っております。第8条でございます。補助金の交付申請及び実績報告でござい

ます。読み上げます。第8条「補助金の交付の申請は、設置した工場等の操業の開始の日から1年以内、情報サービス業の新規県内常用雇用者及び高速通信回線等使用料に係る補助金については、3年以内に行わなければならない。ただし、情報サービス業の新規県内常用雇用者及び高速通信回線等使用料に係る補助金の交付申請は、3回を限度とし、2回目以降の交付申請は、前回交付申請の1年経過後に申請できるものとする」ということをございます。

なお、8ページをお開きいただきたいと思ひます。これが別表でございまして、工場のところを読み上げますけれども、立地協定締結の日から5年以内に設置されるものであつて、当該工場の新規——これが補助金の交付の要件ということになっております。したがひまして、立地協定の日から5年以内に工場等が設置をされ、さらに先ほどの第8条に基づきまして、1年以内、あるいは情報サービス業につきましては、3年以内に補助金の交付の申請を行わなければならないと、こういうふうな規定になっております。

○水間委員 わかりました。この積算基礎を説明をいただき、14年にさかのぼつてということを知りましたので、補助金要綱を見させていただきました。こういう要綱の中でこの20億2,000万が今回の内訳ということになるわけですね。わかりました。

○横田委員長 そのほか、何かありませんか。

○蓬原委員 要望です。先ほど、建設業関連産業の新産業への転換についての支援というのがありました。知事はこれに対して「自然淘汰」という言葉を使つていますが、私はこれは自然淘汰じゃないと思ひますよ。自然淘汰というのはどうしようもない状況の社会変化の中で、

いろいろな状況があつて廃業したり、倒産もあるでしょうが、やつていくのが自然淘汰であつて、私は、これは強い言葉を使えば強制淘汰だと思ひています。大きな政策の転換をやつてはいるわけですから、ある意味、政策的淘汰だと言つてもおかしくはないと。政策的淘汰であれば、やはり政策的にそれだけの支援をする体制を、各部横断的にちゃんと支援できるものを、支援というのいろいろあるでしょうが、やらないといけないだろうと。だから、それをぜひ、でないとなつた失業者が出ますし、場合によっては、悪いほうに悪いほうに考えれば3万人という人が、年間に1つの町以上の人たちが自分で自分の命を絶つてはいるわけですからね、そういう被害者が県内でも出ないとも限らない。それだけの大きな今、政策の変換をやつてはいるんだということを考えれば、各部横断的にそれだけの支援体制をつくつていただきたいということをお願いをして、希望しておきたいと思ひます。

○水間委員 今、おっしゃつた自然淘汰、本会議場でも知事はよく言われるんですが、淘汰という言葉はやめていただきたいと思ひますよ。普通の動物で、生物でもそうですが、弱肉強食の中で流れていく、その問題としての淘汰という話はいいんですが、我々、生きていく中で、業界の話は、あなたのところは自然につぶれにやいかん、淘汰していかんやいかんということはあつたにしても、それを本会議場で余り知事という言葉としては使つてほしくない言葉なんです。そんなふうに思ひますから、自然淘汰、これはなるべく使わない方向で、ヒアリングあるいはレクチャーの時期になったら、そんな話がありましたと伝えてほしいですね。一生懸命、業界の皆さん、家族を守りながら、従業員を守りながら頑張つてはいるんです。仕方がないからあ

なたはもう仕方がないですよというようなこと
ですから、知事もこの言葉遣いは考えていただ
きたいなと思います。

○横田委員長 今ありましたことは、部を超え
て御協議いただきたいと思います。

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、ないようですので、
以上をもって商工観光労働部を終了いたします。
執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4 時46分休憩

午後 4 時49分休憩

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の審査につきましては、あした午
前10時から行うこととしたいと思いますが、よ
ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、あした午前10時再開
といたします。

本日はお疲れさまでございました。

午後 4 時50分散会

平成19年6月21日（木曜日）

午前10時3分開会

出席委員（9人）

委員 長	横田 照夫
副委員 長	田口 雄二
委員	坂元 裕一
委員	蓬原 正三
委員	水間 篤典
委員	濱砂 守三
委員	萩原 耕三
委員	外山 良治
委員	武井 俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	野口 宏一
県土整備部次長 （総括）	濱砂 公一
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	山田 康夫
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	江川 雅俊
高速道対策局長	岡田 義美
管理課長	持原 道雄
用地対策課長	小野 健一
部参事兼技術検査課長	児玉 幸二
道路建設課長	荒川 孝成
道路保全課長	東 康雄
河川課長	児玉 宏紀
ダム対策監	小城 文男
砂防課長	桑畑 則幸
港湾課長	竹内 広介

空港・ポート セールス対策監	立脇 政利
都市計画課長	河野 大樹
公園下水道課長	富高 康夫
建築住宅課長	藤原 憲一
営繕課長	藤山 登
施設保全対策監	新川 正文
高速道対策局次長	渡邊 純教

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉 直樹
議事課主任主事	古谷 信人

○横田委員長 委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案等のうち、「補正予算関連議案」以外の議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○野口県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから、県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

御説明のほうに入らせていただきます前に、まず、おわびを1点申し上げます。

5月31日に記者発表のありました「不適正な事務処理に関する自主申告」の結果でございますが、県土整備部におきましては、6所属において「預け」の事実が判明しまして、この6所属におきましては、平成19年5月31日現在、26万2,500円の残高が確認されております。昨年の談合事件に引き続き、このような事実が確認されましたことは、議会及び県民の皆様には大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。県土整備部といたしましては、今後の全庁的な調査

におきまして、引き続き徹底的な実態把握に努めますとともに、再発防止に向け全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜るよう、よろしくお願いいたします。

次に、去る6月2日に開催されました東九州自動車道「大分県境一北川間」の着工式、並びに6月5日に開催いたしました九州横断自動車道延岡線の建設促進地方大会につきましては、議長を初め多数の議員の皆様のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも、東九州自動車道を初めといたします県内高速道路の早期整備に向け全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め県議会の皆様のごより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を申しわけございませんけれども、着席したままで御説明をさせていただきます。

お手元に「商工建設常任委員会資料」をお配りいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして裏側の1ページ、目次がございますけれども、そこをごらんいただきたいと思います。補正予算関連議案以外の議案及び報告事項を担当課ごとに記載させていただいております。

上から順番にごらんいただきますと、まず、管理課でございます。県有車両による交通事故について損害賠償額を定めたこと及び平成18年度の繰越額の確定について御報告いたします。

次に、用地対策課でございます。所管いたしております条例の一部改正案を挙げさせていただいておりますが、これは条例に引用しております関係法令の改正によるものでございます。また、県が出資いたしております宮崎県土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

次に、技術検査課及び道路建設課も同様に、宮崎県建設技術推進機構及び宮崎県道路公社の経営状況について御報告申し上げます。

次に、道路保全課でございます。県道の路線認定について議案を上げさせていただいておりますが、これは、東九州自動車道の清武南インターと国道269号とを結ぶ路線を県道として認定するため、道路法第7条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。また、県道で発生いたしました落石事故につきまして、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告いたします。

次に、建築住宅課でございます。条例の一部改正案を2本挙げさせていただいておりますが、これは、それぞれ条例に引用しております関係法令の改正によるものでございます。また、県が出資いたしております宮崎県住宅供給公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

以上が補正予算関連議案以外の議案及び報告事項でございます。その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が「平成19年6月定例県議会提出議案」、2つ目が「平成19年6月補正歳出予算説明資料」、そして3つ目が「平成19年6月定例県議会提出報告書」の3つでございますけれども、県土整備部関係分だけを抜粋いたしまして、お手元に今、部長が説明いたしました「商工建設常任委員会資料」にまとめておりますので、この委員会資料で説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の5ページをお開きください。「損害賠償額を定めたことについて」御説明いたします。

県有車両による交通事故の損害賠償でございます。表に記載してあります相手方の車両に、日向土木事務所諸塚駐在所職員の運転する県有車両が衝突したものであります。この損害賠償額は、物件損害料でございます。表記載の金額で和解契約を締結いたしております。交通事故防止につきましては、日ごろから、注意を喚起しているところでございますけれども、今後とも、十分指導してまいります。

次に、平成18年度からの繰越明許費及び事故繰り越しについて、繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。

6ページから11ページにかけては会計区別に各課ごと、事業ごとに記載しておりますけれども、9ページをお開きください。一般会計の繰越明許費の確定額は、一番下の一般会計合計、中ほどの繰越額の欄に記載しておりますように、186億2,824万9,013円でございます。繰り越しの主な理由といたしましては、用地交渉等に日時を要したことや、災害復旧事業につきましては、国の交付決定時期の関係により、工期が確保できなかったことによるものでございます。

次に、10ページをごらんください。上段の公共用地取得事業特別会計の繰越明許費につきましては、繰越確定額が2億5,490万4,085円であります。繰り越しの理由は、移転先の選定等に日時を要したことによるものであります。

一般会計と特別会計とを合わせました県土整備部の繰越明許費の合計は、下の段にありますように、188億8,315万3,098円となっております。

次に、11ページをお開きください。事故繰り

越しについてであります。

一番下の県土整備部合計、繰越額の欄に記載しておりますように、14億1,137万3,000円となっております。繰り越しの主な理由は、局地的な災害の発生によりまして、工法の検討等に日時を要したことにより、工期が不足したこと等によるものでございます。

管理課関係につきましては、以上であります。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。

委員会資料の12ページをごらんください。議案第15号「国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。国有財産法の一部改正によりまして、同法を引用している規定につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。新旧対照表のとおり、項のみの修正でありまして、内容の変更はございません。

次に、委員会資料の13ページをお開きください。「宮崎県土地開発公社」の状況につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成18年度事業報告書であります。

1の事業概要につきましては、いわゆる公拡法に基づきまして、公有地となるべき土地の取得、あっせん、管理等を行ったところであります。

次に、2の事業実績につきましては、町などからの委託による公有地取得事業を4件、あっせん事業等事業を10件受託しております。また、附帯事業といたしまして、宮崎フリーウェイ工業団地の維持管理を行っております。

次に、14ページをごらんください。3の財産目録であります。左側の資産の部をごらんくだ

さい。預金、保有地及び有価証券などの資産で、57億7,303万円余となっております。右側の負債及び資本の部をごらんください。負債としましては、未払金や長期借入金など合わせまして38億1,629万円余、資本としましては、正味財産19億5,674万円余となっております、合計で、同じく、57億7,303万円余となっております。

なお、この財産目録の詳細につきましては、4の貸借対照表のとおりであります。詳細な説明は省略しますが、この中で、右側の負債及び資本の部の欄の下から3番目の準備金19億2,674万円余であります。当期、2,945万円余の純損失が生じたため、前期繰越準備金19億5,619万円余から減額して整理したところであります。

次に、15ページをお開きください。5の損益計算書であります。右側の収益の部をごらんください。事業による収益が8億3,672万円余、有価証券等の利息や雑収益から成ります事業外収益が2,516万円余でありまして、収益合計は8億6,189万円余となっております。左側の費用の部をごらんください。用地を取得・造成するための費用及び用地取得事務に伴う職員の人件費等から成ります事業原価が8億1,995万円余、事業原価に費用配分できない役員及び一般職員の人件費と物件費から成ります販売費及び一般管理費が5,640万円余、その他を含めまして費用合計は8億9,134万円余となっております。この結果、先ほど申し上げましたとおり、平成18年度は2,945万円余の純損失を計上したものであります。これは、公共事業の減少に伴いまして、あっせん事業等事業収益が減少したことによるものと考えております。

次に、16ページをごらんください。平成19年度事業計画書であります。

1の基本方針につきましては、記載のとおり、

公拡法に基づきまして、公有地の取得事業等を実施することとしております。

次に、事業計画につきましては、公有地取得事業としまして1億円、附帯等事業といたしまして120万円、あっせん等事業といたしまして6,775万円を予定しております。

次に、17ページをお開きください。3の収支計画であります。左側の収入の欄をごらんください。収入としましては、各種の事業収益等によりまして、2億1,981万円余を予定しております。右側の支出の欄をごらんください。支出といたしましては、各事業の実施に伴う事業原価や販売費及び一般管理費等を計上してありまして、若干の利益を見込んでおります。

なお、4の資金計画につきましては、ごらんのとおり、35億9,317万円を予定しております。

用地対策課は以上であります。

○**児玉技術検査課長** 技術検査課でございます。

委員会資料の18ページをお開きいただきたいと思います。「財団法人宮崎県建設技術推進機構」の経営状況について御報告申し上げます。

まず、平成18年度の事業報告についてであります。

当推進機構は、平成12年4月1日に設立されてありまして、1の事業概要に記載のとおり、県及び市町村が守秘性や公平性等の観点から、民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完・支援を行うとともに、県内建設関係業者の技術力の向上と健全な育成を図るための事業を実施したところであります。

次に、2の事業実績としましては、(1)の積算検収事業のほか、以下記載の事業について実施いたしております。

次に、19ページをお開きください。3の収支計算書についてであります。まず、左の欄の収

入についてであります。主なものとしたしましては、事業収入が3億2,205万円余となっております。このうち主なものとしたしましては、積算等事業収入が2億6,833万円余となっております。収入合計は、次のページの合計の欄でございますが、4億2,619万円余となっております。次に、支出の主なものについて御説明いたします。前に戻っていただきまして19ページをごらんいただきたいと思っております。まず、右の欄の事業費であります。主なものとしたしましては、職員の給料手当などです。全体で2億5,384万円余となっております。次に、中ほどから少し下の管理費です。全体で7,952万円余となっております。この結果、次のページ、下から2行目でございますが、次期繰越収支差額としたしましては、当期収支差額718万円余を処理いただきまして、9,186万円余の繰り越しを計上しております。支出合計としたしましては、4億2,619万円余となっております。

次に、21ページをお開きください。4の財産目録につきましては、次の5の貸借対照表と内容が重複しておりますので、5の貸借対照表で御説明させていただきます。まず、左の欄の資産の部ですが、流動資産として1億127万円余となっております。また、固定資産として3億1,083万円余となっておりますが、このうち主なものとしたしまして、県からの2,000万円と市町村からの1,000万円の出捐金である基本財産3,000万円のほか、その他の固定資産に計上しております保有車両に伴う資産や、その他に計上しております投資有価証券などがございます。したがって、流動資産と固定資産の合計は4億1,211万円余となっております。次に、右の欄の負債及び正味財産の部でございますが、流動負債が941万円余でございますので、正味財産

は4億269万円余となり、合計で4億1,211万円余であります。

次に、22ページをごらんください。平成19年度の事業計画についてであります。

まず、1の基本方針であります。中ほどの3行に記載してありますように、本年度は、平成18年度と同様に、積算補助業務や工事管理、検査補助業務などの支援や県内建設業者の技術力維持・向上のための各種研修等を行うとともに、入札制度改革や公共工事の品質確保に向けた新たな取り組みを行うこととしております。

次に、2の事業計画についてであります。(1)の積算検収事業のほか、以下に記載の事業を実施することとしております。

次に、23ページをお開きください。3の収支予算書についてであります。まず、事業活動収支の部です。1の事業活動収入ですが、主な事業収入としたしましては、積算等事業収入を計上しており、中ほどの事業活動収入計としまして、2億9,846万円余を見込んでおります。次に、2の事業活動支出についてです。主な支出としたしまして、職員の給料や管理費などに伴うものがございます。次のページの下のほうをごらんください。事業活動支出計としまして、2億9,487万円余を見込んでおります。先ほどの事業活動収入計からこの事業活動支出計を差し引いた事業活動収支差額としまして、358万円余を見込んでおります。次に、投資活動収支の部です。次のページをごらんいただきたいと思っております。2の投資活動支出計としまして66万円余を見込んでおります。次に、下のほうになりますが、予備費支出としたしまして20万円を見込んでおります。前ページの事業活動収支差額から投資活動支出計と予備費支出を差し引いた当期収支差額としまして、272万

円余を見込んでおります。この当期収支差額に先ほど申しました前期繰越収支差額の9,186万円を加えた9,458万円余を次期繰越収支差額として計上いたしております。以上でございます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

委員会資料の26ページをお開きください。「宮崎県道路公社」の経営状況について御報告いたします。

平成18年度事業報告について御説明いたします。

1の事業概要に記載しておりますように、有料道路の料金徴収業務や維持管理等を行っております。

2の事業実績をごらんいただきますと、事業費の欄には料金徴収や維持管理の事業費を記載しております。右側の事業実績の欄をごらんいただきますと、一ツ葉有料道路北線につきましては、通行台数が165万台余、料金収入が5億100万円余、南線につきましては、通行台数が469万台余、料金収入が8億6,700万円余、小倉ヶ浜有料道路は通行台数が62万台余、料金収入が5,000万円余となっております。なお、資料の32ページに有料道路の供用開始から年度ごとの日平均の通行台数の推移をグラフで記載しております。後ほど御参照いただきたいと思います。

次に、27ページ及び28ページをごらんください。財産目録及び貸借対照表であります。いずれも、左側の資産の部並びに右側の負債及び資本の部の合計は、192億3,300万円余となっております。

次に、29ページをごらんください。損益計算書であります。左側の費用の部並びに右側の収益の部の合計は、14億3,500万円余であります。なお、左側の下から5段目の償還準備金繰入額8億2,800万円余が当期の利益であります。

次に、30ページをごらんください。平成19年度の事業計画であります。

まず、1の事業概要についてであります。有料道路の料金徴収や維持管理業務を行っております。また、4月1日から一ツ葉有料道路の料金を値下げしておりますので、その広報に努め、交通量の確保を図っていくこととしております。

次に、31ページをごらんください。3の収支計画と4の資金計画であります。いずれも、収入、支出ともに合計31億9,700万円余となっております。

道路建設課は以上でございます。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。

委員会資料の33ページをお開きください。議案第18号「県道の路線認定について」であります。

路線名「清武南インター線」を県道として路線認定することについて、道路法第7条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページに議案提出の理由、路線認定の内容、位置図等をお示ししております。現在整備中であります東九州自動車道の「清武一日南間」の清武ジャンクション側に清武南インターチェンジの設置を計画いたしておりますが、このインターチェンジと国道269号を結ぶ路線を県道として認定し、高速道路と既存国県道とのネットワーク形成を図るものであります。起点は清武町大字今泉の国道269号との交点、終点は同じく清武町大字今泉の清武南インターとなり、延長は1,500メートルであります。

次に、委員会資料の36ページをお開きください。「損害賠償額を定めたことについて」、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

事案内容は、落石事故でありまして、発生日及び発生場所等につきましては記載のとおりであります。

事故の内容について御説明いたします。これは、自動車で走行中、進行方向左側ののり面から発生した落石が車両に衝突し、車両左後部を損傷したものであります。損害賠償額は、22万8,533円であります。なお、賠償額は全額、県が加入しております道路賠償責任保険から支払われます。

道路保全課は以上であります。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の37ページをお開きください。議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨であります。租税特別措置法の一部改正によりまして、優良宅地及び優良住宅の認定に関する条項が移動したことから、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。条例第3条第1項第451号及び第452号につきまして、現行の欄の波線部分が改正案の欄の波線部分のとおり、それぞれ条項移動になるため改正を行うものであります。なお、今回の条例改正は、条項の移動によるもので、内容の変更はございません。

次に、3の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

次の38ページに新旧対照表をつけておりますけれども、説明は省略させていただきます。

次に、39ページをお開きください。議案第12号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。先ほど、議案第8号で御説明いたしましたように、租税特別措置法の一部改正により、優良宅地及び優良住宅の認定に関する条項が移動したことから、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。条例第2条別表26の項1及び26の項2について、現行の欄の波線部分が改正案の欄の波線部分のとおり、それぞれ条項移動になるため改正を行うものであります。なお、今回の条例改正につきましては、条項移動によるものであり、内容の変更はございません。

次に、3の施行期日は、施行の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

こちらに関しましても次の40ページに新旧対照表をつけておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、41ページをお開きください。「宮崎県住宅供給公社」の経営状況について御報告いたします。

まず、平成18年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要であります。宮崎市にありますキャンパスタウンまなび野及び倉岡ニュータウンにおきまして、住宅や宅地の分譲事業、造成事業、賃貸住宅の管理事業などを行ったところであります。

次に、2の事業実績につきましては、分譲事業、賃貸管理事業、その他事業につきまして、事業実績の欄の事業を実施したところであります。

次に、42ページの3の財産目録であります。表の左側の資産の部につきましては、流動資産34

億3,700万円余と固定資産57億8,900万円余を合わせました合計額が、一番下の合計の欄にございますとおり、92億2,700万円余となっております。これに対しまして、表の右側の負債及び資本の部につきましては、流動負債が1億6,100万円余、固定負債が16億4,100万円余、資本としての正味財産が74億2,400万円余ございまして、これらを合わせた合計額が、資産の部と同じ額の92億2,700万円余となっております。

43ページをお開きください。次に、4の貸借対照表であります。内容につきましては財産目録と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、44ページの5の損益計算書についてであります。平成18年度に行いました分譲事業、賃貸管理事業、その他事業を合わせました事業収益は、(a)のところでございますけれども、20億4,300万円余、この事業収益に対します事業原価は、(b)のところですが、16億4,100万円余、これに原価に配分できない役職員の人件費ですとか物件費等の一般管理費(c)を加味いたしますと、事業利益は、ページの一番下の事業利益(d)の欄でございますが、2億2,900万円余となっております。45ページをお開きください。さらに、今申し上げました事業利益2億2,900万円余に事業以外のその他経常収益(e)とその他経常費用(f)を加味いたしました経常利益は、(g)の欄でございますけれども、1億9,400万円余の黒字となっております。加えまして、特別損失(i)でございますが、災害その他の臨時損失が5,100万円余ございまして、最終的な当期の純利益は、表の一番下、(j)の欄でございますが、1億4,200万円余の黒字となっております。なお、災害その他臨時損失につきましては、住宅供給公社が昭和40年代に建設をしまし

た2カ所の公社賃貸住宅を用途廃止及び耐震改修工事を実施することに伴います入居者への移転補償費であります。

次に、46ページをごらんください。平成19年度の事業計画書について御説明いたします。

まず、1の事業概要についてであります。キャンパスタウンまなび野におきましては、住宅や宅地の分譲を行いますとともに、賃貸住宅の管理業務等を行う予定であります。なお、キャンパスタウンまなび野につきましては、平成19年度の方譲をもちまして、すべての宅地の分譲を完了する予定でございます。また、倉岡ニュータウンにつきましては、前年度に引き続き宅地造成工事を行う予定であります。平成20年度をもちまして、倉岡ニュータウンにつきましては、の整備も完了することにしております。

次の2の事業計画につきましても、平成18年度と同様に、分譲事業、賃貸管理事業、その他事業を予定しております。

次に、47ページをお開きください。平成19年度の収支計画及び資金計画であります。3の収支計画につきましては、表の一番下の当期純利益としまして、2億1,200万円余の赤字となる予定でございますけれども、これは、先ほど触れました2カ所の公社賃貸住宅の用途廃止に伴う解体工事と耐震改修工事に係る経費が臨時的に生じるためのものでございまして、住宅供給公社の事業計画に基づくもので、県からの負担等はございません。

次に、4の資金計画につきましては、収入及び支出、それぞれが34億500万円余となっております。

建築住宅課は以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さん方、質疑がありましたら、ど

うぞ。

○坂元委員 11ページ、事故繰り越しで「請負業者が履行遅滞したことによるもの」というのはどういう事案だったか教えてください。

○児玉河川課長 河川課でございますが、これは、災害関連の河川改良事業でありますけれども、請負業者の経営状態の悪化によりまして、工事工程が大幅におくれました。そのため、年度末の完成が困難となつての事故繰り越しになつたものでございます。以上でございます。

○坂元委員 その後、それは完成保証人か何か施工したのか。

○児玉河川課長 最終的にはその業者が施工いたしまして、工事は4月末で完了いたしております。以上です。

○坂元委員 フリーウェイ工業団地は期限を切つて、もしその期限が来たら地元の西諸の市町村あたりがちゃんと引き継ぐということになっていたが、その期限はいつだったのですかね。

○小野用地対策課長 フリーウェイにつきましては、当初、11年度から3年間ということで、公社が所有・管理を任されたわけです。ところが、分譲が進まないということで、その後5年間延長されまして、それが18年度末ということでございました。前年の6月議会で御報告を申し上げましたけれども、公社は一応、22年度末をもって解散するという方針を出しております。18年度末にまた更新ということでございましたけれども、最終的には22年度まで公社が管理・所有するということです。その後は県のほうから買い上げていただくということになっております。以上です。

○坂元委員 それから、推進機構ですが、これはもともと市町村の技術力をカバーするという意味でつくられました。本当は技術職員が飽和

状態になつたからつくられたんだろうと思うんですが、今、市町村の事業の依存率というのはどれぐらいですか。

○児玉技術検査課長 一応、18年度では30市町村ということで数字が上がってきております。111件を受託しているという状況でございます。

○坂元委員 売上げの比率はどれぐらいか。県の受託と市町村の受託と。

○児玉技術検査課長 金額にしまして、市町村が大体4,400万ぐらいで推移しております。県の事業が大体2億6,700万ぐらい、174件。

○坂元委員 管理課長、今、ピーク時の技術職員の採用人数はどれぐらいだったか、今はどれぐらいか、わかりますか。

○持原管理課長 ピーク時の採用までは把握しておりませんが、土木部全体で平成9年度ベースで1,000名の定員を抱えておりました。今が890ですので、110ぐらい減っている感じになっています。

○坂元委員 推進機構が平成19年度の事業計画で入札制度の改革をうたっていますが、今言われている程度の改革ですか。

○児玉技術検査課長 当然、入札制度に伴いまして、品確法、そういった形で、後ほどまた説明することになりますけど、新規事業で新しい監視チームを立ち上げると、そういったところの受託を推進機構にお願いしたらどうだろうかということで御提案を今回申し上げることになっております。監視チームということでございます。

○坂元委員 監視を推進機構がしていくということになると、抱えるということでしょう。

○児玉技術検査課長 はい、そうでございます。

○坂元委員 予算に入る前にいろいろ聞いてお

きたいんですが、例えば、この間、急傾斜の問題がありました、今までは一般の土木でやっていたのが、とび・土工・コンクリート工事というふうになると、じゃ、過去何年間実績があったかどうかということになると、それ以外の人たちは永久にその仕事に入れないということになりますよね。つまり門戸が閉ざされると。過去にこういう経験があった人しか応札できないよといった場合、今までは一般土木で仕事が発注されていた内容が、今度は、とび・土工・コンクリート工事の許可業者で過去何年間に実績がある人といったら、逆に縮小ですよ。ということは、逆に門戸を閉ざすことになりはしないかと思うんですが、どうですか。

○児玉技術検査課長 確かに、おっしゃるのは、とび・土工、従来、例えばロックネット、こういうのは一般土木でもやっておったんですが、今後、とび・土工という形で、一応、技術審査の中では線引きを引いてやっていこうということでございまして、その中に1級土木技士、2級土木技士、金額で今のところは8,000万とか言っていますが、この数字がいいかどうかというのは今から検討しなきゃいけないということで、一応、実施方針である程度の数字は出していますけど、これは今後の技術審査の中での検討課題で、今後詰めるようなことになっておりますが、管理課のほうがこの辺はよろしいかと思えますが。よろしいですか、管理課長。

○持原管理課長 従来、御承知のように、そういう急傾斜の吹きつけとかの専門工事につきましては、土木一式を持っておる業者で、かつ、とび・土工を持っている業者に指名していたという実態がございまして、今回、4月からそういう専門工事業として発注しようという方針に改めたわけで、従来、そういう発注をずっとやっ

ておりましたので、その部分に関しては門戸を閉ざすといいますか、一定の専門工事業者が育ったという意味で、今後、それで専門工事業者に発注していこうということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○坂元委員 この間の四千何百万のやつは、特AからBまで応札できるわけですよ。ということは、何のために格付があるのかということの指摘があるんですが、それはどうですか。

○持原管理課長 この間、委員の御指摘の事案につきましては、ほとんど専門工事が主体の工事であります。吹きつけが主体の工事でございますので、そういう意味では、先ほど申しましたように、土木一式のランクとしてはおっしゃるように特AからCとか、そういうランクまで分けられますけれども、専門工事業としては、それぞれの技術者を配置し能力があるものという判断で、そういう発注をしたところでございます。

○坂元委員 あれには能力がある者というのは書いてないわけですよ。過去何年間に市町村並びに国土交通省関係の仕事でこういうことをやった実績のある業者ならだれでもいいと。ですから、ランクは関係ないわけでしょう。だったらランクというのは何のためにあるのかなと思ったりするもんですからね。

○持原管理課長 専門工事以外の一式工事につきましては、そういうランク分けをしてやっているということなんですけれども。あの工事につきましては、吹きつけが主体で専門工事業に発注したほうが良いという判断をしたところでございます。

○坂元委員 結果的には専門業者じゃなくて港湾業者がとったということになってはいますが、入札制度改革のとき、問題は前渡金なんかを今

までは渡していますよね。その前渡金の使われ方ですよ。どういうふうの前渡金の4割を使うからということで前渡金を振り込んでいるのか教えてください。

○持原管理課長 前払い保証の西日本建設業保証会社というのが専一的に当該保証契約を引き受けているわけでございまして、県が前払いをする場合には、その業者の前払いの専用口座に入るという格好になりまして、保証事業会社と銀行との委託の関係において、一定の領収証がありますとか請求書でありますとか、当該工事の材料費でありますとか、人夫賃でありますとか、そういうものに使用されるという確認をしながら支出されていくというシステムにはなっております。

○坂元委員 先ほど、事故繰り越しの場合は会社がちょっとやばくなったということですよ。そういう場合には、当然、債権が発生しますよね。その優先順位というのはどういう優先順位ですかね。あと6割の完成工事の代金を払うときの。

○持原管理課長 先ほどの河川の事故繰り越しの件につきましては、いわゆる建設事業協同組合、これに債権譲渡がされておまして、前払いは当然払っておったんですけれども、債権譲渡がされておまして、基本的には債権は宮崎県建設事業協同組合が有しておりました。したがって、差し押さえ等が参ったわけですが、当該債権につきましては請負者にはないということ、債権譲渡が既になされておりましたので、その優先順位からしますと建設事業協同組合のほうに譲渡がされていたという事情がございました。以上です。

○坂元委員 例えば、今、生コン業界というのが焦げつきが2億円以上になっているそうです。

生コンというのは、持って行って、あしたとりに行くということはできませんからね、もう固まってしまっていて使い物にもならんわけです。問題はそういうふう前渡金が4割振り込まれる、その中には当然生コン代がありますね。じゃ、生コンの協同組合に振り込みましょうと。振り込んだらその金は元請業者にバックしなきゃならないらしいですよ。手続的にそうになっているだけで、うちは3カ月先の手形で払うんだから、その前渡金はおれに返さんかというのが業界のならわしだそうです。そうなった場合は前渡金を4割じゃなくて、2割どこかにプールしておく、それは債権譲渡になると問題ですけど。だから、そういう材料や資材屋の取れない部分というのが出てくるわけですよ。そういうのは入札改革ではどうなんですか。

○持原管理課長 今の前払い保証制度というのは、「前払金保証法」という国の法律に基づいて、全国を東日本と西日本に分けて御承知のようにやられておるわけで、その中で資材業者さんの取り分を留保するとかいうことは今の制度上はかなり難しいのかなと思っております。

○坂元委員 制度上も何も、支払ったという形にして、要するに、資材屋に入った金は元請業者に戻るわけですよ。元請業者はその資材屋に3カ月なら3カ月の手形を切るわけです。だから、とにかく前渡金欲しさにたたっているわけですからね。たたっているという言葉は悪いけど、最低制限価格ぎりぎりやっているわけですから。じゃ、最低賃金法とか、そういうことまで今度は派生するような課題になるわけよね、最低制限価格の設定次第では。問題は資材屋さんがどうなるかとか、ずっと連鎖的に相当な焦げつきが出てくるということでいけば、落札率が減った分は広く県民が痛みを分かち合わない

きやならないという形になってくるだろうと思うんですよ。入札制度改革の中で予定価格を公表していますね。つまり、私がずっと前に聞いたとき、最低制限価格のソフトが流出していると私は県の幹部から聞いたんですよ。確かに流出していますねと。100%流出しているのは建築だと言われました。建築はそのまま流出していると。土木のやつは大まかなソフトが流出しているということで、だからそういうふうには1円、2円が出てくるわけでしょう。その積算の根拠というのは予定価格の公表にあるわけだから、予定価格の公表制度をやめればそんなに近似値にはならないんじゃないかというふうに思うんですが、推進機構はそういうことは加味されないんですか。

○児玉技術検査課長 技術検査課でございますが、確かに、いろんな声が聞こえてきておりますが、最低制限価格等に非常に張りついてきていると。中には数値が一致しているというのも事実、10件ぐらい上がってきております。本議会でもいろいろ話ございましたが、こういった予定価格の事後公表というのは自治省方針で、今やっている状況をいろいろ検証して今後もやっていきますよということと言われております。ランダム方式とかいろんな手法がございますし、今、いろいろな形で、どれがいいかということで、それも、一つの予定価格の事前公表を取り払えば、ある程度の考え方もあるんじゃないかといういろんなお話も聞いておりますから、そういうのを総合的に踏まえて、今、早急という指示が出ておりまして、そういったトライアルを、ランダム方式等も含めてでございますが、いろいろ検討しているところでございます。

○坂元委員 もともと最低制限価格の設定ソフ

トというのは推進機構でつくったのか、技術検査課でつくったのか。

○持原管理課長 基本的には県のほうでつくっております。技術検査課です。推進機構ではございません。

○坂元委員 例えば、台風が来て、道路に崩落があったというときに、どこどこ建設にちょっとあれをのけてくれという協力要請をしますよね。ということは、今から先は、「わかりました。何ぼでやればいいんでしょうか」ということになるんでしょうかね。それとも何か協定を結ばれるのか。

○児玉河川課長 建設業界の皆様には、そういう災害のときに、これまで、いろんなボランティア的なことでやっていただいております。それで、昨年、大規模な災害のときにはいろいろ応援してもらおうということで、建設業協会と協定を結んだところです。それ以外の大規模じゃない災害のときはどうするかということですが、道路につきましては、年間委託をしておりますので、そういったところで対応していただく。河川についてはそういうのがありませんので、場合によってはボランティアでやってもらうこともあるかもしれませんが、これまでと状況も変わってきておりますので、そういったこともありまして、ことしの予算の中に少し県単の予算で計上させていただいております。そういった中で必要に応じて対応したいと考えております。以上です。

○坂元委員 つまり、応急復旧が必要な場合、ちゃんと仕事の対価に見合う支払いをするということですかね。それは担保すると。

○児玉河川課長 これまでも本来的に大きいといえますか、ほんのちょっとしたことじゃなくて、ある程度土砂をどけたりとか、そういった

ことについてはこれまでも緊急的に契約してやっておりましたし、今後もその辺をきちんと契約しながらやっていこうということで考えております。

○坂元委員 例えば、夜中なら夜中でも土建業者に電話が来るわけでしょう。見積もりやらないでしょう。とにかく早くやってくれと、後、どれだけ費用がかかったか持ってきてくれというふうに言っていますか。

○児玉河川課長 実態としましては、確かに、これまで、かなりボランティア的なことでやっていた部分もあるかと思えます。ただ、今、非常に厳しい状況になっておりますので、業者さんもなかなかボランティアでやれないという状況になれば、やはりきちんと対応していかないとということで、これまでもある程度の工事のときはやっていたんですが、まず、業者さんに指示をしましてやっていたかきまして、その後でちゃんと積算して費用をお払いする、そういうやり方をやっておりましたので、きちんとそういう手続を踏みながらやっていきたいと考えております。

○坂元委員 例えば、河川災害なら河川災害がありますよね。そこに災害の査定官が来る前に、ちょっと伐開しておってくれというのを協会なんかやらせますね。それを今からはちゃんと対価に見合う金額を払うということですか。

○児玉河川課長 仕切りが難しいかと思いますが、これまではかなりそういったところをボランティアで、特定の業者さんじゃなくて、協会にお願いしてやっていた部分もあるかと思えますけれども、そういうところが仮に難しくなれば、そういったところもちゃんと予算措置してやるとか。もともと災害査定を受ける前の草刈りについては、これまでも大規模なところで

については発注してやっておりましたので、そういう手続をとりながらやっていきたいと考えております。

○坂元委員 この間、新聞報道で都城土木で一般競争入札の談合があったということがあって、県が業者を調査されたそうですね。一般競争入札なのにどうやって調査するんですかね。

○持原管理課長 今、電子入札をかなり採用してきていますので、電子入札で入札を実施する場合には、あらかじめ業者に登録していただいて、その登録した業者さんがエントリーという行為がまず必要、今回の入札には手を挙げるよという意思表示をさせますので、その段階でエントリーする業者さん、入札参加する業者さんというのは把握できるということでございます。

○坂元委員 エントリーはだれがするかというのは、みんなわかるということですか。

○持原管理課長 発注者はわかるということでございます。当該業者はわかりません。

○坂元委員 だから、業者間ではわからないわけでしょう。業者間でわからないのに、何で談合したかどうかということがわかるんですかね。

○持原管理課長 当該事案につきましては、談合があったというふうには判断しておりません。談合情報が寄せられたので、我々としては所定の委員会を開いて、どういう対応をするかというのを今、検討しているという段階でございます。

○坂元委員 電子入札をやる、一般競争入札をやる、ああやって談合情報が載れば、業者に一々、エントリーしている業者に聞いていかなきゃならんと。業者は、だれが応札するのかわかるかは全然わかっていないのに談合できるわけがないやないかということになるわけですね。ですから、その情報の真贋もまず確かめないと、

そういう情報はいつも来ますよ。今、都城は特にそういう情報にあふれているようだけれども、電子入札にした意味はそこに実はあるわけで、だれが応札するのかわからないということに一番の採択要件があるわけですからね。それをまた一々そこを集めて聞くという労力の無駄と思いませんか。

○持原管理課長 今回の事案につきましては、一般競争入札をして、リーディングケースといえますか、具体的な内容での情報提供がありました。それと、都城市近辺につきましては、ほかの都城市の工事とかでもそういう情報なりそういう調査が行われているという事実がございましたので、その2つをもって今回、慎重な取り扱いをしたということでございます。

○坂元委員 これは技術的な問題ですけども、例えば、現場で丁張りを出しますよね。この丁張りは技術士がかけた丁張り、丁張り検査に来る職員は資格も何もないわけですよ。そこ辺は技術的にどうなんですかね。

○児玉技術検査課長 おっしゃるように、最近、職員の技術力がないんじゃないかということもよく言われておりますし、技術の伝承、そういう継承が最近薄れていると。現場に行っても現場代理人との意思疎通ができない。そういったことで非常に現場における対応がおくれているということで、技術研修というのを開いて、再三、監督等にはそういった勉強はしているつもりなんですけど、今後は、業者との意思疎通を図る、現場サイドの意思疎通ということで、ワンデーレスポンスとかいう、その日のうちにやる、そういう姿も今後、本格的に取り組んでまいりますので、できるだけ職員の技術研修、レベルアップを図らにゃいかんという考え方を持っております。

○坂元委員 現場協議もそうですね、設計変更にもなかなか応じてもらえないという、はっきり言って請け負けの実態がいろいろあると。今度は工事検査専門員の検査がありますね。いろいろ言うと今度は点数にはね返るわけですよ。だから、業者は物が言えないわけですよ。となると、そういうものは第三者機関に検査をさせたらどうなのかというふうには思いませんか。

○児玉技術検査課長 この第三者機関というのが、今、どういう立場で検査をさせるのかというのが非常に難しゅうございまして、発注者と受注者、それと第三者、この考え方についてはまだ解答がございません。管理課長のほうから何かお話が……。

○持原管理課長 第三者機関に検査をという話でございすけど、基本的に検査というのは、今の制度上は直営でやるべきだと我々は思っております。そういうことでベテランの技術職であります工事検査専門員を専任で配置し、1,000万以上ですか、そういうものについては、特段の能力のある専門員で対応しているということでございますので、基本的には県の直営でしっかりした検査をやっつけようというのが今の考え方です。

○坂元委員 最後に1つだけ、県は経営能力審査をしていますよね。ところが、受注して倒れる業者がおるわけですよ。ということは経営能力がないのに落札しているということですよ。極端なことを言えば、指名も受けていると。そして、その倒産業者の焦げつきが相当いろいろな人に影響を及ぼすということではありますが、関連した人は何でこんなのを指名するんだと、前々からうわさがあったじゃないかという話もあるんですよ。そういう能力審査との関係はどうですかね。

○持原管理課長 経営事項審査につきましては、もちろん、1年に1回というスパンでやりますので、しかも、指名の段階では、そのスパンでは間に合わないような、おっしゃるような情報というのを入手して、経営不安がないかどうか、その辺をチェックした上で基本的には指名する。しかし、やむを得ず、その業者さんがそういう状況になるというケースも昨今、厳しい業界の実態から出ていることは事実でございます。そういうものでいろんな第三者機関、例えば金融機関による入札ボンドあたりのチェックを入れるとか、入札参加資格をより厳しいものにするとか、いろんな多角的な方法が全国的にも検討されているところでございますので、その辺、県としても、今、一般競争入札を導入しつつある段階でございますので、その辺は多角的に検討させていただきたいというふうに思っております。

○萩原委員 部長だろうと思うんですが、そもそも予定価格というのはどういうことなんですか。

○野口県土整備部長 予定価格につきましては、原価とか、あるいは現場をしっかりと動かしていける力、あるいは本社等の機能のお金、そういうのを積み上げてやっていくわけでございますので、最低制限価格と違ってくるのは、利益的なものとか、会社を発展させるお金というものが予定価格のほうには含まれているということだと思います。

○萩原委員 ということは、予定価格で入札をしてとることが建設業として一番ベターな方法なんですよということですよ。いろいろ勉強してみますと実勢価格とかいろいろやっておるわけですから、予定価格が例えば1億円だったら、1億円前後で落札するのが結局、正

当な企業経営ですよ。その辺はどうですか。

○野口県土整備部長 会社の状況によって、例えば資材やなんかを仕入れるというの、通常の取引関係とかどうかでまた価格的に違ってくるとか、いろいろ状況は変わってくるので、すべての会社にとって予定価格というか、コスト構造が同じということはないと思っております。

○萩原委員 私が直接調べたわけじゃないんですが、国会の資料を取り寄せたんですけど、アメリカでは大体30年ぐらい、大体予定価格と言われる価格の辺で入札するそうですよ。民需が多いときには予定価格を上回っての入札が多いらしいんですよ。結局、今、日本の風潮というか、マスコミを含めて、県庁もそうだけれども、落札率、落札率にこだわっておるんですよ。93%から95%を超えたら談合があるんじゃないかと決めつけておる。そうでしょう。本当は、予定価格でとることが今流で言う非正規社員と正規社員を少しでも多く採用できるし、あなたたちが求める技術者だって、そういうものも十分やっていけるのが本来の予定価格のはずなんです。それが、何か72~73%だったら正当な競争入札というのはおかしいと思いませんか。どうですか、部長、お答えください。

○野口県土整備部長 例えば、よく言われているのが95%以上だと談合が疑わしいというような言われ方をされていますけれども、決して我々としてはそうとらえておりませんし、企業が競争を透明性ある中でやっていただいて、その結果でしたら、95%というのは落札価格として正規なものになると思っております。

○萩原委員 ですから、私は思うんですけども、その予定価格というのを公表しなきゃいいんですよ。そうでしょう。予定価格というのを公表すると、いろんなところで、今使っている

言葉では落札率が低ければ、いかにも県民、国民の血税を無駄に使わなくて済んだと言うけれども、一方では、非常に過当競争をしたがために、先ほどお話がいろいろ出ましたけれども、結局、下がっている下請業者なりあるいは働いている労働者の皆さんにすべてしわ寄せが来ているわけですね。今、知事が4年間で100社で1万人雇用と言うけれども、今のような競争をやっていたら、結局、失業者は2～3万を越すだろうと私は見ておるんですよ。そして、おまけに今度は、県の検査課がつくったソフトが出回っておるんじゃないかという考え方、今、僕は聞いてみて感じたんですが、それはどうなんですか。

○山田県土整備部次長 まず、予定価格の公表につきましては、いわゆる「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」によって、透明性を高めようという趣旨から予定価格の公表が求められております。県の場合は、いわゆる事前漏えい防止の観点などから、事前公表という形をとっております。しかし、現在のこういう入札状況、落札状況等を見ながら、制度改革の方針の中にもありますけれども、予定価格の公表のあり方につきましては、そういった状況を踏まえながら、今後、検討していくということにしております。

それから、今おっしゃいました県の積算ソフトが漏れているんじゃないかということにつきましては、現在、民間の開発した積算ソフトというのが非常に精緻な形でできておまして、要するに、いわゆる積算のための歩掛かりとか労務単価とか、そういったのはすべて公表しております。その積算の体系といいますか、そういったことも公表しているわけですから、そういったのをもとに民間の開発会社が非常に精緻

な積算ソフトをつくっている。それが民間業者の皆さんに出回っているということ、業界のほうからの聞き取りでつかんでいるところがございます。県の積算ソフトが流出ということは確認しておりません。

○萩原委員 確認するにも難しいでしょうけど、競争入札云々、落札率どうのこうので私が一番心配しているのは、良質な建設業者が仕事が取れなくなってきている、そういうことを感じないですか。どうですか。

○山田県土整備部次長 落札状況を見ますと、最低制限価格付近に非常に張りついている状況があります。制限価格を相当数下回っている案件もどんどん出てきておりますから、そういった意味では非常に競争が激しくなっているというふうに思っております。そういった中で、我々も業界全体が疲弊することは望んでいないわけでごさいます。その中で技術と経営にすぐれた企業が伸びていくためのいろんな工夫をやっていかないとというふうに思っているところがございます。

○萩原委員 そうであれば、私は予定価格というのは発表しないほうがいいと思うんですよ。そういう精密なソフトができ上がっていくのであれば、予定価格を発表すればこそ、そのソフトで最低制限価格のところへやってくるわけですから。結局、決して100%の予定価格で72～73%で落札するというのは正当な競争じゃないですよ、どう考えたところで。実態を聞いてみると。非常に悲しいというんですよ。70何%も低い競争入札で仕事をとらなくておれのところはよかったと、受けたら必ず赤字を出すと言うんですよ。仕事をとれなくて喜ぶけれども、長期的に見たら、結局、何か仕事をしなきゃどうにもならんわけですよ。

私どもが2年ぐらい前でしたか、横須賀市の建設業界と市の競争入札のところへ行きましたよ。建設業界の皆さんの悲痛な叫びは、結局、土場の土地を買いたい、あるいは新しい機械を買いたい、そのときに銀行に借入申込書を出すと、もちろん事業計画書を出さなきゃいけない。ところが、その会社にもよるんでしょうけど、公共事業と民間事業を50%・50%の会社だったとすれば、今みたいな競争入札をしておったんでは、結局、事業計画の計算のしようがないというわけですよ。例えば、本年度は売り上げを50億やっておりますと、しかし、本来、25億が公共事業、25億が民間事業だったと、片方の公共事業の事業計画は組めないんです。組めないと銀行はそういう土場の土地の購入でも、新しい機械を買うでも、前年よりも売り上げが2分の1になるようなところには融資はできませんよということになるそうなんです。

そういうことも含めて、正当な競争である程度利益を出さなきゃいけないわけですから、90%を切る入札なんていうのは正当な企業経営じゃないです。私はいろんな会社の経営診断をしたりいろいろしますけど、今、1%の利益を上げるというのにみんなが苦勞しておるわけですよ。結局、そのひずみが非正規雇用社員が多くなったり、その延長線に、すべてとは言いませんが、ある一部分では少子社会の一因にもなっているし、農業が疲弊している、みんなとは言いませんけど、一番の現金収入は建設業とか関連産業に張りついている人が現金収入を得ているわけですよ。そういうところがこんな過当な——過当というのは、赤字覚悟の競争をしておったんでは、1万人雇用どころじゃないですよ、3万人の失業になってしまいますよ。その辺はもうちょっと考えないと、一番いい方法は、私も

いろいろ考えてみたけれども、予定価格を発表することをやめたらどうかと思うんです。そうでないと、今、マスコミの方も来ていらっしゃるけれども、新聞の活字では、入札率が72%とったら正当な競争だと、95%だったら談合がある、そういう決めつけ方をするからいけないんです。そうですよ。企業を経営しておる人たちからすると、悲痛な叫びですよ。だから、そもそも予定価格というのは、この価格でしたら正当な企業経営をやれますという価格なんだから。それに限りなく近いのがまじめな会社なんですよ。その辺を考えると予定価格の発表というのはいらないほうがいいと。その辺をもう一回。

○野口県土整備部長 今、予定価格の公表時期の話になってしまうわけですがけれども、先ほども御説明がありましたけれども、入札契約制度の改善の中の検証をしていきますので、その中でしっかり検討をさせていただきます。

○萩原委員 一昨年は委員長だったから、あそこから余りいろいろ言えなかったから、きょうはまとめて言いますけど、一方で県民の血税をこれだけ競争入札してこれだけお金を使わなくて済みましたよと。一方では、建設関連産業というのは10%ぐらいのシェアを持っている。そういう方々を泣かせておるということをしっかり自覚してほしいと私は思います。

それから、技術検査課長に、入札改革をいろいろ施行されてからの入札の状況、工事名、会社名、そしてその中からどのぐらいの会社が倒産したのか、不渡りを出したのか、その辺の一覧表を出していただきたいと思うんですけど、委員長、どうでしょうか。

○横田委員長 資料提供をとということですね。

委員の皆さん方をお願い申し上げます。今、行っています質疑は、先ほど執行部から説明が

ありました内容についての質疑でありますので、もちろん関連はあるんですけど、説明以外の部分は最後のほうでその他でじっくりと。このまま行ったらずっと離れそうな気がしますので、一言言わせていただきました。

それでは、技術検査課長、先ほどの資料提供をお願いしてよろしいでしょうか。

○**児玉検査技術課長** 後ほど、出させていただきます。

○**横田委員長** 委員全員に提供してください。お願いします。

ほか、ございませんか。

○**濱砂委員** 説明事項について確認をしておきたいと思いますが、まず、14ページ、土地開発公社の貸借対照表中、流動資産の中の完成土地等、資産の中のほとんどを占めているんですが、33億8,397万7,698円、この内容について説明をお願いいたします。

○**小野用地対策課長** すみません。もう一回。

○**濱砂委員** 14ページ、土地開発公社の貸借対照表中、資産の部、流動資産のうち、完成土地等と書いてありますね。33億8,397万7,698円の内訳を教えてください。

○**小野用地対策課長** これにつきましては、全額、フリーウェイ工業団地の簿価でございます。

○**濱砂委員** 開発年月日から今までに係る所要経費を教えてください。

○**小野用地対策課長** 1社、進出があったものですから、それと町道を譲渡したり、その額が約2億円ございまして、当初35億が、現在、事業原価、簿価として上がっておりますのが約33億でございます。以上でございます。

○**濱砂委員** 何年ですかね。

○**小野用地対策課長** 分譲開始が11年からです。

○**濱砂委員** フリーウェイ、今まで8年間かかっ

ている。これに諸経費はどのくらいかかっていますか。今までの維持費、借入金等々、ここは金持ちだから結構金を持っておりますよね。借入金が片一方で発生していますので、利息等の支払いはどのくらい出ていますか。

○**小野用地対策課長** 借入金につきましては、団地造成費の額はすべて県からの借入金で賄っております。すなわち、当初は35億ですから、それが今現在、33億ですので、短期資金が県から14億円、長期が19億円ということで、ちょうど見合いになっております。県からの短期資金は、1年間で返済するようになっておりますので、年度末に県のほうに返すと、新年度に新しくまた14億円が来るまで若干、2～3日ぐらい金融機関から借り入れていると。その額が、18年度で申し上げれば20万円ぐらいの利子となっております。

○**濱砂委員** 負債及び資本の部、固定負債の中の長期借入金の20億2,332万2,685円はどうなっていますか。

○**小野用地対策課長** すみません、もう一回お願いします。

○**濱砂委員** 負債及び資本の部の中の固定負債、長期借入金、内容。

○**小野用地対策課長** これにつきましては、県からの融資等借入金が、先ほど申しあげましたように10億、北方延岡道路の購入費の分がその差額で入っております。以上でございます。

○**濱砂委員** 借入金先。

○**小野用地対策課長** 先ほど申しあげましたように、県が19億、あとの残が県信連です。以上でございます。

○**濱砂委員** 長期借入金も県ですかね。

○**小野用地対策課長** そうです。

○**濱砂委員** 固定資産の中の無形固定資産の中

の投資その他の資産の有価証券、この有価証券は何ですか。

○小野用地対策課長 これは、10年物の国債を運用しております。約11億です。

○濱砂委員 わかりました。

次の、損益計算書中、特別損失の368万1,510円は何ですか。

○小野用地対策課長 投資有価証券売却損の内容ででしょうか。これは、18年度中途、6月だったんですけど、従来は5年物の国債で運用しておりましたけれども、それを10年物に切りかえましたので、その売買損が360万ぐらい出ております。以上でございます。

○濱砂委員 有価証券を10年物に切りかえて、いわゆる原資の損じゃなくて利息の損ですか。

○小野用地対策課長 すみません。いましばらく時間をいただきたいと思います。

○濱砂委員 それから、建設技術推進機構の中の21ページ、財産目録、固定資産中、その他の固定資産がほとんどで2億8,083万3,524円、内容を教えてください。

○児玉技術検査課長 2億8,000万等の内訳でございますが、車両運搬費、車3台を保有しております。

○濱砂委員 途中ですが、それは下に出ていますから、貸借対照表中の下の方に出ていないその他の2億7,800万。

○児玉技術検査課長 これは、投資有価証券が主でございますが、2億ほどございますが、2年物の国債ということで、宮銀と宮崎太陽銀行等に預けているということでございます。

○濱砂委員 ちなみに、利息は何%ですか。

○児玉技術検査課長 現在わかりません。後ほど説明させていただきます。

○横田委員長 じゃ、後ほどお願いします。

○濱砂委員 次は、道路公社の29ページ、損益計算書中、諸引当損の中の道路事業損失補てん引当損というのは、内容がよくわからんのですが、これはどういうことですかね。

○荒川道路建設課長 道路公社でございます。道路事業損失補てん引当損ということで1億3,500万余を計上しておりますが、これは、料金収入の10%を毎年積み上げるようにということで決まっております。その金額をここに計上しております。以上でございます。

○濱砂委員 これは、計上はやっぱり引当損なんですか。積立金を差し引いて、別に積み立てるという意味でしょう。

○荒川道路建設課長 名称としてはこのような引当損というような格好で……。

○濱砂委員 こういう勘定科目を使っているの。

○荒川道路建設課長 そうです。

○濱砂委員 それから、住宅供給公社、42ページ、資産の部、流動資産中、現金預金16億8,277万1,334円と負債及び資本の部、長期借入金6億5,250円、これは銀行なんですか、県なんですか。

○藤原建築住宅課長 まず、現金預金のほうでございますが、基本的には宮崎銀行でございます。それから、長期借入金のほうにつきましても宮崎銀行になってございます。

○濱砂委員 非常に財務状況がいいんですが、にもかかわらず、長期借入金、片方では同じ銀行に16億8,200万預金をしながら、同じ銀行から6億5,200万円を借金しているということなんですが、長期借入金をここに存在させなくてはいけないものがあるんですか。

○藤原建築住宅課長 長期借入金の中身につきましては、現在、倉岡ニュータウンで造成工事を実施していますが、このときの借入金がおよ

そ2億ほどございます。これは、先ほど御説明したとおり、平成20年度をもちまして、現在工事を行っていますところの業務用地につきましては、一括、宮崎市のほうに譲渡する予定でございまして、譲渡と同時に宮崎市のほうから入金されるというふうな状況等もございまして、一時借り入れを起したということでございます。それから、その他の残りの部分につきましては、現在、延岡市の九州保健福祉大学の教員住宅等の要請に基づきまして建設を行っていますが、こちらのほうは九州保健福祉大学に100%一括借り上げということで、収入が安定的に発生するというところでございまして、そういう長期的な返済等の計画に基づくものでございます。

○濱砂委員 平成20年までで、宮銀で借り入れたものを宮崎市から宮銀に振り込んで完済するということなんですか。

○藤原建築住宅課長 基本的には、住宅供給公社が譲渡いたしますので、宮崎市から住宅供給公社に一時入ってまいります。

○濱砂委員 その分の利息負担は宮崎市がするということですか。

○藤原建築住宅課長 この造成事業は、宮崎市からの要請に基づくものでございまして、当然、土地の譲渡価格の中に必要な事務経費として計上するというふうに聞いております。

○濱砂委員 わかりました。いわゆる長期借入金の6億5,200万何がしの利息については、販売先、いわゆる住宅供給公社の手から放れた先が負担するということですね。

○藤原建築住宅課長 6億の中でおよそ2億が倉岡ニュータウンに、いわゆる宮崎市にかかわるものでございますので、その部分につきましてはおっしゃるとおりでございます。

○濱砂委員 わかりました。

○小野用地対策課長 先ほどの有価証券売却損の360万円余でございますけれども、これは、先ほど申しあげましたように、以前は5年国債を2本立てで運用しておったわけなんですけど、その取得価格が5億3,000万円余でございました。それを切りかえ時に、そのときの時価で売買した結果、5億2,600万ということになりまして、その差額の360万ぐらいが売却損ということになったわけでございます。以上でございます。

○濱砂委員 そういうことがあるんですかね。あくまで原資ですよ、利息も含めて。そのときの簿価というか、原資、これを切りかえたことによって損失を発生させたということなんですか。

○小野用地対策課長 今回の購入時と売却時の差額なんですけれども、売却する場合は、そのときの時価になっておりますので、国債の価格が動いているんですよ。そういうことで購入時の額と売買したときの時価が違うということになっております。

○濱砂委員 認識不足ですみません。利付のほうですか、割引ですか。

○小野用地対策課長 利付です。

○濱砂委員 わかりました。

○横田委員長 ほか、質疑はありませんか。

○蓬原委員 道路公社、中身じゃないんですが、今度、預け金のこととかありました。いわゆる通行料を取りますよね。日銭を扱うところですよ。高速道路は機械から取りますから、恐らく、最終的に通った車と入金額の差というのは、もし、間違いがあるか取り損ないがあればわかると思うんですけど、ここは領収証でそのままもらいますよね。例えば、そこですっと通過した場合に、カウントのしようがないのかなど。例えば、性悪説をとるわけじゃないんですが、

領収証を渡さずにお金だけ取ればカウントできないわけですね。通った車と入ったお金のカウントというのは、その日その日ちゃんとできるようになってきているかどうか。

○荒川道路建設課長 道路公社の管理の状況でございませけれども、料金徴収につきましては、現在、人間で、そこに立っております、そこで徴収をしているわけでございますけれども、そこで当然、領収証を出しますけれども、その金額につきましては、レジといいますか、カウントをするようになっておまして、車の通行台数、それと料金徴収、そういったものをきちんとチェックするようになっております。ですから、交通量が何台ぐらいあったか、何という車種が通ったか、それもすべてわかるようになっております。それをきちんと積み上げて料金と合わせておるわけでございます。以上でございます。

○蓬原委員 そのカウントの仕方というのはどういうやり方なんですか。

○荒川道路建設課長 料金徴収するブースがございませけれども、その料金所の中にそういった器械がありまして、その中でお金を払うときには当然それがわかるようになりますので、それと最終的なお金の集まったものがわかるということでございます。

○蓬原委員 器械が人間とは別にちゃんとカウントしているということですね。

○荒川道路建設課長 今、委員のおっしゃいますのは、車が通ったらレーザーか何かでカウントしているんじゃないかということでしょうか。

○蓬原委員 そういふことです。

○荒川道路建設課長 それにつきましては、私もそこまでは考えておりませせん。

○蓬原委員 ですから、人がそこにおいて、お金

を取って領収をやっているわけですね。それが本人のカウントだと、例えば、性悪説をとれば、こういう預け金とか今いろいろある時代で、そこまでチェックせんといかん時代ですから、例えば、領収証を出さずにお金だけ取れば、ほかにはバスでもこういうことがありましたよ。それと同じようなことがあるとまた問題になりますから、そのところはちゃんと通った車の数と入金した金とのチェックというのはその日その日、日銭の計算が抜かりなくされていますか、いずれ問題になると大変でしょうということを行っているわけです。

○荒川道路建設課長 道路公社でございませけれども、今、委員のおっしゃるように、通行するときに、例えば、赤外線か何かでその辺がわかるんじゃないかというのは、それはありません。ただ、車両の台数計測器というのがありまして、そういったものが料金所のところにおまして、それと領収証の発行、そういったユニットが一緒になっておまして、それで通行量、そして車種ごとの料金徴収、そういったものがわかるわけです。以上でございます。

○蓬原委員 参考のために、その計測器というのは、レーザーじゃなかったらどうやってカウントするやつですか。

○荒川道路建設課長 管理事務所に器械そのものが据えつけてあるわけですがけれども、車両台数計測器というのがありまして、その中でカウントする、わかると。

○蓬原委員 だから、例えば、リミットでけているのか、何か映像的にやっているのか。通った台数と車種がわかるのであれば、当然、カウントの方式というのがなきやいかんわけじゃないですか。それが入金ベースになるわけだから、レーザーでなかったら何でやるのかなとい

う、ついでながら聞いておかないと。

○荒川道路建設課長 人間の操作でそういったものをカウントしているわけでございます。

○蓬原委員 その人間のカウントというのが問題じゃないですかということになるわけですよ。だから、それを意識的にカウントせんければ、それは通らんかったことになるわけじゃないですか。高速道路は切符をとって、これは必ずつながっていますから、もし、ぱっと逃げればわかるわけですよ。あるいはもし、取り外れがあればわかる。計算間違いをすれば差額が出るわけですが、人為的にカウントするというのは、現金を扱うところは、かつて某バス会社でもそういうことがあったですよ。そういうことがないようにちゃんとやっておかないと、こういう御時世ですから、後々、実はそこでそういうことがあったとなるといけませんので、ちゃんとそこは通った車と入ったお金のチェックはちゃんと突合できて、毎日の入金チェックができていますかということを知っているんですよ。

○荒川道路建設課長 その辺のチェックにつきましては、先ほど言いましたように、まず料金所に人間が立っておりまして、その中で押す、それが管理事務所とつながっている、そしてその管理事務所、料金所には防犯監視カメラなんかも据えつけております。そういうことで管理事務所と料金所はつながっているわけですから、そういった中で台数と料金の徴収というのをやっておるということでございます。

○蓬原委員 そういうときにえてして間違いが出るわけだから、そのカウントの仕方というのは、監視カメラとかじゃなくて、通った車を人為的じゃなくてカウントするようなシステムをちゃんとされておったほうが私はいいと思いますよ。やっぱり南線で5億とか何億とかいうお

金があるわけですから、申し上げておきたいと思います。別に答弁は要りません。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

○武井委員 御質問申し上げます。建設技術推進機構についてでございます。まず、確認なんですけど、19ページ、給料手当が事業費のところと管理費のところと両方に記載があるんですけども、これはどういうことで2つのところに出ているのか。

○児玉技術検査課長 19ページの支出の事業費の給料手当の1億6,300万余でございますが、これにつきましては、職員が27名おりますけど、その中で役員及び管理と言っておりますが、総務系の方、総務企画課長と総務係員が2人で3名おるんですが、この方を除いた給料を上の方に、職員21名と委託職員の3名、24名分の計上、下のほうは管理費の給料手当につきましては、総務企画課長と総務係2名の3名の給料手当、よろしいでしょうか。

○武井委員 今のお話ですと、上のほうが21名プラス3名分、下の管理費のほうで出ているのが給料手当は3名分ということの理解でよろしいでしょうか。

○児玉技術検査課長 そうでございます。

○武井委員 3名分で2,000万というのも非常に高額だと思うんですが、またその上に役員報酬が3,000万というのがあるんですけども、一体、役員というのは何人いらっしゃるんで、どのような方がいらっしゃるのでしょうか。

○児玉技術検査課長 役員が3名おまして、理事長と常務理事が2名ということでございます。その3名の給与及び手当ということでございます。

○武井委員 3人で3,000万超ということは、平たく言えば1人1,000万取られているというよう

なことなんですけれども、すみません、これはどういう方ですか。

○**児玉技術検査課長** 県の部長級（県参事）という方と常務理事は次長級という立場でございます。

○**武井委員** ということは、現職の方ではなく、○Bさんということですか。

○**児玉技術検査課長** 18年度は現職でございます。

○**武井委員** 3名分、3,000万の報酬が出ているんですが、当然、県の現職の方であれば県のほうから報酬といいますか、給与という形で出ていると思うんですけれども、しかも1,000万円超と非常に高額だと思うんですが、こちらのほうでこういう形で計上されるものなんですか。

○**児玉技術検査課長** 推進機構のほうに出向という形で行っておりまして、報酬等の予算計上はこちらのほうでされているということでございます。

○**武井委員** ということは、確認ですけれども、この3名さんの分は宮崎県の職員であるけれども、宮崎県からではなくて機構のほうから人件費が支払われているという理解でいいということですね。

○**児玉技術検査課長** そういうことでございます。

○**武井委員** すみません。私ももうちょっと勉強したいと思うんですけれども、ということは、1人1,000万当たりぐらいなんですけれども、これは県の給与のベース等を考慮すると、県にこの方がいらっしゃればそれぐらいの給与を取っていらっしゃるというようなことの理解でいいということですか。それとも、こちらのほうに行かれて余分に取られているということがあるんでしょうか。

○**児玉技術検査課長** この分については管理課長のほうからよろしくお願いいたします。

○**持原管理課長** 今、県の派遣というようなことで公社に出ている人たちの給料につきましては、基本的には県のベースを持っていくという形になっております。以上でございます。

○**武井委員** わかりました。

次に移ります。道路公社についてでございますが、前から気になっている点を1件お伺いしたいんですが、シーガイアのところにインターチェンジができておりまして、ちょうどサミットの前後にできたと思うんですけど、余り利用状況があるように見えないんですけれども、インターチェンジの利用状況を教えていただきたいと思うんですが。

○**荒川道路建設課長** インターチェンジの利用状況につきましてはの御質問でございますけれども、その数字を把握しておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○**横田委員長** 後からお願いします。

○**武井委員** あわせてなんですけど、先ほどの蓬原委員の質問にもありました、今、公団さんなんかの道路ですと、延岡南道路でもそうですけど、自動收受をされていますけれども、そちらのほうについての取り組み、これは指定管理者に多分なっているんだと思うんですけれども、そういうことについての取り組みをされるということは御検討があるんでしょうか。

○**荒川道路建設課長** 道路公社の料金收受を自動でやるということについての御質問でございますけれども、自動でやりますと、ETCというカードがございまして、そういったもので自動的にすつと通過できるとか、いろんな方法があると思いますけれども、こういった自動收受機につきましては、機械の経費とかが結

構かかってくると、それともう一つは道路公社の経営、未償還金がたくさんありますので、そういう中で現在の状況と同じような状況でやっていくのか、自動収受にするのかという判断は公社の中で判断していくことになりそうですけれども、現段階においては、今の手法でやっていくと。それは、今言いましたように、償還の返済とかを考えた中で今のが一番いいのではないかというふうに判断しております。

○武井委員 わかりました。

確認なんですけど、今、道路公社は指定管理者になっているのでしょうかね。

○荒川道路建設課長 指定管理者にはなっておりません。

○武井委員 その予定等はあるんですか。料金所管理とか、その辺はある程度民間に任せてもできないことはないんじゃないかとは思いますが。

○荒川道路建設課長 今のところ民間のほうにお願いしております。これは、料金徴収につきまして、一般競争入札ですけれども、入札等もやっております。それで今、お願いしているところでございます。

○武井委員 ということは、今、料金所管理はたしか総合警備さんか何かだったんじゃないかと思うんですけれども、あくまでも料金徴収の業務の代行というところで、全体として指定管理業務にするということは予定はないということでしょうか。

○荒川道路建設課長 指定管理者につきましては、現在、道路公社というきちんとしたものがありますので、そういうのは考えておりません。

○武井委員 わかりました。結構です。ありがとうございました。

○横田委員長 ほかに。

○児玉技術検査課長 先ほど、濱砂委員のほうから御質問がありました、21ページの下の方の固定資産のその他というところの内訳等の利子と利率、投資有価証券と申し上げております、この2億円につきましては、利率が年0.2%、40万円の利息がついているということでございます。

○荒川道路建設課長 先ほどの武井委員のほうからの御質問でございましたが、シーガイアインターチェンジの交通量を言われておりましたけれども、平成18年度が年に2万8,292台でございます。収入としましては、541万4,990円という状況でございます。以上でございます。

○横田委員長 それでは、午前の部を終了しまして、午後1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時3分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、委員会に先立ちましてお願いがあるんですけど、発言をされる場合は委員長を通してから発言をしていただきますようお願いいたします。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。午前中の蓬原委員からの質問がありました有料道路の料金徴収のチェック体制についてでございます。それにつきまして補足説明をさせていただきます。

料金徴収業務につきましては、人間による手作業で行ってはおりますけれども、各料金所に、私は赤外線センサーがないと申し上げましたけれども、支払機と連動して赤外線センサーが設置してあります。これで総台数を自動計測しております。大変申しわけありません。以上でござ

ざいます。

○横田委員長 それでは、午前中説明がありました分に対しての質疑はほかにございませんか。

○外山良治委員 繰越明許費状況調べというのがあるんですが、例年どおりこれだけあるんでしょうか。

○持原管理課長 額でございましょうか。

○外山良治委員 件数も含めて。

○持原管理課長 額で申しますと、今年度は200億3,900万円、昨年度は454億6,600万円、昨年度の場合で申しますと、17年災が多かったもんですから、額的に非常に多くなっております。

件数で申しますと、昨年度が1,645件、ことしが507件ですので、昨年度は非常に多かったということが言えます。

○外山良治委員 普通に考えて——普通に考えても私は全くわかりませんが、部合計で1,279件、事業費ベースで589億、本年度への繰越額が520件で約188億、こうなっていますでしょう。

○持原管理課長 そのとおりでございます。

○外山良治委員 これは繰り越しの分だけでしょう。例えば、ダブるとは思いますが、19年度事業というものはどうなるんでしょうか。新たにカウントされるやつです。

○持原管理課長 この分はあくまでも18年度から19年度に繰り越した、議会で承認を得たものの結果といいますか、実際に繰り越した件数と金額ということで御理解をお願いしたいんですけども。

○外山良治委員 次に、繰り越しの主な理由というのが、用地交渉とか工法検討とかいろいろありますけど、普通でもこういうふうになるんですか。

○持原管理課長 例年の整理の仕方といたしまして、用地交渉・契約が難航したというのが例

年一番多いようで、今回も34%ぐらい、それから途中で事業計画が変更になったもの、あるいは設計変更が行われて、それに時間を要したために繰り越した事例、これが例年ほぼ一緒ですけども、ことしの場合は32%ですね。3番目に多いのが、条件整備のおくれと申しますか、いろんな地下埋設、NTTとか九電とかございます。そういうところの調整に時間を要したとか、あるいは保安林がかかっておいて、森林部局との保安林の解除に時間がかかったとか、そういうものが多いようで、これが約18%ぐらい、理由としましては例年そんな感じになっておるようです。

○外山良治委員 後でまた質問します。

○田口副委員長 道路公社の件でお伺いいたします。32ページを見ますと、有料道路の交通量が載っておりますが、その中でも小倉ヶ浜有料道路は、たいえい橋ができてからは極端に減っていますよね。実際、私も延岡におりますけど、10年ぐらい通ったことがないんですよ。昔は日向が物すごく込んでいたから、みんな走っていたわけですけども、たいえい橋が抜けてから非常に流れもよくなったと。今後、この有料道路はどのようにお考えなのか、まずお聞かせいただきたいんですが。

○荒川道路建設課長 小倉ヶ浜有料道路についてでございます。小倉ヶ浜有料道路につきましては、現在、平成25年までが料金徴収期間になっております。現在、年間約2,000万程度は利益が上がっております。確かに、委員のおっしゃいますように、たいえい橋によってがたっと減ったわけではございますけれども、やはり利用者というのはそれなりの方がいらっしゃるということで、徴収期限は25年でございますので、この小倉ヶ浜につきましては、現在のままでやっ

ていきたいというふうに思っております。

○田口副委員長 25年までということですがけれども、残っていた10号線の部分が今、4車線化工事を始めていますよね。おまけに、私はよく広域農道を通るものですから、なおさら通らなくなると言うんですよ。今、2,000万利益があると言ったけれども、そう長くないうちにほとんど通らなくなるんじゃないか、そういう意味で早く無料化するか、あるいは日向市に譲渡とかするようなことのほうが地元の人には喜ぶんじゃないかと思うんですけれども、どうお考えですか。

○荒川道路建設課長 小倉ヶ浜有料道路につきましては、道路公社全体でも未償還額があるんですけれども、この小倉ヶ浜有料道路につきましても、6億から7億ぐらいの未償還額があるわけでございます。これを、年間2,000万弱ぐらいですから、微々たるものではありませんけれども、やはり返していくというのが必要であるというふうに思っております。

○田口副委員長 わかりました。いいです。

○横田委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、続きまして、補正予算関連議案について説明をお願いいたします。説明予定時間が50分ということになっております。全課お願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○野口県土整備部長 補正予算関連議案につきまして、その概要を御説明いたします。

先ほどからごらんになっていただいておりますお手元の「商工建設常任委員会資料」の49ページをお開きください。「新みやざき創造計画」によります施策体系図に県土整備部の新規及び重点事業を記載させていただいております。アン

ダーラインを引いております事業が6月補正予算案でお願いしているものでございます。県土整備部といたしましては、これらの事業を積極的に推進し、県民の「安全で安心な暮らし」を確保し、「快適で人にやさしい生活空間」、そして「経済・交流を支える基盤」となる県土づくりを目指してまいりたいと考えております。なお、県土整備部の主要事業については、資料の52ページ以降に事業概要と予算額を記載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

次に、資料の60ページをお開きください。県土整備部の6月補正予算の一覧でございます。また、資料の68ページ以降に6月補正予算案を記載しております。公共工事現場点検強化事業などの新規事業等を掲載しております。その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料に県土整備部関係をまとめておりますので、委員会資料で説明させていただきます。なお、内容につきましては、歳出予算説明資料で説明させていただきます。

それでは、まず、県土整備部の予算の概要につきまして、委員会資料の60ページをお開きください。この表は、県土整備部の予算総括表でございます。一般会計と特別会計とを合わせました平成19年度6月補正予算は、右から3列目のD欄、一番下の部予算合計のとおり、455億4,655万4,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、その右、太枠で囲んでありますE欄でございますけれども、903億6,798万3,000円、前年度当初比90.1%となっております。

す。

次に、61ページをお開きください。公共事業関係予算の補正予算でございます。まず、「補助公共事業」でございます。道路事業で62億8,400万円、河川事業で19億9,090万円、砂防事業で20億3,200万円など、合計で、一番下の計の欄にありますように、133億8,946万3,000円の増額であります。

次に、62ページをごらんください。上段の表、「地方道路交付金事業」でございます。道路事業で50億9,400万円、街路事業で5億8,400万円、合計で56億7,800万円の増額であります。

下段の「県単公共事業」でございます。道路事業で34億7,477万円、河川事業で5億3,810万円など、合計で45億7,268万5,000円の増額であります。

次に、63ページをお開きください。「直轄事業負担金」でございますが、道路事業で48億9,236万円、河川事業で32億6,455万9,000円、また、下から2段目の高速道の新直轄事業で15億1,800万円など、合計で106億1,360万4,000円の増額であります。特に、新直轄負担金につきましては、東九州自動車道の用地買収や工事等の進捗が図られる見込みでありますことから、昨年度の約5倍に当たります16億8,000万円余を計上したところであります。

次に、64ページをごらんください。「災害復旧事業」でございますが、土木災害の補助と県単合計で67億6,656万6,000円、港湾災害の補助と県単合計で6億438万9,000円、合計で73億7,095万5,000円の増額であります。

以上、6月補正後の公共事業予算額は、合計で712億7,989万1,000円、対前年度当初比88.6%となっております。なお、対前年度当初比が新たな財政改革推進計画の5%を下回った理由と

いたしまして、平成18年度には、いわゆる生活防災特別枠が設けられたことや、災害復旧事業費が大きかったためであり、これらを除きました県費ベースでは94.9%となっております。

次に、65ページをお開きください。繰越明許費についてであります。公共災害関連河川事業、公共土木災害復旧事業の2事業で、合計7億8,007万2,000円をお願いいたしております。これは、昨年から地すべりで通行どめいたしております串間市大納の小崎地区の国道448号のバイパス整備事業に係るものであります。内陸部にトンネルを抜くものであります。用地交渉と関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内では工期が不足しますことから、繰り越しをお願いするものであります。

次に、66ページをごらんください。債務負担行為の追加でございます。建築住宅課の人にやさしい公営住宅支援事業におきまして、88万3,000円を計上いたしております。

次に、67ページをお開きください。債務負担行為の変更であります。先ほど、明許繰り越しで説明いたしました国道448号のバイパス事業を、当初予算で2カ年予算として債務負担で計上していたものでありますけれども、国の予算が当年度に一括内示されましたことから、変更するものでございます。

続きまして、管理課の補正予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの「管理課」のところ、237ページをお開きください。当課の補正予算額は、416万4,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算は、右から3列目でございますけれども、25億221万7,000円となっております。

以下、主なものを御説明いたします。

239ページをお開きください。(事項)建設業指導費であります。これは、建設業の許可、入札参加資格の管理及び指導等を行う事業であります。今回の補正で建設産業の活性化や経営革新のための支援経費など、416万4,000円を計上いたしております。

管理課につきましては、以上であります。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。当課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の241ページ、「用地対策課」をお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で10億3,828万7,000円、公共用地取得事業特別会計で20億7,699万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、合わせまして54億748万円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

243ページをお開きください。一般会計であります。まず、(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会審理に必要な土地の鑑定料、建物の物件調査委託料及び委員会の運営に要する経費であります。1,957万1,000円の増額であります。

次に、(事項)用地対策費であります。これは、未登記解消のための登記事務の委託に要する経費等ではありますが、525万1,000円の増額であります。

次に、(事項)特別会計繰出金であります。これは、次に説明いたします公共用地取得事業特別会計の歳入として一般会計から繰り出すものであります。10億1,342万6,000円の増額であります。

次に、245ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費であ

りますが、20億7,699万7,000円の増額であります。説明の欄の1「公共用地取得事業費」につきましては、用地先行取得のための用地補償費及び事務費であります。10億1,342万6,000円の増額であります。同じく、2「一般会計への繰出金」につきましては、18年度以前に先行取得した用地を事業課が買い戻すことによる繰入金を一般会計へ繰り出すものであります。10億6,357万1,000円の増額であります。

用地対策課につきましては、以上でございます。

○児玉技術検査課長 技術検査課でございます。当課の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の247ページをお開きください。当課の補正予算額は、2,317万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は2億9,265万9,000円となります。

以下、補正の内容を御説明いたします。

249ページをお開きください。まず、(事項)土木工事積算管理検査対策費であります。これは、新規事業「公共工事現場点検強化事業」であります。後ほど、委員会資料にて説明申し上げます。

次に、(事項)設計VE推進事業費であります。これは、計画・設計段階において必要な機能を保持しながら、コスト削減を行う設計VEの推進事業であります。334万4,000円を計上しております。

次に、新規事業について御説明いたします。委員会資料の68ページをお開きください。「公共工事現場点検強化事業について」であります。

1の事業の目的であります。入札・契約制度改革に伴いまして、入札方法が条件つき一般競争入札に移行することになりますが、落札率の急激な低下が予想され、手抜き工事や下請業者

への過度なしわ寄せなどによる公共工事の品質低下が懸念されることとなります。したがって、公共工事の品質確保を図るためには、不適切な施工を防止することが極めて重要であると考えております。施工体制監視チームを緊急に立ち上げ、施工体制の重点点検等を実施し、適切な品質の確保を図るものといたします。

2の事業の概要でございます。(1)の予算でございますが、1,983万2,000円を補正でお願いしているところでございます。内訳といたしましては、施工体制監視に伴う委託料でございます。

次に、(2)の事業内容であります。①の監視の対象工事につきましては、工事の品質低下が懸念されるものを対象としております。3つほど挙げております。1つ目のポツでございますが、落札額が予定価格のおおむね80%未満の工事、2つ目、1次下請の契約額が元請契約額の過半を占める工事、3つ目、同じ業種の等級上位または同位の会社が1次下請業者である工事などを対象といたしております。また、②の監視チームの行う業務の内容といたしましては、一括下請の調査や下請業者等からの通報窓口を設置することなどによる施工現場の監視を行います。2つ目、施工体制台帳の整備状況や現場主任技術者の雇用関係を確認する営業所の点検、さらには、不適切な施工状況の改善や技術力の向上を目的とする発注者に対する助言などを行うこととしております。なお、この施工体制監視チームの業務は、請負業者への事前通知なしの抜き打ちで実施することとしております。

本事業に取り組むことで不適切な施工を防止し、工事の適正な品質の確保が図られるものと考えております。以上でございます。

○荒川道路建設課長 お手元の歳出予算説明資

料の251ページの「道路建設課」をお開きください。当課の補正予算額は、144億986万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は237億763万8,000円となります。

以下、主なものを御説明します。

253ページをお開きください。まず、(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号など国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。48億9,236万円の増額であります。

次の(事項)スマートインター等可能性調査事業費につきましては、後ほど、委員会資料のほうで御説明いたします。

次に、一番下の(事項)公共道路新設改良事業費であります。次の254ページにかけてごらんいただきたいと思っております。これは、国の補助を受けまして県が管理する道路の改築等を行う事業であります。51億7,300万円の増額であります。

次に、その下の(事項)地方道路交付金事業費であります。これは、地方道路整備臨時交付金の交付を受けて道路整備を行う事業であります。39億7,400万円の増額であります。

次に、一番下の(事項)県単特殊改良費であります。次のページにかけてごらんいただきたいと思っております。これは、県管理の国道及び県道において、国庫補助事業に該当しない局所的な拡幅等を行う事業であります。1億4,500万円の増額であります。

次に、委員会資料の70ページをお開きください。平成19年度の新規事業であります「スマートインター等可能性調査事業」について御説明いたします。

スマートインターチェンジと申しますのは、図一1にありますように、サービスエリアやパーキングエリア、バスストップなどを利用しまし

て、高速道路へ乗りおろができるようにしたインターチェンジのことでありまして、図一2にそのイメージ図を示しておりますように、一たん停止するなどETC専用による簡易な料金所を設置しまして、高速道路を利用できるようにするものであります。

1の事業の目的であります。この事業におきましては、高速道路の利便性の向上や地域の活性化等に寄与することを目的としまして、供用中の九州縦貫自動車道及び東九州自動車道につきまして、サービスエリアやパーキングエリア、バスストップなどを利用したスマートインターチェンジ等の候補地を選定するための基礎調査を行うものでございます。

2の事業の概要でございますが、平成19年度の前算額は700万円を計上しておりまして、事業期間は、平成19年度から20年度の2カ年を予定しております。事業の内容は、先ほど言いましたサービスエリアとかパーキングエリアなどの現地調査や交通量の推計等を行いまして、社会便益、周辺道路の安全性等の面からも評価した上で、候補地の検討を行うものでございます。

道路建設課は以上でございます。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の257ページ、「道路保全課」をお開きください。当課の補正予算額は、54億2,230万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は124億6,315万5,000円になります。

以下、主なものを御説明いたします。

259ページをお開きください。まず、(事項)道路管理費であります。これは、県が管理します道路の管理に要する経費であります。8,003万3,000円の増額であります。道路管理費の新規

事業「自転車利用促進基礎調査事業」であります。後ほど、委員会資料により説明いたします。

次に、(事項)公共交通安全施設事業費であります。これは、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、国の補助を得て交通安全施設の整備を行う事業であります。7億8,300万円の増額であります。

260ページをお開きください。次に、(事項)公共道路維持事業費であります。これは、道法に基づき、国の補助を得て県が管理します一般国道について、落石対策等の防災対策や橋梁の耐震対策を行う事業であります。3億2,500万円の増額であります。

次に、(事項)県単道路維持費であります。これは、県が管理します道路のガードレール、排水溝等の維持補修に要する経費であります。10億7,640万円の増額であります。

次に、(事項)県単舗装補修費であります。これは、県が管理します舗装道路のうち、平坦性や強度が低下した部分の補修や全面打ちかえ等に要する経費であります。13億6,600万円の増額であります。

261ページをごらんください。次に、(事項)地方道路交付金事業費であります。これは、道路整備費の財源等の特例に関する法律に基づく地方道路整備臨時交付金の交付を得て、緊急に整備が必要と認められる地方道の災害防除等を行うものであります。11億2,000万円の増額であります。

次に、(事項)県単橋梁維持費であります。これは、県が管理します橋梁のうち、国庫補助等の要件に該当しない小規模な維持補修等に要する経費であります。5億500万円の増額であります。

それでは、新規事業について御説明いたします。

委員会資料の72ページをお開きください。「自転車利用促進基礎調査事業」でございます。

この事業は、県内の都市部における自転車の走行環境を調査し、自転車が走りやすい道路整備のあり方について検討を進めるものであります。予算額は400万円、平成19年度から21年度までの継続事業でありまして、宮崎市、都城市、延岡市を対象としております。平成19年度につきましても、宮崎市内の国・県・市の道路につきましても、歩道の有無など、その整備状況等について調査し、将来の整備のあり方について検討するとともに、「自転車走りやすさマップ」を作成したいと考えております。

道路保全課につきましても、以上であります。

○児玉河川課長 河川課であります。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の263ページをお開きください。当課の補正予算額は、130億2,433万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額が222億8,145万2,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

265ページをお開きください。一番下の(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて実施します河川改修等を行う事業であります。18億4,090万円の増額であります。

次に、267ページをお開きください。一番目の(事項)県単自然災害防止河川改良費であります。これは、河川の堆積土砂の除去等を行う事業であります。1億2,100万円の増額であります。

次に、2番目の(事項)河川受託事業費であります。これは、河川の改修に伴い、橋梁のかけかえ工事や市町村道の改良工事などをあわせ

て実施するため、市町村から委託を受けて一体的な整備を図る事業であります。2億8,680万円の増額であります。

次の(事項)直轄河川工事負担金であります。これは、国が大淀川など直轄区間におきまして、通常の河川改修や維持、修繕、また激特事業などを行っておりますが、これに対する県の負担金でありまして、32億6,455万9,000円の増額であります。

次に、一番下の(事項)新規事業、浸水被害「減災対策」実施地域抽出調査・検討事業費につきましても、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、268ページをお開きください。中ほどの(事項)公共海岸事業費であります。これは、侵食が著しい住吉海岸におきまして、離岸堤の整備を行う事業であります。1億5,000万円の増額であります。

次に、269ページのほうをごらんください。一番目の(事項)公共土木災害復旧費であります。これは、道路や河川など、被災した公共土木施設の復旧を行う事業であります。67億2,498万1,000円の増額であります。

予算関係につきましても以上であります。

次に、委員会資料の73ページをお開きください。新規事業であります「浸水被害『減災対策』実施地域抽出調査・検討事業」について御説明します。

まず、委員会資料の74ページのほうをごらんください。これは、国の平成19年度新規事業の説明資料であります。今回お願いしております新規事業は、この国の事業を包括した内容でありますので、まず、こちらで考え方を説明します。従来の河川改修では、堤防を下流から順に整備することを原則としておりますので、中

上流部におきましては、幾度となく浸水被害が発生している箇所でありましても、整備に着手するまでには長期間を要することになります。中上流部の浸水対策を早めるためには、緊急的に対策を図っていく必要があります。従来「洪水を川からはらんさせない対策」に加えまして、「はんらんした場合でも被害を最小限化させる対策」を市町村と連携して実施しまして、中上流部の浸水対策を早期に図っていくことを目的としております。

具体的には、下のほうの整備のイメージ図にありますように、例えば、市町村道をかさ上げしまして、輪中堤として整備するなどの洪水はんらん域の「減災対策実施計画」をまず県が策定しまして、輪中堤などの整備や土地利用規制策などの減災対策は、国の新規補助事業であります洪水はんらん域減災対策事業により、市町村が行うこととなります。

資料の73ページのほうをごらんください。また、この事業では、あわせまして戦前・戦後に整備されました一ツ瀬川の堤防のように、洪水時に漏水が確認されている堤防の漏水箇所の地質調査や、安全度の解析及び対策工の検討を実施することにしております。事業期間は2カ年間としておりまして、今年度は実施地域の抽出、関係市町村との協議、対策方法の概略検討及び堤防漏水箇所の調査・解析を行います。また、来年度は、減災対策事業を実施する意向を示しました市町村を対象に、施設の設計などの減災対策実施計画の策定と堤防補強対策工の検討を行うこととしております。今年度の事業費は1,600万円をお願いしております。この事業の効果としましては、施設整備を市町村が行うことで、地域の住民にとってより身近な施設となり、防災に対する意識の啓発や水防活動が継続

される基盤形成が図られるものと考えております。なお、堤防の補強対策工につきましては、従来どおり、施設の管理者であります県が実施してまいります。

河川課につきましては、以上でございます。

○桑畑砂防課長 砂防課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の271ページ、「砂防課」をお開きください。当課の補正予算額は、23億155万2,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は50億2,503万7,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

273ページをお開きください。まず、上から5行目の（事項）公共砂防事業費であります。これは、土石流などの土砂災害から人命財産を守るために、砂防堰堤等の整備を行う通常砂防事業、霧島火山地域の保全を行う火山砂防事業、地すべり防止施設を整備する地すべり対策事業、防衛省所管の障害防止事業、流域単位で整備する総合流域防災事業であります。これに要する事業費といたしまして、10億7,300万円の増額であります。

次に、下から2番目の（事項）公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、がけ崩れなどの土砂災害から人命財産を守るため、擁壁等の整備を行う事業であります。これに要する事業費といたしまして、9億5,900万円の増額であります。

次に、274ページをお開きください。上から2番目の（事項）県単砂防調査費であります。これは、国庫補助事業として新規に採択してもらうための事前調査に要する経費でございます。これに要する事業費といたしまして、4,750万円の増額であります。

次に、4番目の(事項) 県単公共砂防事業費であります。これは、国庫補助事業の対象とならない小規模な砂防工事を行う事業費でございます。これに要する事業費といたしまして、5,490万円の増額であります。

次に、下から2番目の(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、国庫補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策工事を行う事業費でございます。これに要する事業費といたしまして、5,280万円の増額であります。

275ページをお開きください。(事項) 直轄砂防工事負担金であります。これは、国が直接砂防堰堤などの整備を行う事業に対する県の負担金でございます。これに要する負担金といたしまして、1億1,435万2,000円の増額であります。

砂防課は以上であります。

○竹内港湾課長 港湾課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、277ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で32億9,125万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして81億3,331万7,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

279ページをお開きください。まず、上段の(事項) 空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の誘導路改良や照明工事等に係る国の直轄事業に対する負担金であります。9,612万円の増額であります。

次に、その下の(事項) 港営費の新規事業「港湾パトロール強化事業」であります。後ほど、委員会資料により御説明いたします。

次に、その下の(事項) 港湾維持管理費であ

ります。これは、航路のしゅんせつや係留施設等の修繕など、港湾施設の維持補修に要する経費であります。1億7,749万7,000円の増額であります。

次のページをお開きください。次に、(事項) 直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港の防波堤や宮崎港の耐震岸壁等の整備に係る国の直轄事業に対する負担金であります。5億7,389万7,000円の増額であります。

次に、下段の(事項) 公共港湾建設事業であります。これは、海上交通の強化や効率化、安全性等を確保するために、国庫補助事業による港湾整備を行うものであります。17億8,394万7,000円の増額であります。

その下のページをごらんください。次に、下段の(事項) 港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災した公共港湾施設の原形復旧であります。6億438万9,000円の増額であります。

次に、新規事業「港湾パトロール強化事業」について御説明いたします。

委員会資料の76ページをお開きください。まず、1の事業の目的でございます。港湾事務所に小型船舶・簡易測深器等を配備いたしまして、日常的に港湾の水域施設の点検などを行うことができる体制を整備するものであります。

2の事業の概要をごらんください。予算額は328万5,000円をお願いしております。内訳といたしまして、小型船舶購入費150万円、簡易測深器購入費120万円などであります。事業内容であります。中部港湾事務所に、小型船舶及び水深が測定できる簡易測深器を配備するとともに、職員に小型船舶免許を取得させ、港湾の航路や泊地等の適正な管理を行うために、日常的に点検できる手段を確保するものであります。

これによりまして、これまでの陸域からの点検に加えまして、水域からの点検も可能になり、港湾のパトロール体制を強化するものであります。

港湾課については、以上であります。

○河野都市計画課長 都市計画課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「都市計画課」、283ページをお開きください。当課の補正予算額は、17億2,754万9,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は33億1,766万5,000円となります。

次に、補正予算の内容であります。主なものを御説明いたします。

285ページをごらんください。上から5段目の(事項)美しい景観づくり事業費の改善事業であります。後ほど、委員会資料により御説明いたします。

次に、(事項)公共街路事業費であります。これは、国の補助を受け、市街地における都市計画道路の整備を行う事業であります。11億800万円の増額であります。

次に、286ページをお開きください。一番最後の(事項)地方道路交付金事業費であります。これは、国から交付金を受けて都市計画道路の整備を行う事業であります。5億8,400万円の増額でございます。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料の78ページをお開きください。改善事業の「美しい景観づくり事業」について御説明いたします。

まず、1の事業の目的であります。平成16年に景観法が制定され、美しい郷土づくりが全国各地で展開をされ始めております。本県におきましても、県民が地域の自然、歴史、文化等

の価値を再認識し、公民協働で地域づくりに取り組むことにより、愛着と誇りの持てる「美しいみやざき」をつくっていきたくて考えております。

次に、2の事業の概要であります。1の予算額につきましては、1,094万9,000円をお願いしております。内訳としましては、景観計画策定支援事業に666万6,000円、ガイドライン策定事業に150万9,000円、景観啓発事業に277万4,000円となっております。

(2)の事業内容であります。1つ目といたしまして、市町村における景観計画の策定費用の支援を行うこととしております。景観法では、その地域の景観行政を主体的に担う団体として、「景観行政団体」という制度がございます。この景観行政団体には、住民にとって最も身近な自治体である市町村になることが望ましいとされております。市町村が景観行政団体とならない地域につきましては、県が景観行政団体となる仕組みとなっております。このため、県としましては、市町村に対して、良好な景観の形成に関する総合的な計画となる景観計画の策定費用を支援することによりまして、景観行政団体となる市町村数を増加させ、県内各地で「美しい景観づくり」活動を推進することとしております。2つ目としまして、県、市町村が共通して活用できるガイドラインの整備を行うこととしており、特に、公共事業は地域の景観に与える影響が大きいことから、今年度より、景観に配慮した公共事業を進める指針の整備に取り組むこととしております。3つ目といたしまして、良好な景観形成の必要性や取り組みの内容をわかりやすく示した資料の作成や、熟度の高い市町村を中心にして、研究会や座談会を開催し、行政や県民の意識を高める取り組みを進め

ることとしております。

これらの事業を進めることによりまして、各市町村がそれぞれの地域の景観計画を策定し、その計画を実行することにより、県内各地で美しい景観づくりが進展することが期待されます。

都市計画課につきましては、以上であります。

○富高公園下水道課長 公園下水道課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、287ページの「公園下水道課」をお開きください。当課の補正予算額は、3億4,078万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は8億6,841万8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

289ページをお開きください。まず、(事項)下水道事業推進費であります。これは、市町村における下水道事業の促進を図るため、都城市ほか6市10町1村に対しまして、県独自の交付金を交付する事業であります。1億2,586万5,000円を計上しております。

次に、(事項)公共都市公園事業費であります。これは、都市公園の機能を十分に発揮するために、県総合運動公園を整備するための事業であります。7,887万円の増額であります。

次に、(事項)県単都市公園整備事業費であります。これは、国庫補助の対象とならない都市公園の施設の整備を行う事業であります。1億3,140万円の増額であります。

最後に、(事項)都市公園管理費であります。これは、都市公園を快適に利用していただくために、施設の維持管理等を行う事業であります。464万5,000円の増額であります。

予算の説明につきましては、以上であります。

次に、委員会資料、79ページをお開きください。ゼロ予算施策の「県民はなづくり公園の実

施について」であります。

1の概要としまして、県民が家庭で育てている花などを持ち寄りまして、指定管理者などのアドバイスやサポートのもとに、花づくりを楽しむものでございます。これは、県民による花を植栽してもらうとともに、これらの花々を欲しい家庭に融通するなど、市民相互の花々の栽培「はなづくり公園」を提供しまして、民間の活用による都市公園づくりへの県民参画を促進するものでございます。実施時期としましては、19年6月から検討しております。(3)の具体例は記載のとおりでございます。

期待する効果としましては、県民のアイデアを生かしまして、自主的に管理する自由な公園づくりを通しまして、県民との協働や公園の利用促進、公園愛護などの機運を高め、県民の行政参画と同時に経費縮減を期待されると思っております。

次ページにこれまでの取り組み状況、今後の予定、広報のやり方といったものを記載しております。

今後の取り組みでありますけど、県立都市公園では、指定管理者による自主事業などによりまして、地域住民の触れ合い、公園の愛護、公園管理への市民参加など、徐々にではあります。効果が上がっております。現在は持ち寄りの花が少なく、指定管理者主導であります。花づくりの魅力を自治会などを通じて広報活動を進めておりますとともに、管理運営に参画するボランティアの育成に取り組むつもりであります。以上であります。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、「建築住宅課」、291ページをお開きください。当課の補正

予算は、2億431万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は32億1,388万8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

293ページをお開きください。まず、(事項)建築物防災対策費であります。これは、地震やがけ崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費であります。このうち、説明の欄にあります3の「木造住宅耐震診断促進事業」453万7,000円につきましては、木造住宅の耐震診断に要する費用を補助する市町村に対しまして、その費用の一部を補助するための経費であります。

次に、(事項)公共県営住宅建設事業費であります。これは、宮崎市の花ヶ島団地ほか3団地の外構工事等の県営住宅の整備に要する経費であります。5,794万6,000円の増額であります。

次に、294ページをごらんください。一番上の(事項)市町村営住宅建設促進費であります。これは、市町村営住宅の建設促進に要する経費であります。1,755万7,000円の増額であります。このうち、説明の欄にあります1の「人にやさしい公営住宅支援事業」1,355万7,000円につきましては、障がい者世帯向け公営住宅などの建設または改善を行う市町村に対し、その費用の一部を助成するための経費であります。

次に、(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間の土地所有者等が建設する中堅所得者層向けの特設優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の建設費等に対する助成に要する経費であります。5,380万円の増額であります。

次に、(事項)住まいづくり対策費であります。これは、良質な住まいづくりや住情報の提供等

に要する経費であります。450万3,000円の増額であります。このうち、説明欄にあります5の改善事業「住情報提供ネットワーク構築事業」362万4,000円につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の82ページをお開きください。「住情報提供ネットワーク構築事業」について御説明いたします。

まず、1の事業の目的であります。近年、広告やインターネット、訪問販売などによる住宅関連業者からの住まいに関する情報がはんらんする中で、例えば、高齢者の方がリフォームや契約等に関する知識が乏しいことから、リフォーム詐欺に遭われるなどのトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。このため、インターネットを利用して、県民がこういったトラブルに遭わないように、住まいづくりのために必要な設計や工事・契約等に関する正しい情報を、いつでも、どこからでも、スムーズに入手できる住情報提供ネットワークを構築することにより、県民の安全で安心できる住生活を支援するものであります。

この事業は、平成18年度及び19年度の継続事業でございますけれども、18年度は、住情報提供ネットワーク構築のための基本計画を策定しておりまして、19年度は、この基本計画に基づきまして、次の2の事業を行うこととしております。

まず、(1)の予算額でございますけれども、362万4,000円でございます。

次に、(2)の事業内容ですが、①のネットワークの拠点となるホームページの作成や関係団体等のホームページの接続、また、②にありますように、ネットワーク利用上のマニュアルの作成を行うこととしておりまして、③にあります

とおり、来年1月からの稼働を予定しております。その他、④に記載していますように、稼働後のネットワークの維持管理を行うこととしております。

次に、下のほうに住情報提供ネットワーク構築のイメージ図を示しておりますが、県民の皆さんが各家庭のパソコンから拠点ホームページにアクセスしまして、必要な情報を入手するということになります。この拠点ホームページは、設計や融資、建築等の関係団体等とネットワークでつながれておりますので、関係団体等の情報もスピーディーに入手することができるようになります。また、インターネットを利用できない県民の皆さんにつきましては、住宅供給公社や市町村、土木事務所の無料相談窓口パソコンを設置する予定でありますので、こちらから情報を入手することになります。提供する情報の内容としましては、リフォームや耐震診断、耐震改修、法律、税金、融資、公営住宅の空き状況など、住まいに関するさまざまな情報を予定しております。

建築住宅課は以上であります。

○藤山営繕課長 営繕課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「営繕課」をお開きください。295ページになります。当課の補正予算額は、1億6,398万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は8億1,875万1,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

297ページをお開きください。(事項) 庁舎公舎等管理費であります。これは、庁舎公舎等の維持補修を行うものでありますが、1億6,398万3,000円の増額であります。

営繕課につきましては、以上であります。

○岡田高速道対策局長 高速道対策局であります。当局の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「高速道対策局」をお開きください。当局の補正予算額は、15億1,800万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は23億3,630万6,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

301ページをお開きください。(事項) 直轄高速自動車国道事業負担金であります。これは、国が実施する高速自動車国道整備事業、いわゆる新直轄事業に要する経費の一部を県が負担するものでありますが、15億1,800万円の増額であります。

高速道対策局につきましては、以上であります。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さん方、質疑がありましたらどうぞ。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、約10分間休憩いたします。2時10分に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時10分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆さん方の質疑を求めます。

○坂元委員 公共工事の現場点検強化に関連してですが、下請制限は全体の何割までだったのですかね。丸投げはできないと。

○持原管理課長 下請の定義といたしましては、丸投げはいけないことになっているんですけど、かなりな額を下請に出したといたしましても、元請で十分な施工管理を行っておればいい場合

もありますので、なかなか率でこれが一括下請に該当するというのは難しいかと思えます。

○坂元委員 請負契約約款には決めていたんじゃないですか。

○持原管理課長 宮崎県の約款では、下請に出した場合は必ず報告しなさいということで、標準約款の場合は「求めることができる」というような規定になっておりますけれども、宮崎県はそこを非常に厳しくやっております、少しでも下請に出したら下請通知を出しなさいということになっております。以上でございます。

○坂元委員 その場合、例えば生コンとか鉄筋とか、あれは下請になるんですか。

○持原管理課長 やはり請負の形でやったものを下請として出しなさいということで、元請の業者さんが資材を買ったという場合は、これは下請負という形には該当しないのかなと思えますけれども、別途、宮崎県の場合は特にこれもまた厳しくしております、資材を購入した等の場合でも、県外から買ったというような場合にはすべて理由書を出させるというような取り扱いをしております。以上でございます。

○坂元委員 それで抜き打ち検査をしますね、そのペナルティーはどうなるんですか。

○児玉技術検査課長 公共三部で県土整備部の技術次長をトップにした委員会を立ち上げて、その中で、当然、管理課も入っておりますし、今後のそういった箇所が委員会で選定されれば、建設業法に基づいた何らかのものが、視点と申しますか、そういったものが出されるというふうに考えております。

○坂元委員 こういう制度ができると当然、密告というか、そういうのがありますよね。ペナルティーというのはびしっといかないと、ただ口頭注意、そんなのじゃなくて、これはひど過

ぎじゃないか、半年は応札禁止だとか、そこにはペナルティーをびしっと決めるべきじゃないかなと思うんですけどね。

○持原管理課長 建設業法関連の視点でもチェックしますし、当然、ちゃんとした技術者が配置されているのかどうか、そういう面で建設業法違反という状態があれば、建設業法に基づく監督処分なり厳正な対処をしたいというふうに考えております。

○坂元委員 道路保全課、259ページの道路管理費の財産収入800万、これ、具体的に場所がわかりますか。

○東道路保全課長 今、具体的なあれは持っていません。ちょっと調べさせてください。収入ですね。

○坂元委員 財産収入が800万計上してあります。この800万円の根拠。どこの土地を売ることになっているのか。後でいいです。

○横田委員長 それでは、後から御報告をお願いします。

○坂元委員 268ページ、ダム施設管理事業費の中の分担金及び負担金が125万3,000円、諸収入で3,340万2,000円、両方とも歳入は水防費になっているんですね。多分、上の125万3,000円は企業局かなと思うんですが、下の諸収入の部分はどこから来ているかわかりますか。

○児玉河川課長 ちょっと調べましてお答えいたします。

○坂元委員 景観行政に関してですが、市町村に助成しますよね。一方ではガイドラインをつくるわけでしょう。例えば、日南の場合は油津に行ったら、シマトネリコの街路樹を行くと飢肥城に行くということになっているんですよ。飢肥城から今度はずっとアジサイをたどっていくと今度は日南ダムに行くような景観をしてい

るんですよ。今度は、こっちに来ると国道220は女王ヤシを植えているわけです。また、市役所のほうは今度はクスノキを植えているわけです。宮崎県のトータルの景観三法に基づく景観行政がまずあって、そして、市町村がそのガイドラインに沿ってやっていくというのが先であるとするならば、ガイドラインの策定のほうが先じゃないんですかね。いわゆる宮崎県の景観の哲学ですよ。

○河野都市計画課長 景観に関しましては、県の景観の基本方針というものをことしの4月に作りました。その中で景観に関しまして、宮崎県としていろんな景観があると思います。自然環境を見て、特に宮崎については南国的なイメージといいますか、日照時間が長いということで南国的なイメージがあるわけですが、一方で、山間地域においては、高千穂等でも天孫降臨、歴史・文化とか、そういうものがございまして、宮崎県の中でもいろんな景観といいますか、歴史・文化がございまして。地域の方がいろいろな自分たちの景観というものをつくるために、それぞれ県と市町村、それから地元とよく話し合っただけで景観をつくっていかうとしていたわけですが、そういう中で、先ほど言いましたけれども、先般、景観の基本方針をつくって、それぞれ地元と市のほうが先に進めるということにしています。そういう中で、県としては、県全体はそういうふうな景観といいますか、それを決めることはできませんので、それぞれの市町村をまたぐところについては、広域的な調整といったものを進めるということにしておるところでございます。

○坂元委員 最後に、住宅金融公庫融資事業の審査事業とありますね、2万1,000円ですが、これは具体的にどういうことをするんですかね。

○藤原建築住宅課長 これは、住宅金融公庫がもともと融資をする際に、建物の一つの整備基準というのを持っていて、これを具体的に今のところだと、建築住宅センター等に委託をして審査をお願いしているということになっておりまして、そのための費用ということになっています。その一部が県のほうにも出てきているということでございます。

○坂元委員 つまり、公庫から2万1,000円もらう、そしてセンターに2万1,000円出すということですね。歳入で2万1,000円上がってきますね。それはそのまま2万1,000円出していますね。ということは住宅金融公庫から2万1,000円もらって、住宅センターに2万1,000円払っているという意味ですか。

○藤原建築住宅課長 これは基本的には住宅金融公庫から直接センターのほうに審査手数料は入ってまいりますけれども、その中間取りまとめ等は私どもに生じますので、その分について手数料をいただくというふうな格好でございます。

○児玉河川課長 先ほどお尋ねのありました268ページのダム施設管理事業費の件ですが、まず、分担金及び負担金の125万3,000円ですが、これは、県北の祝子ダムと田代八重ダム、それぞれの管理のための経費でして、旭化成と宮崎市の負担になっております。

それから、諸収入のほうですが、これにつきましては、ダムの堰堤改良に要します経費でして、企業局の負担となっております。以上でございます。

○東道路保全課長 先ほどの259ページの財産収入800万ですけど、これは、廃道敷地の収入ということで考えておいて、具体的にここというのではなくて、今、予定として上げておいて、

ちなみに、去年の実績が1,700万余あります。以上です。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

○外山良治委員 今回の予算で、当初、2月と今回で総事業費の中で入札に付ける予算と事業、これはどのくらいになるんですか、公共三部で。わかりますかね。まあ、県土整備部だけでも結構ですから。

○持原管理課長 委員会資料の60ページの中ほどに括弧書きで公共計というのがございます。これの補正後の額が712億7,989万1,000円ということになっております。これがいわゆる公共事業費と言われるものになりますけれども、これは実際の工事請負費、測量なんかをいたします測量試験費、公共事務費、公共事務費の中には一部人件費に充てられるものもございます。そういうことで、なかなかこれがすべて入札執行に付するというものではございません。ちなみに、直接工事請負に付するものとしては、概略409億4,104万円、それから測量なんかに出す委託料が104億3,374万円、これが主に入札に付するものではないかと思っております。

○外山良治委員 409億と104億、これを入札に付ける件数というものは何件ぐらいになるんですか。

○持原管理課長 件数では今、手元に数字がございませんけれども。

○外山良治委員 おおむね。

○持原管理課長 失礼しました。まず、工事請負費が18年度の実績といたしまして、公共三部で2,377件、それから業務委託、測量とかになるうかと思えます、これが1,664件という実績はあります。

○外山良治委員 約500億ぐらいを小刻みに入札にかけると。地域要件、入札制度で8,000万円以

上は宮崎県下を1ブロックにすると、それで割った場合、例えば、4,000万から8,000万を県を3ブロックに分けるとか、250万円以上を宮崎県下を6ブロックに分けるとか、それで分けた場合、どういうふうになるんですか。

○持原管理課長 特Aの対象であります8,000万以上の工事で40件、Aランクでございます4,000万以上8,000万未満で525件が工事請負のほうですけれども、そういう実績はございます。

○外山良治委員 今後の入札というのは、例えば4,000万から8,000万というのは、これは宮崎県を3ブロックに分けるわけですね。そしたら業者数というのはどのくらいあるんですか。

○持原管理課長 特Aで申しますと68業者、Aで申しますと、県北が76業者、県中部が57業者、県南部・西部で81業者、こういう数字になっております。

○外山良治委員 6ブロックは。

○持原管理課長 Cクラスが79業者。

○外山良治委員 後で資料をいただけんですか。

○持原管理課長 それでは、後で。

○横田委員長 それでは、資料提供をお願いします。

○外山良治委員 入札がどうのこうのというのは私、わかりませんから、今回問題になったのは95.6、それと75、21、その差が云々という問題になりましたよね。それで、現状の落札率と、17年度は95.6ぐらいだったと思いますが、それが例えば全国平均になったと仮定して、この約500億の公共三部の予算が予定価格としてどのくらい下がるものですか。

○持原管理課長 公共三部で試算しましたところ、約68億でございます。

○外山良治委員 その60数億というのは、執行残で残って、そのまま財調に積み立てるのか、

それとも、その60数億というのは——例えば県道の整備率、市町村道の整備率、宮崎県はどのくらいですか、全国平均からすると。

○荒川道路建設課長 国県道の改良率は、国県道を合わせて63%ぐらいでございます。

○外山良治委員 県道の場合はどうなんですか。

○荒川道路建設課長 54%ぐらいでございます。

○外山良治委員 市町村道はどうなっていますか。

○荒川道路建設課長 市町村道につきましては、49%ぐらいだったと思います。

○外山良治委員 50とか40レベルですよ。60数億のお金をそういった方向に使うのか使わないのか、財調に流すのか、それはどういうふうな考えなんですか。

○荒川道路建設課長 道路の整備について申し上げますと、例えば1カ所の道路整備を発注したと、それにつきまして例えば70数%で受注されまして、その残りの額が当然残るわけでございます。これにつきましては、道路整備につきましては、道路整備をするという目的を持った予算の中でやっております。そこで、例えば、ある地域のある箇所で道路整備をやっておれば、そこで入札残等が出ましたら、その工区の中で道路整備の促進に充てるというのがまず原則でございます。

○外山良治委員 おおむねわかりました。宮崎県といったところは、観光にしても、災害にしても、町、村に道路が1本しかない。災害復旧も当然ですが、1村に対して2本の道路、安心・安全確保のために、そういった視点というものも大事じゃないのかなというふうな気がいたしましたから質問をしました。

港湾関係か河川かもわかりません、というのは、遊漁船対策、係留施設、これは、小型船舶一部

改正法というのがあって、登録しなければならぬと。ところが、登録と、宮崎県400キロ河川を含めて係留施設というのがほとんどないと。この割合はどうなっていますか。

○竹内港湾課長 17年度末の小型船登録ですけども、4,123になっております。18年に実態調査をしておりますけれども、このときの隻数が3,718となっております。以上でございます。

○外山良治委員 係留施設は。

○竹内港湾課長 今、実態調査を言いましたけれども、この3,700が係留施設に係留されている船舶ということでしょうか。

○外山良治委員 ということは、遊漁船隻数と係留施設は合致しているというふうに理解をしてもいいんですか。

○竹内港湾課長 係留施設についてはかなり不足しているということでございます。

○外山良治委員 かなりというのが全然わからんでしょう。おたくの答弁であれば。

○竹内港湾課長 後ほど、答弁させていただきます。

○外山良治委員 後ほど。ほかをやっておってください。

○濱砂委員 ちょっと仕組みを教えてください。19年度6月補正予算一覧の県土整備部の中で、いわゆる「預け」が26件あったという話なんです。この中の事務費ですかね、この流れはどこの部分から出ているんですか。

○持原管理課長 今、費目等を含めて、正確な実態調査をやっている段階ですので、現状ではわかりません。

○濱砂委員 どこの中から流れるお金かということなんです。いわゆる管理費ですよ。各土木事務所、出先に流れるお金は、この中どこから出ているのかということ。

○持原管理課長 大きく公共事業費のうちの公共補助事業から出たものなのか、あるいは県単事業から出たものなのか、あるいは一般的な通常予算の中から出たものなのか、そういう費目については、現在、調査している段階でございます。またわかりましたら御報告させていただきたいと思っております。

○濱砂委員 といいますと、補助公共からその他に至るまで、一般会計の中全部から管理費というのは出ていくということなんですかね。

○持原管理課長 基本的にはそういうことなんですけれども、当該預けの金がどの費目から出たかというのはまだ調査をしている段階です。

○濱砂委員 そういうことじゃなくて、各所轄の出先に出ていく事務費というのは、どの中から出ていくのかということなんです。預けというよりも流れるお金。全科目の中から行くんですか。

○持原管理課長 基本的には、すべてから出ていくというふうに理解しております。

○濱砂委員 一部報道で、予算が使い切れなかったら決算委員会で議会からやかましく言われるからというような放送もあったんですよ。県のOBが出てきてそういう話もされたんですけどね。テレビで実際あったのを私、見たんですが、事務費を残したからといってそんなことはないと思うんですけど、恐らくないと思うんですが、事務の管理としては、もし予算が3月で残った場合、出納閉鎖までにそこを全部ゼロにしてどこにつけかえするんですよ。減額補正をして、例えば、100万残ったら100万の減額補正して、その100万はどこに持って行くんですか。

○持原管理課長 それぞれの事業で精算をやりまして、不用残で残す部分もありますし、あるいは流用というような形で支出してしまう場合

もあろうかと思っております。

○濱砂委員 単年度会計だからそこには残高を残さんわけでしょう。

○持原管理課長 そういうことではございませんで、不用残という形で残す場合もございます。

○濱砂委員 18年度残額、どのくらいですか。

○持原管理課長 決算関係の資料をきょう、持ってきておりませんので、また調べまして報告させていただきます。

○濱砂委員 それと、残額、流用額もわかったら教えてください。そのうちどのくらい回っていたのか。一緒にいいです。

○持原管理課長 検討して報告させていただきます。

○萩原委員 2つほど、まず1つは教えていただきたいんです。仮に10億の国庫補助事業、国が10分の5、県が10分の5の事業をして、10億の事業だったけれども、入札残が、今で言う入札率が低かったために、25%残りまして、つまり、現金で言えば10億ですから2億5,000万残りまして。2億5,000万は国にも戻すんですか、2分の1、2分の1だから。国には返さなくて2億5,000万丸々、後々の県の事業に使えるのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○持原管理課長 例えば100の事業をやりまして80で終わったということになれば、それに相当する国の額というのも減るということで、80に対する2分の1が国庫補助ということになります。

○萩原委員 結局……。

○持原管理課長 ちょっと私の説明がまずかったかもしれません。基本的には、我々としては、残った金というのは再投資に向けるということになります。

○萩原委員 ということは、100の仕事だったけ

れども、80でしたから、結局、80に対する10分の5は国からもらえるけれども、県のほうの事業は予定しておいた20が残ったわけですから、20の10分の5だから、10%は次の事業に使えるということですよね。

○持原管理課長 残りの20も基本的には再投資に向けると。80で終われば、残りの20も再投資に向けるといことです。

○萩原委員 80だったら80の10分の5が国から来るわけでしょう。2分の1補助事業だったら。ということは、20は残らないということですよね。もともとが100の事業のうち、予算では10分の5は国だから、50%が国の補助事業だったわけけれども、80で済んだということは国の補助事業は40で済むということでしょう。

○持原管理課長 80だけを考えるとそうですけれども、予算としては100あるわけですから、我々としては残りの20も別のところを工事発注したり、あるいは延長を延ばしたりすることによって、再投資のほうに振り向けるということでございます。その結果、例えば、20の部分の10をまた国庫補助がいただけるという格好になりますね。

○萩原委員 わかりました。

次に、部長か管理課長にお尋ねします。今、県の方向として、分割発注の方向性、実績があったらそれも踏まえてお話ししていただきたいと思ひます。業種別分割発注が幾つかありますよね。

○持原管理課長 分割発注につきましては、県といたしまして例外的に扱うというのが基本的な考え方でございます。例えば、工事箇所の自然的条件でありますとか、工事の規模、あるいは工法から判断をいたしまして、工区を割ったほうが、工区を分割施工したほうが技術的に有

利だろうというような場合がまず1点目、2点目といたしまして、発注時期が限られておる場合に、工区割りをしないと適正な工期が確保できない……。

○萩原委員 趣旨が違ふんです。工区を分割するんじゃないで、1つの事業で、元請が全部その1つのものの事業をすると、例えば、板金とか、建具だとか、そういうのも全部元請が発注するわけでしょう。そうじゃなくて、専門的な分野は業種別で分割するということがありますがね。例えば橋梁でしたら、ペンキを塗るのは別発注にするとか、これだけ厳しくなると、業種別の分割発注がないと、結局、関連産業はなかなか育たないというところがあるいろいろな分割しているんですよ。その辺のところを聞きたかったんですよ。

○持原管理課長 おっしゃるのは分離発注のことですか。

○萩原委員 分離ですね。

○持原管理課長 分離発注のことでございますね。分離発注も基本的には以下のような考え方でやっております。まず1番目に、分離施工をしたほうが経済的に有利であると認められる場合、2番目が、全体の直接工事費に占める当該工種の直接工事費の割合が100分の30を超えるとき、あるいはその工種が1,000万円以上であるとき、今の場合は土木工事でございますけれども、そういう場合は分離施工するということになっております。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。先ほどのプレジャーボートの件でございますけれども、18年の調査結果で隻数が3,718ございます。それに対しまして係留施設に係留されている船舶が1,197ございます。そのほかは係留施設外のところに泊まっている船舶ということござい

ます。

○外山良治委員 河川課はどうなんですか。

○児玉河川課長 河川課で把握しておりますのは、赤江のタンポリにありますプレジャーボート等について把握しておるわけですが、あそこにつきましては、許可をしている係留施設が2つございます。そこに係留している船が111隻ということで把握をしております。それから、河川区域単独でプレジャーボートの数がどれくらいあるかということで見ますと、847隻ということになっております。以上でございます。

○外山良治委員 3,700分の1,100、847分の111、圧倒的多数は不法係留という位置づけでいいんでしょうか。河川、港湾。

○児玉河川課長 私どもが把握している中で、例えば、タンポリの中に不許可のまま係留施設をつくっているものもありますが、そういったことも含めて、私どもが許可したところ以外に泊めているものについては不法係留という位置づけで考えております。

○竹内港湾課長 港湾課についても同じことでございます。先ほど、3,700と言いましたけれども、これは、港湾と河川を含んだ数字でございます。港湾だけの数字を言っておきますと、港湾区域のプレジャーボートですけれども、1,603でございます。そのうち、係留施設に泊まっていますのが429隻でございます。

○外山良治委員 不法状態にあると今、おっしゃいましたよね。不法ですと。不法という意味は、簡単に言うと法律に違反をするということでしょう。これを放置するということは、行政放棄ということになるんですか。

○児玉河川課長 まず、河川のほうからお話しいたしますと、実態としてそういう不法係留が

あるわけですが、それを合法的にするように河川管理者がその係留施設を整備するかといいますと、河川管理者としましては、治水とか利水、いろんな本来的にやらないかんことがありますので、河川管理者として係留施設を整備する気というのは今のところないわけでありまして、基本的には、市町村とか第三セクター等の公的機関が望ましいとは考えていますが、そういったところに整備していただいて、そこにちゃんと占有許可を与えて、整備してもらおうというのが理想的な姿かなと考えておるところでございます。以上です。

○竹内港湾課長 許可艇ですけれども、係留施設に泊まっていると言いましたけれども、これにつきましては、漁協さんとか管理組合、管理者がおりますので、そこで係留を認めた船舶、これを一応許可艇と言っております。それ以外の、不法と今、委員が言われましたけれども……。

○外山良治委員 あんたが言ったよ。

○竹内港湾課長 調整がついていないところに係留している船舶を今、不法と言ったところでございます。不法ではない、調整がついていないところに泊まっている船舶という意味でございます。

○外山良治委員 不法ではないと前言を訂正されるんですね。

○竹内港湾課長 今の表現はそうでございます。

○外山良治委員 なぜ、私がこういったことを申し上げるかといいますと、これはずっと前の国会でも議論になってきました。小型船舶法というものを一部改正して、正確には覚えていません。全国で60万隻あるうちの係留施設は20万隻しかない。それで淡路島だったと思いますが、大きな問題が発生をした。また、北朝鮮の

船舶が来てもわからないと、今のような状況では。そういうこともございました。それで、例えば、タンポリでもしかりです。不法係留かどうかは別として、自分たちで係留施設をつくって、そこでお金を取られるという現状からして、これは何だというトラブルもあっています。ですから、国のほうは、市町村、都道府県等々にこういった問題を解決しなさいと。通知、通達は全く来ていませんか。それはもういいです。ですから、私が申し上げたいのは、宮崎県というところは400キロの海岸線を持っています。そして、海をきれいにしようということで、河川も当然そうですよ。きょう、ちょっと波風が高い、例えば、9月になるとエビの漁が始まる。エビの漁が始まると漁師の方々は少し波風が荒いほうが漁獲量が上がるから漁に出る、そうすると小型船舶、遊漁船が泊まっている、こういったトラブルもたくさん起きていると。だから、係留施設を今後、河川、港湾で、宮崎県は海に親しむ機会が多い県民ですから、こういったものを計画的にやっていく必要があるのではないのかということ伺いました。港湾、河川、お願いします。

○児玉河川課長 現状は委員がおっしゃるとおりでございます、今のまま放置しておいていいというわけではございません。プレジャーボート対策につきましては、県下の河川区域、港湾区域、漁港区域、あわせて対策を講じていく必要があります。そういったこともありますので、関係課でプレジャーボートの対策連絡会議等を開きまして、ことしの3月に、ちょっと事務局はわかりませんが、プレジャーボート対策の基本方針も策定したところでございまして、そういうことに基づきまして、今後、また取り組んでいきたいと考えております。以上でござい

ます。

○水間委員 先ほど質問もあつたんですが、68ページの新規事業「公共工事現場点検強化事業」ですが、今回、入札制度改革でこういう流れになりました。そして新たな方向で実施方針といえますか、ここに来て、書いてありますよ、入札で落札の率だけで言うと品質を下げたり、手抜き工事、下請、こういうことがあるので、どこかでも監視チームをつくりたいというのがこの点検強化事業ですよ。監視チームというのはどういう状況でつくられますか。何人体制で、どのような人というのをお聞かせください。

○児玉技術検査課長 監視チームでございますが、一応、4名体制ということで今、考えております。

○水間委員 どういう方をその先頭にされますか。

○児玉技術検査課長 一応、建設行政に20年程度、監督・検査業務等に携わった経験のある人、もしくは土木施工管理技士という国家試験等取得している人というような基準でございます。

○水間委員 そういう方の目星があるんですか。

○児玉技術検査課長 確かに、そういった人がおるのかというと非常に難しゅうございますが、一応、それらしい人たちは今、検討をしているところでございます。

○水間委員 それから、4名体制、委託料で1,983万2,000円ですから、来年3月までの予算ということになりますか。

○児玉技術検査課長 おっしゃるとおり、7月から来年の3月までということで、9カ月の単発予算ということでございます。

○水間委員 ちょっと部長にお尋ねしますが、今、知事が本会議等で落札率がおおむね80%を切った場合にはこの監視チームで監督みたいな

形をされるような話ですけれども、部長としては、先ほどもありましたが、予定価格のうちの大体何%が適正な落札率とお考えですか。

○野口県土整備部長 何%を目的に入札・契約制度を行っているのではなく、入札・契約制度の目的としては、公平公正で透明性のある競争をしていただくということでございます。

○水間委員 そういうことですよ。今、部長はパーセントだけが問題じゃないとおっしゃいますけれども、ここに「80%未満の工事」と出てきたということは、それなりの根拠があるわけでしょう。どうでしょう。

○児玉技術検査課長 根拠はございます。工事成績の平均点を見ますと、おおむね80%以下をとっている人が平均点を下回っているということでございます。工事成績の平均点は大体77点ぐらいというデータがございますが、それを下回っている、それが80%です。

○水間委員 成績の平均点が77点であるので、その上をいったら大体80%という見方をしているということですか。どういうものですか。

○児玉技術検査課長 そうじゃございません。これは、あくまで落札額が80%を下回るということでございますから、工事成績と関連づけると、77点が平均的な点数だということで、80%で落札した業者はその77点を下回っていると、そういうことを根拠に、目安をおおむね80%というふうにしている。最近の入札、非常に下に寄っておりますので、おおむね80ですけど、かなりの膨大な数字になってくるのかなという考え方はございます。

○水間委員 それで、この監視チームの業務の内容を見ましても、丸投げをしちやいかんと、あるいは先ほどもちょっとあったんですが、通報窓口の設置、これは、今の平たい言葉で言え

ば、チクんなさいと、何でもいいから言ってくださいというような言葉だろうと思うんですね。ただ、一番大事なことは、発注者に対して助言ができる監視チーム体制というのは、発注者というのは県でしょう、知事でしょう、また所轄、そこらあたりまで助言ができるというのは可能なんですか。

○児玉技術検査課長 これにつきまして、公共三部で監視委員会というのを立ち上げるということに今、動いておりまして、当然、先ほど申し上げましたが、県土整備部の技術次長が筆頭になりますけど、今、案としてはそういった体制づくり、当然、公共三部の事業課も入っております。農政、環境森林部。当然、先ほどの建設業法とも絡みますので、管理課長も入っております。そういった形で厳正に対処するというような形になろうかと思えます。

○水間委員 それと入札制度にかかわる質問でもちょっとさわったんですが、最低制限価格の問題、非常にここらあたり、話がありました70%あたり、そこに集中してくるということで、じゃ、70%で仕事が本当に適正なのか、そのために今、監視チームをつくるというんですけれども、いろいろ話があるように、業者の皆さん方も家族もあり、従業員もあり、赤字を出してまでやるという、しなきゃならないという、こういう現状を見ますと、倒産をしてしまうと何もならんわけで、そこらあたりを、知事も言葉で言うと自然淘汰というような表現を使われます。これは部長からもお願いをしていただきたいのは、この言葉は弱肉強食の動物の世界でいろいろやるのはやむを得ないことで、ただ、我々が生活する中で一生懸命頑張っている人を自然淘汰というような表現は私は余り適切じゃないと思うんですよ。だから、そこあたりはちょっ

と知事にも、自然淘汰という言葉は適切じゃないよということをちょっと言っていただきたいなと思いますね。

それと、もとに戻りますが、最低制限価格の引き上げ方、そこに持っていき方、その中で検討したいということでありましたけれども、どうでしょうか、もう一度、部長の見解を聞きたいんですが。

○野口県土整備部長 最低制限価格の検討という話で、答弁もさせていただきましたけれども、今、非常に最低制限価格近傍での落札が多くなっていると、業者さんによっても違うでしょうけれども、その価格ばかりつなげていたら、何とか工事を仕上げるだけで精いっぱいになってくる、そういうのが連続していますとね。そうしますと、地域の健全な建設産業の発展というものはなかなか難しいという点もあるかと思っております。この前も2点ございまして、1点目は、かなり現在の最低制限価格が推測されているという面がありますので、その辺は推測されないような形をとっていきたいという話で、あとは実際の業者さんのコストがどうかかっているのかということ調査、検証しながら、最低制限価格、どうあるべきかということを検討していきたいと思っております。

○蓬原委員 公共工事現場点検強化事業、4名体制でそれなりの資格を持った方ということなんですが、何チームぐらいおつくりなんですか。

○児玉技術検査課長 2チーム。2人1チームという考え方で4名体制と。

○蓬原委員 先ほど次長をトップにしてどうのという話があったんですが、いわゆるこれが目に入らぬかというお墨つきがないと、現場に行っても、業者さんほうのさがつて、邪魔だからあっち行けと、何の権限で言うんだというようなこ

とになるんじゃないかな。今でさえも、いろいろ話を聞いてみますと、技術員の検査体制についてもなかなか不満をお持ちの業者さんも多いようでありまして、その場合のその方たちの裏づけとなる権限、何をもってできるという、その分しっかり裏づけがないと、現地に行って、指導助言といっても言うことを聞いてもらえないとか、そういうことになると思うんですが、そのあたりのバックアップ体制というのはどういう形でやられるんですかね。

○児玉技術検査課長 これにつきましては、今、私、委員会というふうに言っておりますが、決裁もまだ受けていない状況なんです。はっきり言って、今、自転車をこぎながらやっているような感じでございますから、今からもっと具体的に絵をしっかりと定めて、そういった権限のもとに、委員会で基準に基づいて出された箇所については、しっかりその監視チームに依頼をして、当然、受託は推進機構になると思っておりますから、そこで知事の命令を受けて監視をしていくというようなしっかりしたものをつくり上げていきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 そうした場合に、今後の落札率というのは、先ほど件数が出ましたが、何千件という件数が80%以下になるだろうと。ということはほぼ全数だろうとなったときに、全数を2チームで検査できますかね。

○児玉技術検査課長 実はそこ辺に非常に大きな問題がございまして、実際、先ほど、管理課長が件数を申し上げましたが、そういった昨年の2,500~2,600件に対しても、大体300件ぐらいかなというふうに見込んでおりました。事実、今、工事をしている箇所でございますが、500件ぐらい、繰り越し箇所も含めてやっておりますが、その500件でも大方24.5%ぐらい、100何件

が80%を切っている工事だということでございます。そうしますと、4件に1件はそういった箇所が出てくると。それを、じゃ、先ほどの2,000件ちょっと超えるような数字、工事だけでも2,000件の4分の1としたときに500件ぐらいに相当するというので、当初、300件ぐらいかなど思っていますけど、そういった数字が大きくなりますと、委員会ですべてをこれまた監視チームに委託するというのは、人が足りません。当然、今後、いろいろな形で人をお願いすることになるかもしれませんが、所属長が事業課に上げて、こういった箇所をこの事業に対してお願いしますというしっかりした数値が委員会のほうに上げてくれば、選別、区別して監視チームを行わざるを得ないのかなという考え方はございます。

○蓬原委員 ということは、所属長からここは危ないかもしれんというものと、ある程度抜き打ち的な監視ということになるんでしょうかね。

○児玉技術検査課長 そういうことでございます。

○蓬原委員 その80%未滿をいわゆる監視の対象工事とするという、この80%を出されているということは、先ほどから予定価格とは何ぞや、最低制限価格とは何ぞやという話がありますが、ある意味、いわゆる80%以下の最低制限価格というのは、業者さんたちが仕事をする中で必ずしも最低制限価格は妥当な額ではないねということの証明じゃないんですかね。どうお感じになりますか。こういう御時世ですから、絶対量も減っているわけで、手を抜こうと思う人は100%でも抜くんですよ。それを99.8%で落とした人だってもしかしたら抜くかもかもしれんわけですよ。逆に、80%以下ということを設定したことで、姉齒さんじゃありませんが、うち

は95%だ、うちには絶対来ないと、見えないところを抜いてしまおうかということだってあるわけですよ。抜く人は抜くわけですよ。だから、そこのところが、この80%というのはいろんな意味を含んでいるなど私はさっきから考えておったんですが、御感想はいかがでしょう。

○児玉技術検査課長 おっしゃるとおりでございます。あくまで最低制限価格というのは当然、そういう品質が確保できる最低限の金額を積み上げておるわけですけど、この工事の質の低下というのは、今、私、工事成績評点の平均点未滿を大体80%を目安と言っておりますが、ある程度、その線というのは傾向に見られるということで、断定するものじゃない。あくまで、おおむねというような表現をさせていただいておるんですが、そういうような解釈で、あくまで事業所の、発注者の所長さんの判断も当然その中には加味されて、すべてがすべて監視するものでもない。そこ辺はまた委員会の中で選別をしていくんだということでございます。

○蓬原委員 おおむね理解しました。

○水間委員 もとに戻していただきました。入札制度、ここに来て業者の皆さん方の倒産もふえているんですよ。昨年比を見えますと。そこらあたりは把握されておりますか。昨年は大体このくらい、それから1月から5月は41件ということで、その中の建設関係は21件だったが、まだそれよりふえているような状況ですが、今現在、わかっている数字がありましたら、ちょっとお聞かせいただけますか。

○持原管理課長 年で振り返ってみますと、建設業に限定してありますけれども、16年が50件、17年が37件、18年が23件、それから19年に至りまして1月から5月末までが19件というデータになっておりまして、ことしになってか

らかなり倒産件数がふえている状況は出ております。

○水間委員 その原因はどこあたりと見ておられますか。

○持原管理課長 今、いろいろ新聞あたりを含めて、一般競争入札導入による直接的な影響というのとらえられ方もされておりますけれども、建設業をめぐる全国の状況というのが非常に大きいのかなというふうに考えております。やはり、全国で54万業者おりますけれども、中堅市の中でもかなり数が多いという指摘もされておまして、全国的にもかなり過激な競争の段階に入っておまして、大手ゼネコンを含めて、かなり全国で低入札が進んでおります。それに加えて本県では一般競争入札を導入したということによりまして、厳しい状況も出ておるのかなというふうに考えております。

○水間委員 今のお話のように、今度の入札改革によって、250万以上からを一般競争入札に付したと、このことで倒産がどんどんふえていって、そして、先ほどありましたが、恐らく3万人の失業者が出るんじゃないかというような表現もあったんですが、仮にそういうことが想定されてそうなった場合に、じゃ、責任は一体だれがとるのかという問題を言われたら、どう答えられますか。

○持原管理課長 今、倒産業者数を私どものほうで想定しているわけではございませんで、非常に厳しい状況であるなというのは十分認識しているつもりでございます。ただ、今回の一般競争入札導入の動機というのが、御承知のように、昨年来、非常に不幸な事件といたしますか、官製談合という事件を契機として、宮崎県としてはそういう入札制度を導入するという大きな方針が3月末に出たところございまして、今、

それに基づく改革に着手した段階でございますので、その状況も十分検証されていない段階でございますので、その状況を見ながら、十分実証しながら、対策も打っていき、改善すべきは改善して、健全な状態に持っていくというのが基本的な県の考えであります。

○水間委員 先ほど、倒産件数が1月から5月まで19件とお聞きしました。私の手元の資料で21件というふうに聞いたんですが、これらのクラス別はわかりますか。

○持原管理課長 ことしに入りましての倒産業者のクラス別ですけれども、特Aが1、Aが2、Bが3、Cが3、Dが4、あと専門業種が2、県の資格のない社、許可だけを得ている社が4、以上で19になろうかと思っております。

○水間委員 やっぱり特A、A、Bランクの上位ランクの皆さんがこれで6社ですか、非常に苦しい状況の中がかいま見えるといいますか、この方々というのは、我々がよく聞いたのは、特A、A、Bの皆さん方は黙ってても今までは何らかの仕事が回ってくる業者さんというふうに聞いているんですが、倒産をした理由、放漫経営じゃなくて売り上げ不振だと思うんですよ。そこらあたりはどうですかね。

○持原管理課長 御指摘のように、倒産の原因としては売り上げ不振あたりが一番多いようでございます。

○水間委員 また話はもとに戻りますが、そういうことであれば、建設業界の業務委託される皆さん方も最低制限の問題、あそこだけは最低制限価格はない、30%にダンピングするような仕事のとり方、とらざるを得んこともあるのかもしれませんが、本当、30%台で仕事ができるとは信じられないんですが、そういうことまでやりながら仕事を何らかとっていかなきゃなら

ん状況を生み出しちゃいかんと思うんで、その最低制限も、知事も、国やら他県やらいろいろ調査しながらやるというような答弁もいただいたんですが、県土整備部としても、そういうものを速やかに、本当に仕事をしてみんながよりよい生活ができるような入札制度、落札率ばかりで追っかけていかないで、建設業界が生きていけるような、そのことをひとつ前向きに、考えておられるでしょうが、部長、もう一回、そこらあたり、どうでしょう。

○野口県土整備部長 今の業務委託関係なんですけれども、今まで、工事と違って、各都道府県、地方は最低制限価格制度をとっていなかったというような形になっています。一方、国のほうは低入札調査という制度を工事のほうでやっています、今年度から、国のほうは同じ低入札調査という制度でもって、予定価格があって、低入札価格を下回るものについては、本当にその業務ができるのかどうか調査をして、その上で、業務ができるんだったら契約をしましよと、業務ができる可能性が少ないんだたら契約はしませんよというような形になっています。県の今までの工事の流れで言うと、最低制限価格を設けるということで低入札調査をやってきていない、実質的に測量設計業務で低入札調査、数が多い中でできるかどうかという、かなり難しい面もあるのかなと思っています。そういう面では、最低制限価格制度というのが適用できるのかどうか、他県がどういうふうなやり方をしているのかというのも勉強をしながら、検討させていただきたいと思っています。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

○外山良治委員 今の下水道普及率というのはどういう状況にあるんでしょう。

○富高公園下水道課長 現在、17年度で46.6%

です。

○外山良治委員 一番高いところ、一番低いところ、どうなんでしょう。

○富高公園下水道課長 それは県内のですか。

○外山良治委員 県内。

○富高公園下水道課長 今、普及率で一番高いところが宮崎、それと一番低いところが諸塚村です。

○外山良治委員 宮崎市の場合は何%でしょう。

○富高公園下水道課長 宮崎市が81.3%です。そして、諸塚村が10%です。

○外山良治委員 都城市は何%ですか。

○富高公園下水道課長 34.1%です。

○外山良治委員 大淀川をきれいにしようと、自然と環境の保持・保全ということが、例えば、大淀川サミット、随分昔の話ですが話題になりました。宮崎市の場合には、恐らく90%ぐらいっているのと違うかと思うんですけど、都城市が34%というのは余りにも低いと。今後、下水道普及の計画、これはあるんですか、ないんですか。

○富高公園下水道課長 宮崎市につきましては、合併しましたことによって下がってきたということでありまして。都城も同じようなことなんですけど、基本的には、大淀川の上流域でありますので、下水道普及につきましては、なおさらまだ進めていくと。さらには、都城の広域圏におきましては、いわゆる船団方式といいまして、今までの合併する前なんですけど、処理場と、いわゆる汚泥の処理の仕方とか、そういったのをそれぞれで持ち寄ってやる方式というのをとられています。今後におきましては、農業集落、漁業集落も、そういったミックス方式等を検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○外山良治委員 いわゆる下水道を掘るやつとか、農排水とか、合併とか、そういったいろんな方法で下水道普及率を高めようと、そういったことが最近では若干薄いのかなど。ですから、宮崎県の場合、特に自然を守っていくという視点から、下水道普及率というものを今後、計画的に伸ばしていただきたいというふうに思います。

それから、以前から私、興味があるのは、いわゆる特目住宅、宮崎市の場合には、特目住宅で車いす用の住宅をずっとつくってきました。ほか29市町村でどの程度あるんでしょうか。

○藤原建築住宅課長 特目住宅についてのお尋ねでございますが、現在、平成18年度までの特目住宅の整備率と申しますのは、全体で1,534戸、人にやさしい補助事業を活用してという前提になりますけれども、この中で、御案内のとおり、宮崎市につきましては、障がい者向けの住宅を115戸整備をいたしておりまして、県全体での障がい者向けが180戸ございますので、残り65戸がほかの市町村ということになります。

○外山良治委員 今、説明がありましたように、29市町村の実態というものが余りにもお粗末。ほとんどが宮崎市。こういった現状の中で、ノーマライゼーションとか、リハビリテーションとか、人にやさしい福祉のまちづくり条例、平成14年から始まったと思いますが、依然としてこういう状況。これは早急に課長を先頭にして、整備計画なら整備計画を立てていくという努力をしていただきたいと思います。

それから、高齢社会と随分前から言われてきた。高齢者向け住宅、母子世帯用住宅、例えば1戸募集するのに80人とか90人とか来ると、こういった状況の中で、今後の整備というものをどういうふうにお考えなんでしょうか。

○藤原建築住宅課長 現在は狭小・老朽化している建物を中心に、建てかえによって整備を進めているわけですが、建てかえによって整備を進めます中には、当然、バリアフリーというのが前提になってございます。しかし、一方では、簡平住宅あるいは簡二住宅等、非常に古い住宅等もございます。こういった中で、現在、財政改革推進計画を具体のものとして進める中で、建てかえ住宅等についても、なかなか計画どおりに進まないという状況も見えてまいりましたので、今後は、そういった簡二・簡平住宅、こういったものについての改善を進めていきたいというふうに考えておりました。その場合に、当然、高齢者向けあるいは障がい者向けの住宅前提のバリアフリー、そういった改善を進めていきたいというふうに考えております。

○外山良治委員 例えば、宮崎県警の資料によると、1年間に変死体件数というのが1,402名、年々これは増加をしていると。こういう状況の中で、後期高齢者の御夫婦のみが住む世帯というのが急増していると。こういった中で、中山間地域での高齢者という方々が老後をどこで過ごすかといったときに、無医村、この前も相談がありましたが、病院に行くのにお金が3,000円かかる、往復6,000円だと、そういった場合に、公営住宅、市町村営住宅があれば、そこに住んで十分お医者さんにもかかされると、そういった環境というものを宮崎県でつくっていかなければ大変ですよ。例えば、高齢者の自殺、増加しています。これも警察発表で平成19年1月から4月いっぱい、お年寄りの自殺、昨年同期比較で16名増加をしている。そのほとんどが後期高齢者。住めない、不安、こういった状況の中でみずから命を絶っていると。こういった状況を

十分踏まえて、そういった状況の中での宮崎県の公営住宅のありようについて、また、母子家庭も急増している。この前、高崎町で子供たちとお話をしてきた。1クラス32名中、10名が母子家庭。びっくりしましたよ。ああいった地方でもそういうふうな状況ですから、本当に大変だと。そういったときに、そういった方々の公営住宅、市町村営住宅のありようについて真剣に考えたいと。答弁は要りません。以上です。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時43分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○持原管理課長 お手元に萩原委員から要求のございました平成19年度の公共三部の発注工事リスト、これは公共三部の数値を出しておりますので、契約ベースでございます。契約をしたものということで。それと、平成19年度の倒産・整理企業の一覧を配付させていただいております。条件つき一般競争入札が13件、指名競争入札が110件でありますけれども、お尋ねのありました倒産企業の受注は現在のところ発生しておりません。以上でございます。

○藤原建築住宅課長 先ほど、坂元委員から住宅金融公庫融資事業審査事業の2万1,000円についての御質問がございましたけれども、ちょっと私の舌足らずな点がございまして、少し補足をさせていただきたいと思いますが、これまで住宅金融公庫の審査業務につきましては、県を初め、建築住宅センター等で委託によってその審査業務を実施してきたわけでございますが、

今年4月1日から独立行政法人に移行いたしました。基本的には公共団体への委託がなくなりました。しかし、災害関連、いわゆる災害復興住宅の融資にかかわる審査ですとか、こういうものは引き続き公共団体へ委託がされることになりまして、ここに計上しています2万1,000円と申しますのは、5件相当分の審査を前提としたものでございます。以上でございます。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時45分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○濱砂委員 管理課長、11月の決算委員会終了後でないかという話が今あったんですが、そういうことを言っているんじゃないんです。各事業に経費がついて回っているものですから、課別に、事業ごとに経費がついて回っている。だから、その事業を終わらせるときには全部終わらせないかという慣習があるんじゃないかということも言っていたんですよ。ですから、実際は会計管理の見直しをするなら、そういうものを取り払って、昔はこれに食糧費までついていたんですよ。それはわかっているんですよ。だから、報道されたように、県議会からやかましく言われるから使い切らなくてはいけないんだと、県のOBが出て、テレビで実際にそんなことを言っていたものですから、だから、資金の流れはどうなっているんですかと。本来であれば、今になってまだそういうものが出てこないこと自体がおかしい。一般の会社ならすぐわかりますよ。ですから、管理は管理として、そういったものを統括してするような管理制度をつくり上げたほうがいいんじゃないかなというものが前提にあったものですから、そういう発

言をさせていただきました。だから、資金の流れはどうなっているのかということを知ることができなかったんです。そういうことなんです。わかっていたら教えてください。

○持原管理課長 補助事業の事務費につきましては、出先機関で執行残が生じた場合、これは本課に引き揚げまして、県単独事業で支弁しております人件費を補助事業のほうに振りかえまして、補助事業のほうは基本的にゼロ精算をすると、ゼロということで、県単は執行残として残して活用する、執行残として県単を残すということでございます。いずれにせよ、今、調査をしておりますけれども、国の補助事業の仕組みとか、県単事業の活用というような観点で、我々としても、そういう適正な処理ができるような形で制度の見直しも含めてやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○横田委員長 それでは、議案、報告事項以外のその他で質疑がありましたら、お受けします。

○蓬原委員 今、19年度の発注工事リストをいただいたんですが、最終の入札日が6月13日になっております。きょうが21日です。一般質問が19日までであったと思っております。最低制限価格と同額、1円も変わらないという入札の話が我が会派の議員のほうからも指摘がありまして、ソフトの流出の問題と、あるいは最低制限価格が漏えいしているのではないかと、そういう問いかけもあったかに思っておりますが、その後行われた入札があって、最低制限価格と同額という、まれに見る確率で入札をするという、そういうものがなかったかどうか、つかんではいらっしやいませんか。

○持原管理課長 数字で申しますと、平成19年度に入りまして落札金額と最低制限価格が同一

であった事案、これは公共三部の話でございますけれども、一般競争入札で4件、指名競争入札で3件、合計で7件生じております。

○蓬原委員 期日は。

○持原管理課長 これは6月15日までですので、1件ふえておるんじゃないかと思えます。

○蓬原委員 その場合の一番最後の端数、ゼロなのか、あとの1から9の数字なのかというのはわかりませんか。

○持原管理課長 公共三部の状況を見てみますと、県土整備部は円単位で従来からやっております。

○蓬原委員 円単位ですが、最後の数字がゼロなのか、1から9なのか。

○持原管理課長 ゼロから9ということでございます。ゼロもあります。

○蓬原委員 ですから、ゼロと1と9の違い。

○持原管理課長 19年の事案で申しますと、末尾の数字だけ申します。7、3、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロでございます。

○蓬原委員 私がなぜ、ゼロか1から9か聞いたかといいますと、ゼロというのは、比較的人間というのは、数字を丸めるという部分がありますよね。1から9というのは紛れもなく、ソフトか何かのかなり精度の高い計算方法によって出した場合というようなことがあるのかなという一つの見方をしたんですけど、そうでもないですか。そのソフトが丸めるソフトになっていればゼロで出るわけだから余り当てにならないかもしれないけど、そういう見方をちょっとしたんで、そういう聞き方をしました。

15日以降は行われていないんですね。

○持原管理課長 あれ以降は、農政水産部の工事が1件あるだけでございます。以上でございます。

○蓬原委員 その結果は、最低制限価格との関係は何もなかったんですね。

○持原管理課長 農政の工事でございますけれども、最低制限価格と同額の入札が4社ありまして、くじ引きで1社が落札という形になっております。

○蓬原委員 なければこれ以上ここに聞いても仕方ないんですが、結局、最低制限価格と同額で入れているところが、これまで議論してきたところは1社とか、そういう数字だったんですよ。今回は同額で4社入っているということですか。その結果が抽せんになったと。

○持原管理課長 そのとおりでございます。4人同額がありまして、くじ引きで1社が落札したということでございます。

○蓬原委員 これは県土整備部ではありませんから、こちらに言っても仕方ないことですが、これまで議論していたものは、最低制限価格と同額というのが1社だけだったですよ。これが4社も入ってきているということは、公共三部としては、共通して何か対策といいますか、意見交換というか、何かやらないと、いずれ、この県土整備部の入札においてもこういうことは十分起こり得るなということは推測できますよね。ここではこれ以上議論しても仕方がないのかもしれないけど、それは未然に検討されることを意見として申し上げておきたいと思います。

先ほど、前払金保証法の話がありました。その中で、坂元委員からも話が出ましたけれども、生コンクリート工業組合というのがあって、私は一切こことは縁はありません。ただ、この前、そういう陳情がございまして、一覧表がありました。5カ所のブロックに分かれておりまして、不良債権額一覧表、不良債権1億5,723万円、生コンです。1億5,723万の不良債権が出てお

りまして、要するに不渡りを食らったということですよ。引っかけたということですよ。一番大きいのが宮崎地区なんですけど、5,000万近いですね。内訳は申し上げませんが、そういうふうには1億5,000万もの不良債権があります。それで、私どもが切実な声として聞いたのが、先ほど、課長の話によりますと、生コンなどの資材業者等の保護というのは、法律が保護することにはなっていないということだったんですけど、どうなんですかね。そういう下請の部分で、保証会社と銀行のほうで密に連絡とりながら、領収証等を確認して支払いを済ませているんだということだったんですけども、ここにも業者間のからくりもあるようございまして、実際のところは前払金は流れないまま行われて、結果としてはこういう状態の中ですから、前払金欲しさの苦し紛れの入札があつて、例えば、きょう、発注を受けて生コンを納めましたと、あした行ってみたら、そこは計画倒産しておたということもあるやに聞いておりますが、切実な問題だと思うんですよ。連鎖倒産がこれからどんどん起きていく状況にあるわけですけども、くくりまして、生コン等の資材業者を、特に初期の段階で納める人というのはいるわけですよ。そういう人たちを保護する手だてというのは何かないんでしょうかということなんですけど、何か考えがありますか。

○持原管理課長 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、今、先ほどから低入札での落札の問題がいろいろ話題になっております。そういうことで、私ども、施工点検チームで業者のチェックをしようという動きを一つ検討しております。それ以外にも、全国で行われているような低入札の防止策としては、例えば、前払金を少し下げたらと、2割にしたらとか、

あるいは入札保証金、契約保証金をもっと高くしたらとか、あるいは入札ボンドを導入したらとか、入札ボンドというのは、金融機関等が当該業者の契約履行を保証するような制度ですけれども、これは近年出てきている制度で、まだ国の方でも大きな工事しか導入されておりません。そういうものを導入したらどうだろうかとか、いろんな多面的な対策を打ちながら、そういうものの防止を図っていこう、建設業者の持続的な発展といいますか、経営の確保を図っていこうというような流れにあるのかなと考えております。そういうことで、多面的な検討をしていく中で、いろいろ勉強もさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○蓬原委員 恐らく、これから加速度的に倒産する企業がふえていくと思いますから、早目にそのあたりの対応をお考えいただきたい。

最後に、あと一点だけ、知事がこの前、本会議でこの建設業関連に関して「自然淘汰」という言葉を使っているわけですよ。きのうも商工観光労働部ではお願ひをしたところでしたが、自然淘汰というのは、引いてみると、揚げ足をとるところじゃないんですが、進化論の用語だそうございまして、多産の本性を持つ生物で、生存競争の結果、適者が生存して子孫を残し、劣者は子孫を残さずに滅びることを言うんだそうです。だから、いわゆる自然選択と似たような言葉だということなんですが、これができるのは天地創造の神でしかないわけですよ。ということは、今やろうとしていることは何かというと、強制淘汰だし、政策的淘汰だということだと思ふんです。大きな政策の転換を今やろうとしているわけだから、そのためのセーフティーネットワークをちゃんとやらないといけ

ないということだろうと思います。それも政策だろうと思ふんです。

先ほど、自殺の話が出ましたけど、どうかすると、こういう急激に政策の転換をやる時というのは、ほとんどといって言いぐらい犠牲者が出るんですね。もしかすると会社経営者が行き詰まって、自分で自分の命を縮めるということになるかもしれないし、あるいは社会的に参加意欲をなくして、いわゆる何と言うんでしょうか、生きてはいるけれども、殺してしまったということがあると思ふんですね。人は生かさないかんわけで、殺しちゃいかんわけですから、やはりそこは政治の、あるいは行政の基本にしてやっていかなきゃいけないと思ふんですので、ぜひ、セーフティーネットといいますか、この建設業の皆さんに対するいろんな相談とか、情報提供、今でもやっていただいております。今までが足りないとは言っていないです。建設業そのものの人たちにも責任はあると思ふんです。これまでおんぶにだっこで、10人もおらんような会社の社長さんが、どこかの大会社の社長が乗っているような大きな物すごい車に乗っているときはやってきたとか、そういう部分もあるでしょう。でも、社員の皆さんというのはどうしようもない部分もあるんで、そこあたりのことをよく考えていただいて、これは自然淘汰ではない、強制淘汰だし、政策的淘汰だということを考えながら、そのあたりのことについてはしっかりフォローをしていただきたいということ意見を申し上げておきたいと思ふんです。

○坂元委員 これも要望ですが、うちの委員会が所管する商工観光労働部には労働政策課というのがあって、そこはいろいろな技能の継承というので技能士の養成をやっているわけですよ。ところが、住宅センターとか、今、宅建に指定

管理者でやらせていますが、やっぱり畳でも何でも技能士がいなくてもやらせるわけですよ。安ければいいと。畳も今、半分は発泡スチロールで、上にちょっとイグサが乗っているだけでしょう。だから、そういう意味では政策の一貫性がないなど。商工観光労働部は技能士の育成、住宅政策では安ければいいというぐらいの、技能士とは無関係のことをやられるという事は、同じ県政としておかしいなと思うんで、その点はひとつ要望しておきます。

○横田委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時4分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○持原管理課長 外山委員から御要求のありました地域ごとの業者数につきましては、明日、委員会で配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横田委員長 その場合の説明とかもやっぱり要りますか。配付だけでよろしいですか。

○外山良治委員 いいです。

○横田委員長 配付だけでいいということですので、委員全員に配付をお願いいたします。

それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時7分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですけど、委員会日程の

最終日に行くことになっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、13時ということで決定をいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後4時8分散会

平成19年6月22日（金曜日）

午後1時5分開会

出席委員（9人）

委員	長	横田	照夫
副委員	長	田口	雄二
委員		坂元	裕一
委員		蓬原	正三
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		萩原	耕三
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉	直樹
議事課主任主事	古谷	信人

○横田委員長 委員会を開会いたします。

まず、きのう、請求がありました資料を配付しておりますので、御確認ください。

次に、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、第2号、第8号、第12号、第15号及び第18号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 異議なしと認めます。よって、

議案第1号、第2号、第8号、第12号、第15号及び第18号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第2号についてであります。この請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○坂元委員 下から3行目の施行者の「行」は、これは工事の「工」ですね。

それと、できれば県土整備部だけではなくて、公共三部、トンネルの場合は。ですから、議長の方で分割付託してもらおうようお願いするということではできませんか。中山トンネルとかいうのは環境森林部がやるんでしょう、ふるさと農道トンネルは農政がやっておったからです。やっぱり県土整備部でそれができるのかどうかということだったから、発注者別ということになると、公共三部で農林との分割付託じゃないかという話があったもので、この間、和解のあれもあったようですが、その辺で、継続してもらえませんか、議長に差し戻しますという部会の意見でしたので。

○横田委員長 外山委員、いかがでしょうか。

○外山良治委員 言われるお話は一応、わかることはわかります。継続ということですか。継続はもちろん優先されますから、でも、継続をしていたら恐らく和解が成立——そのことがおわかりになって言っておられると思うんですが、今、坂元委員がおっしゃるように、継続の動議が出た場合は、先議されるのは、継続が優先されますから、動議を勘弁してくれというわけにはいきませんから、一応わかりました。

○坂元委員 念のために、付託した議長がいかんですよ。ちゃんと分割して付託されるようになっていますね。特に議運が怠慢。

○横田委員長 それでは、そういうことによる

しいですか。

○外山良治委員 もちろん、動議が優先ですから。

○横田委員長 それでは、お諮りいたします。
請願第2号につきましては、継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、請願第2号につきましては、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、「委員長報告骨子（案）」についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

○水間委員 今まで委員会で、あるいは本会議でもいろいろ出たんですが、入札制度、ここに来て新たな流れの中で倒産件数がふえているというこの状況の中で、執行部としても入札のあり方、倒産が出ないような方向を何か考えていただきたい。例えて言うと、県土整備部で倒産件数は19件と、私が調べた中では21件なんですよ。そこらあたりの押さえ方の違い、そしてまた、今、倒産がまたふえている。どこも業界の皆さん方は今、発注の仕方も、地域枠、地域要件をと言いながら、なかなか今度は地域要件が生かされていないような話も出ているので、だから、そこらあたりが一つの倒産の引き金になっているような気がしますから、そこらあたり、

委員長報告の中で倒産防止対策も考えていただきたいということを含めていただくとありがたいと思います。

○横田委員長 そのほか、ございませんか。

○萩原委員 できれば、これから予定価格の公表は中止の方向に。国は予定価格を発表していないんですよ。そういうことで、職員のほうでも予定価格は公表しないほうがいいんじゃないかなという話もかなり出ていますから。

○武井委員 例の知事ブランドの話なんですけれども、きのう、総務委員会のほうに知事が出られて、報道だけなんですけど、若干踏み込んだ発言もそこではされているようです。こちらでもずっと議論がありましたので、ぜひ、知事ブランドの件については、非常に現場等、混乱しているの、県としても、しっかりと問題の重要性をかんがみて対応するように望みたいということはぜひ入れていただければと思っております。似顔絵、イラストの件です。

○横田委員長 そのほか、ございませんか。

○水間委員 イラストの件でちょっと関連ですが、新聞記事で知ったんですけども、1年前になると公職選挙法に抵触するとか、そんなことまで出ているんですかね。そんな論議がありますか。だから、イラスト、だれでも使っているんですよと知事はこの前の本会議で言われましたね。そう言いながら、ある部分、後援会のほうと相談をしてくれということも言われておるでしょう。

○坂元委員 公職選挙法に違反するかどうかは選挙に出てからのことだから。

○水間委員 それはそうですわね。そこは、今、イラストでだれでも使っているということだったから、表現としてはどういう使い方がいいんでしょうかね。

○**蓬原委員** その取り扱いを総合的に整理づけるというか、整理するというか、それが必要だろうなということですよね。いわゆる粗悪な品物までそれを張ることでブランドが傷つくこととかいうこともあるし、自由に使っていただくことのデメリットがある。一部の人が使うことによる、いっぱい使いたい人がいるのに、ほかのブランドがあるのに一部の人が握ってしまって使わせない、自由には言いながら、どこかで制約してしまっているという不都合もある、いろいろあるから、いわゆる公職選挙法の問題もあるんですね。今のところ抵触しないようなことですが、だから、そういうことを含めて総合的に、ブランド化ということと似顔絵、それをうまく使うということをちゃんと整理つけなさいということの意見書、言葉としてはそうしかならないんじゃないかなど。

○**坂元委員** 公職選挙法の抵触は、我々の委員会では何もないんです。武井委員が言われたように、ブランドの認証と見まごうことがありますよね。これがくっついているから、これは保証書かというふうに思うかもしれないから、品質の確認の上にそういうものはつけさせるように、ある程度お考えになったほうがいいんじゃないかということをつけるということでしょう。

○**横田委員長** それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** では、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。今年度は7月24日（火曜日）に開催を予定しております。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこ

とになっており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うこととなっております。この報告に当たって、お手元に配付の「委員長報告骨子（案）」をもとに行いたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、総会における委員長報告につきましては、詳細につきましては正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための「全員協議会」、午後1時半から「基調講演」、午後2時10分から「総会」となりますので、よろしく願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。

7月は、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の直前、20日（金曜日）に高速道路の整備等についての説明を受け、質疑を行った後、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、8月27日から30日にかけて、入札制度、まちづくり三法の成功事例、自動車産業などの工業振興対策等について実施することとし、詳細については正副委員長に一任いただくということで御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日、御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時18分閉会